

平成26年6月定例会

浪江町議会会議録

平成26年6月10日 開会

平成26年6月17日 閉会

浪江町議会

平成26年浪江町議会6月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（6月10日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	7
行政報告	7
一般質問	19
佐々木恵寿君	20
紺野榮重君	41
松田孝司君	55
渡邊泰彦君	69
若月芳則君	84
延会について	94
延会の宣告	95

第 2 号（6月11日）

議事日程	97
出席議員	98
欠席議員	98
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	98
職務のため出席した者の職氏名	98
開議の宣告	100
議事日程の報告	100
一般質問	100
馬場 績君	100
請願・陳情の付託	124

承認第1号から報告第2号一括上程、説明	1 2 4
次回日程の報告	1 3 8
散会について	1 3 9
散会の宣告	1 3 9

第 3 号 (6月17日)

議事日程	1 4 1
出席議員	1 4 3
欠席議員	1 4 3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 3
職務のため出席した者の職氏名	1 4 3
開議の宣告	1 4 5
議事日程の報告	1 4 5
承認第1号の質疑、討論、採決	1 4 5
承認第2号の質疑、討論、採決	1 5 0
承認第3号の質疑、討論、採決	1 5 1
承認第4号の質疑、討論、採決	1 5 1
議案第36号の質疑、討論、採決	1 5 8
議案第37号の質疑、討論、採決	1 5 9
議案第38号の質疑、討論、採決	1 6 1
議案第39号の質疑、討論、採決	1 6 7
議案第40号の質疑、討論、採決	1 6 7
報告第1号の質疑	1 6 8
報告第2号の質疑	1 6 8
請願・陳情審査報告	1 6 8
陳情第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 8
陳情審査報告の撤回について	1 6 9
陳情第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 1
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 4
発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 5
発委第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 6
委員会の閉会中の継続審査又は調査について	1 7 7
町長あいさつ	1 7 7
閉会の宣告	1 7 8

浪江町告示第 33 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 1 項の規定により、
平成 26 年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 26 年 5 月 16 日

浪江町長 馬 場 有

- 1 期 日 平成 26 年 6 月 10 日（火） 午前 9 時

- 2 場 所 福島県二本松市北トロミ 573 番地
浪江町役場二本松事務所

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	三瓶宝次君
15番	馬場績君		

不応招議員（0名）

6 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成26年浪江町議会6月定例会

議事日程（第1号）

平成26年6月10日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

出席議員（15名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	三瓶宝次君
15番	馬場績君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
副町長	渡邊文星君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	山内清隆君	総務課長	佐藤良樹君
復興再生事務所長 兼帰町準備室長	山本邦一君	復興推進課長	宮口勝美君
町民税務課長	宮田良二君	産業・賠償対策課長	吉田公明君
ふるさと再生課長	岩野寿長君	復旧事業課長	中田喜久君
健康保険課長兼 津島支所長兼 津島診療所事務長	紺野則夫君	介護福祉課長	佐藤尚弘君
生活支援課長	大原教知君	会計管理者 兼出納室長	大浦泰夫君
教育委員会 教育次長	鈴木貞孝君	津波被災地対策 課長	安倍靖君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩野善一	次長	清水佳宗
------	------	----	------

書

記

柴 野 早 苗

○議長（吉田数博君） おはようございます。東日本大震災から、3年3カ月が過ぎようとしております。6月定例会に先立ち、地震津波により犠牲となられた方々はもちろん、長期にわたる避難により亡くなられた方々に対して、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。

ご起立をお願いいたします。黙とう。

[黙とう]

○議長（吉田数博君） ありがとうございます。ご着席ください。

地球温暖化防止の観点から、6月から9月までクールビズを実施しております。そのため、各議員については、節度ある範囲での軽装を許可しております。また、軽装しない自由にも配慮いたしております。執行部につきましても、趣旨をご理解いただきたいと思います。

なお、暑い方は上着を脱いで結構でございます。

◎開会の宣告

○議長（吉田数博君） ただいまの出席議員は15人であります。

定足数に達しておりますので、平成26年6月浪江町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉田数博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、11番、泉田重章君、12番、佐藤文子君、13番、紺野榮重君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（吉田数博君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は配付のとおり、本日より

17日までの8日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から17日までの8日間といたします。

会期中の会議についてお諮りいたします。10日、11日、17日を本会議、12日、13日、16日を委員会等のため休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、会期中の会議は、そのとおりに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（吉田数博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しておりますのでご了承願います。

◎行政報告

○議長（吉田数博君） 日程第4、行政報告を行います。行政報告は町長からお願いします。

町長。

〔町長 馬場 有君登壇〕

○町長（馬場 有君） おはようございます。

行政報告を申し上げる前に、ミスプリントがありましたので訂正をお願いしたいと思います。それではお手元の3ページに、「福島・国際研究産業都市（イノベーションコースト）構想研究会について」ということで報告いたしますけれども、その上から3行目、構想研究会が「昨年」となっておりますけれども、「本年」1月ということに訂正をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

平成26年浪江町議会6月定例会の開会にあたり、行政報告を申し上げます。

東日本大震災の発生から本日で1,188日を迎えました。浪江町においては、現在でも、県内に1万4,700名、県外に6,400名ほどの町民の皆様が避難を余儀なくされております。

長期化する避難生活において、精神的・肉体的にも疲弊し体調を崩され、つらく悔しい生活を強いられている町民の皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

このような中、5月19日恵向仮設住宅自治会から、仮設住宅の入

居者が家を出たまま帰らず、行方不明となっている旨の一報が入りました。当初は、仮設自治会長さんをはじめとする役員の方々と町職員等で捜索を行いました。その後、浪江町消防団の佐々木団長の到着を待って、自治会長さんとともに避難先自治体である本宮市長へ応援要請を行い、協力して捜索した結果、翌20日の午後に無事発見することができました。

このことは、関係各位の迅速な対応とご協力のお陰と、深く感謝申し上げますとともに、改めて、心から御礼を申し上げる次第であります。

仮設自治会におかれましては、自治会長さんを先頭に50名の皆様にご協力をいただきました。

本宮市においては、平日の日中にもかかわらず、市消防団80名、車両13台の出動をいただき、捜索にあたっていただきました。本当にありがとうございました。

これまで、慣れない土地で様々な思いの中、必死に生活されている町民においては、長期避難による健康悪化や先の見えない事に対する不安等ストレスにより健康被害が現れていることを、強く危惧しております。

町といたしましては、今後も、仮設や借上げ住宅等の訪問や見守り、健康相談等、心のケア対策を重点的に実施するとともに、予期せぬ事態に対応し、避難する町民の安全、安心を確保するため、避難先自治体との緊密な連携を図ることは勿論、各自治会や社会福祉協議会等関係機関との連絡、協力体制の更なる強化に努めてまいります。

続きまして、町政の執行状況について報告させていただきます。

最初に、浪江町復興まちづくり計画について、ご報告いたします。

平成25年度に策定したまちづくり計画の提言を、4月中旬に全世帯へ計画及び付属資料を配布させていただきました。このまちづくり計画は、浪江町復興計画【第一次】で方向性のみが示されていた浪江町内のまちづくりについて、平成29年3月の帰還開始想定時期までに、避難指示解除準備区域を中心とした復興拠点に、最低限必要なものを整備することを示したものとなります。今年度からこの計画に基づき復興を着実に進めていくこと、そして復興を見える形にしてまいります。

次に、浪江町行政区長の委嘱について、ご報告いたします。

4月25日（金）、二本松市かねすいにおいて、浪江町行政区長の委嘱状交付式を行いました。交付式では、全行政区を代表して、1区行政区長の佐藤秀三様に委嘱状を交付し、今後2年間の行政区長

の活動をお願いしたところです。

各地区行政区長の皆様におかれましては、地区住民の絆の維持、地域コミュニティ活動の促進等を図っていただき、地域が抱える諸課題の対応について、ご意見・ご指導をいただくなど、今後の浪江町の復旧・復興に向けた取り組みを推進するため、ご尽力賜りたいと考えております。

双葉警察署浪江分庁舎及び浪江消防署臨時庁舎の開設について、ご報告いたします。

町民の生命・財産を守り、町内の防災力・防犯体制を強化するため、かねてから、警察・消防等公的機関の町内常駐を要望しておりましたが、4月1日に双葉警察署浪江分庁舎、翌2日には浪江消防署臨時庁舎の開所式がそれぞれ行われ、震災以降3年ぶりとなる浪江町内における、24時間体制での勤務が再開されました。

これまで以上に、役場、警察署、消防署が連携・協力し合い、町民が安全・安心に一時滞在できる環境を整えていきたいと考えております。

浪江町消防団の活動について、ご報告いたします。

4月6日、浪江町役場二本松事務所において、平成26年度浪江町消防団辞令交付式が行われ、班長以上の幹部団員に、佐々木保彦団長より辞令が手渡されました。なお、消防団員については全国各地に避難している中、検閲式等の訓練に参加されているほか、毎週日曜日、町内の防犯パトロールに協力をいただいているところです。

また、4月20日、広野町総合グラウンドにおいて、福島県消防協会双葉支部連合検閲式が4年ぶりに開催され、浪江町からは約80名、郡内の町村全体では約650名の消防団員が参加しました。検閲式では、閲団、分列行進に続き、式典が行われました。

大規模火災対応訓練について、ご報告いたします。

5月15日、請戸橋・やな場周辺において、避難指示区域内大規模火災対応訓練が行われました。

本訓練は、避難指示区域内の大規模火災が危惧される中、遠距離中継送水訓練や消防防災ヘリによる散水など、県内12消防本部等関係機関の連携確認を主として実践的な訓練を行ったものです。

今回は、帰還困難区域で火災が発生したという想定であったため、通常の防火服のほか、防護服と全面マスクを装着した消防署員が、力強く放水作業を行いました。

福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会について、ご報告いたします。

赤羽原子力災害現地対策本部長の私的懇談会という位置づけで

「福島・国際研究都市（イノベーション・コースト）構想研究会」が本年1月に設置されました。これまで6回開催され、委員である福島県や有識者・東京電力・浜通りの町村会から廃炉に関連する新しい技術の集積構想や新産業振興の取り組み構想のプレゼンテーションと、浜通りの産業再生構想についての意見交換を行ってまいりました。今月末までにはこれら研究会の構想を取りまとめることとなっております。

浜通りの産業再生については、浪江町はもとより双葉郡・福島県の復興のために最優先に取り組むべき課題であり、これまでも国や県にグランドデザインの提示を求めてきたところでもあります。浪江町としても、福島県及び双葉地方町村会と連携して、しっかりと地域産業の再生を求めていく考えであります。

「福島県原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業」、「福島避難解除等区域生活環境整備事業」について、ご報告いたします。

昨年度より、立ち入りされた町民の利便性や安全の確保、町内の防犯・防災について、また公共施設の機能回復のため「福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業」及び「福島避難解除等区域生活環境整備事業」により対策を講じてまいりました。

本年度も当事業を積極的に活用し、防犯対策や町内の公共施設の機能回復を進めてまいります。4月1日からは、防犯カメラや仮設トイレ、応急仮設診療所運営などの継続事業に加え、タブレット端末による情報発信の強化を検討する事業、丈六公園の維持管理事業、イノシシ等の有害鳥獣から人家を保全する有害鳥獣駆除事業など、18事業において、国との委託契約を締結し事業を進めているところでもあります。

B-1 グランプリについて、ご報告いたします。

前回の行政報告でもご報告したとおり、今年の第9回大会は、「ご当地グルメでまちおこしの祭典B-1 グランプリ in 郡山」～東北・福島応援特別大会～として、浪江町と郡山市・愛Bリーグが連携し、10月18日・19日に開成山運動公園など、郡山市街地の3つのエリアに会場を分け開催されます。

現在は、大会運営のための広告協賛企業の募集の取組み、さらには「企画・広報部会」「交通・警備部会」など、目的ごとの部会を設け、関係機関とともに大会内容の検討をしております。今後は大会運営に欠かせないボランティアの募集を行うこととしており、延べ4,000人規模の確保を行う予定です。

また、今回の大会は東北・福島応援特別大会として位置付けられており、多くの来場者に被災地の情報発信を行い、震災の風化防止

に取り組むとともに、参加する団体の使用食材については極力福島県産を利用してもらうなど風評被害払しょくにもつなげる取組みを展開する予定であります。

タブレット端末整備事業について、ご報告いたします。

先行配布した他自治体の反省点をふまえながら、本当に必要なタブレットはどんなものか、それにより町民の絆の維持し、さらに新たな行政サービスの実現ができないか、というテーマのもとに、町民協働実現の意味でも町民をまきこんだワークショップ会議（アイディアソン等）を県内・県外で、開催中であります。

今後は、その内容を集約し、仕様書にもりこみ、プロポーザル方式にて入札、その後、世帯ごとに配布となる予定であります。

復興公営住宅整備について、ご報告いたします。

復興公営住宅の申し込み状況について申し上げます。

復興公営住宅第一期の入居申し込み手続きが4月1日から5月30日まで実施されました。

募集戸数は528戸で、浪江町民が申し込むことができる住宅は、いわき市、会津若松市、郡山市の160戸となっております。9月中旬の入居者決定に向け、抽選会、入居資格の確認の手続きが進められていきます。入居可能時期については会津若松市が平成26年12月、いわき市及び郡山市が平成27年3月となっております。

募集期限終了時の申込の状況についてですが、対象戸数の528戸に対し申込み戸数が1,118戸となっております。浪江町民が入居できるものについては、いわき市の湯長谷団地が対象戸数の50戸に対し申込み戸数が239戸、下神白団地が対象戸数の60戸に対し申込み戸数が115戸、郡山市の柴宮団地が対象戸数の30戸に対し申込み戸数が75戸、古川町団地が対象戸数の20戸に対し申込み戸数が18戸となっております。なお、再募集の方法については、現在、福島県と調整を図っております。

次に、整備状況について、浪江町民が入居できる住宅について申し上げます。

いわき市につきましては、整備戸数1,760戸のうち、1,562戸について復興庁からコミュニティ復活交付金の内示を受けております。下神白団地が60戸、他町との共用の湯長谷団地が50戸、今後募集される、平八幡地区12戸、小川地区50戸となっております。この他に整備される、小名浜大原地区、北好間中川原地区、勿来酒井地区、泉本谷地区などの1,250戸については、今後、町配分を協議してまいります。

南相馬市につきましては、整備戸数900戸のうち、564戸について

復興庁からコミュニティ復活交付金の内示を受けており、今後募集される、原町区北原地区264戸、原町区上町地区60戸となっております。この他に今後整備される、原町区辻内150戸については、現在、調整中であります。

二本松市につきましては、整備戸数340戸のうち、270戸について交付金の内示を受けております。今後募集される油井根柄山地区が70戸となっております。この他に整備される、油井石倉地区200戸がございます。

本年度より協議を開始した福島市については、今後募集される、飯坂地区50戸となっております。

これら現在整備が示されているものについては、平成27年度または平成27年度以降早期に入居開始できるよう整備しております。

次に、公営住宅整備に関する協定に基づく復興公営住宅の整備状況について申し上げます。

本宮市につきましては、和田地区、仁井田地区に61戸を整備することになっております。関連する道路整備等について、関係機関との調整を進めています。

桑折町につきましては、東段地区に25戸を整備することになっております。現在、造成が開始されており、本年度中には入居開始となる予定となっております。

現状では、整備計画戸数を満たしていない状況ではありますが、今後も、住民意向調査で希望のあった復興公営住宅の確保を行うため調整を行ってまいります。

5月16日、酒田地区で行いました、町内では4年ぶりとなる田植えについて、ご報告いたします。

本事業は、除染が完了した水田約1ヘクタールを農業者のご協力をいただきながら、町が主体となって実証栽培を行い、除染後の農地保全と営農再開、町の農業再生を目指して実施したもので、農業はもちろんのこと、ふるさと再生に向けた取り組みとして、大きな第一歩となりました。

私も田植えをさせていただき、かつての当たり前の日常を一時でも取り戻したことに心から喜びを感じ、会場におられた農業者の方々をはじめ、関係者の皆さんの笑顔に、非常に清々しい気持ちになりました。

これを契機としまして、ふるさとの再生・復興の見える化を、より一層進めてまいりたいと考えております。

浪江町内での事業活動状況について、ご報告いたします。

浪江町内での事業者の活動状況は、3月の中旬に、アップル引越

センター福島、東日本農重機リースが新たに事業を開始し、4月には常磐菱農、あおいの鉄工所が相次いで再開したことにより、町内で再開した事業者は11事業者15事業所となりました。また、6月1日現在の再開の準備の届け出は既に再開している事業所を除き19件となっており、町内での活動を望む事業者は増加傾向にあります。

福島ディステーション・キャンペーンについて、ご報告いたします。

福島県内に観光客を誘致するため、JRの主催する福島ディステーション・キャンペーンが平成27年度の4月から6月に行われることに伴い、今年度はプレDCの年ということで、5月21日に全国の旅行代理店のエージェントを対象とした1,000人規模の全国販売促進会議が開催されました。

翌日に行われたモニターツアーにおいては、陶芸の杜おおぼりへ約40名のエージェントをお迎えし、町の現状をお伝えするとともに、大堀相馬焼をPRしたところです。

このような県内の観光の機運の高まりに対し、未だに我らがふるさと浪江に滞在してお迎えすることが難しい状況ではありますが、高瀬川溪谷に代表される景勝地を始めとした美しい風景を愛でただくとともに、浪江町に訪れていただける機会を創りだせるよう、ふるさとの再生にまい進してまいりたいと考える所存です。

浪江町ADR集団申立てについて、ご報告いたします。

町が町民の1万5,600人余りを代理し、東京電力による謝罪、除染のほか、原発事故により発生した精神的苦痛に対する慰謝料の増額を求めて行った「浪江町ADR集団申立て」に対して、原子力損害賠償紛争解決センターの仲介委員より「和解案」が示されました。

今回、示された和解案は、100%満足できる内容ではないものの、現地調査や、町民の方々の意見陳述等により、避難者の置かれた状況を直接に把握して示されたものであり、「避難生活の長期化に伴う精神的苦痛の増大」による加算と、75歳以上の高齢者には、日常生活阻害慰謝料の加算も認められ、また、他の精神的損害賠償請求に関して、何ら不利益がないことを確認しております。

これを受け、町ではこの和解案について、参加申込みをされた町民の皆様に対して「和解案同意書」を送付いたしまして、1万5,500人を超える方々から返送をいただき、その99%以上が「同意する」意思を表示されております。

また、5月上旬から県内では5会場にて6回、県外では東京会場にて1回の説明会を開催いたしまして、960名余りの町民の皆様に参加をいただきました。その際に頂戴いたしました多数のご意見、

ご質問を踏まえ、浪江町支援弁護団と検討の上、5月26日にADRセンターに対して「回答書」を提出し、正式に「和解案」を受諾いたしました。

しかしながら、東京電力は5月29日、夜に、ADRセンターに上申書を提出し、回答期限を6月30日まで延長するよう求めてきたことから、町は翌5月30日に抗議のコメントを発表いたしました。また、浪江町支援弁護団も同日、ADRセンターに上申書を提出いたしました。東京電力に対し速やかな回答を求めるべきであること。受託するよう説得すべきであることを訴えております。

この「和解案」が、浪江町と町民の被害状況を十分に調査し、把握した上で示された極めて重い判断であることから、今後も和解成立に向け、できうる限りのことを進めてまいり所存でございます。

浪江町内の除染の進捗状況について、ご報告いたします。

酒田行政区における本格除染でございますが、積雪や資材不足等の影響により本年3月20日までの工期を、9月30日までに延長することとなりました。

5月末での進捗率でございますが、宅地で69%、森林で89%、農地につきましては剥ぎ取り作業で97%、客土で73%となっております。

高瀬行政区の進捗状況でございますが、現在、仮置場の造成工事を行っており5月下旬から一部、仮置場への受け入れを開始しており、大型施設、生活圏の森林、宅地等の除染に着手いたしました。

立野下行政区につきましては、ダンプ等の運搬車両によるパイプラインへの影響がないかを確認するため、5月22日、23日の両日、試掘を3カ所を実施し、荷重によるパイプラインへの影響が無い事が確認されたことから仮置場の造成工事に着手いたしました。

帰還困難区域の除染モデル事業の進捗状況でございますが、赤宇木地区、大堀地区、井手地区の全ての除染が完了しており、現在、各地権者へ結果の報告を行っております。

町内全域の共同墓地の除染の進捗でございますが、3月の彼岸前までに完了するよう進めておりましたが、積雪等の影響により工期に遅れが出ましたが、5月末で共同墓地の除染が全て完了いたしました。現在は、個人墓地の除染に着手しております。

国道114号(水境検問所から知命寺交差点)の約28キロメートル間の道路敷の除染につきましては、6月上旬より除染が始まっており11月末の完了を目指し除染を行っております。

最後に、仮置場の確保状況でございますが、酒田、高瀬、立野下の3行政区に続き、幾世橋3行政区(幾世橋、北幾世橋北、北幾世

橋南行政区)につきましても仮置場が確保されました。

現在、藤橋行政区及び北棚塩行政区に設置予定の仮置場におきまして、仮置場の確保に向け用地借用の契約交渉を行っております。まだ確保されていない行政区につきましても、引き続き仮置場の確保に向け関係行政区長さんと相談をしながら進めているところでございます。

今後とも、対象住民の皆様へ丁寧な説明をし、「仮置場の確保」及び「除染作業」へのご理解、ご協力をお願いしたいと考えております。

震災等ガレキ処理について、ご報告いたします。

浪江町内の帰還困難区域以外の可燃ごみの回収状況でございますが、4月末現在でマリパークなみえに8,430袋を回収し一時保管しており、本年度も継続して可燃ごみの回収を行っております。

昨年11月20日より行っておりました、請戸小学校及びマリパークなみえ内に集積されていたガレキの選別作業が3月末に完了いたしました。

また、津波被災地の面的なガレキの選別、収集、運搬を施工する業者が6月2日に決定いたしました。平成26年度、27年度の2カ年の工期で実施されます。

危険家屋撤去につきましても、3月末現在、10棟の解体撤去が完了しており、本年度も継続して行います。

廃家電回収状況でございますが、3月末現在、申込受付件数が1,037件となっております。冷蔵庫1,630台、テレビ1,310台、洗濯機798台、エアコン458台の回収が済みであり、今年度も継続して行っております。

棚塩地区、請戸地区に設置のガレキ処理に伴う仮置場の地質調査等が終了しており、現在、請戸地区、棚塩地区に設置の瓦れきの仮置場の造成工事の公告中であります。請戸地区の仮置場が6月下旬に、また棚塩地区が7月下旬にそれぞれ施工業者が決定される予定となっております。7月からは請戸地区、8月からは棚塩地区の仮置場の造成工事が始まる予定となっております。

津波被災地域の復興事業について、ご報告いたします。

津波被災者の生活再建を図るため、防災集団移転促進事業を実施しているところでありますが、3月25日に国土交通大臣の同意が得られたところであります。

現在は買取り対象となる移転促進区域内の権利者調査を行っており、今後移転先団地や規模等を検討するため、町内への帰還を希望する住民との意見交換会を予定しております。

津波で流失した共同墓地の移転事業につきましては、3月20日に工事請負契約を締結し、4月14日に安全祈願祭が行われました。現在は整備工事を行っており、早期に完成できるよう取り組んでいるところであります。

なお、津波被災地域の土地利用につきましては、浪江町復興まちづくり計画に基づき、太陽光発電施設、海岸防災林の整備等事業化に向け検討を続けているところであります。

次に町民の健康管理について、ご報告いたします。

最初に、放射線健康管理の実施状況について、ご報告いたします。

県及び町のほか、協力機関で実施しています内部被ばく検査につきましては、3月末現在で延べ2万1,482人の方が受診をしております。このうち、昨年度以降に受診された方で、預託実効線量が1ミリシーベルト以上となった方は、ありません。

また、甲状腺検査につきましては、5月19日に開催された県の「県民健康調査検討委員会」での報告によりますと、浪江町の場合、3月末現在では延べ3,249名の方が県の検査を受けております。仮設津島診療所での検査を含めると、震災当時18歳以下の方で甲状腺検査を受けられた方は、延べ4,673名となっております。

次に、独立行政法人地域医療機能推進機構との協定締結について、ご報告いたします。

先月7日、役場二本松事務所において「医療・健康管理業務の連携に関する協定書」の調印を交わしました。協定内容につきましては、仮設津島診療所への週1回の医師派遣、全国で運営している病院での患者の受け入れや甲状腺検査の実施、リハビリ・健康相談・健康指導等であります。

さらに、本年4月には、全日本民主医療機関連合会と提携し、これに加入する全国108の医療機関での受診も可能となりました。

今後とも、避難町民の方々の利便性の向上を図りながら、甲状腺検査を進め、受診の促進に努めて参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

災害弔慰金について、ご報告いたします。

災害関連死に関する弔慰金につきましては、現在、双葉地方災害弔慰金審査委員会において、関連死の可否について審査をお願いしているところであります。4月末現在、申出受理件数が389件、うち審査件数が361件、うち認定件数が328件、支払件数が326件であります。

避難行動要支援者名簿の登録申請書の回収状況について、ご報告いたします。

この名簿は災害緊急時等に自ら避難することが困難な方（高齢者や身体障がい者等）も円滑かつ迅速な避難を行えるよう、支援を要する理由、避難支援者情報等を把握するとともに、緊急時に避難の支援、安否の確認を行う事を主な目的としております。ただし本町では住民の避難生活が続いていることから、避難先の関係機関などとも連携を図るため、全世帯を対象に名簿への登録をお願いしております。

送付世帯数は9,588件で、5月末時点での回収数は2,151件であり、回収率は22.4%であります。

臨時福祉給付金について、ご報告いたします。

この事業は平成26年4月の消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々や子育て世帯への負担を緩和する目的で全国的に実施されております。

今後6月末から順次申請書を郵送します。7月中旬から12月まで受付をし、申請から約1カ月を目安に順次給付していく予定であります。

浪江町地域包括支援センターについて、ご報告いたします。

過酷な避難生活の中、高齢者の要介護認定者が増加しておりますが、最近では認知症の症状とみられる方が増加傾向であることから、仮設住宅や借上げ自治会などで「認知症サポーター養成講座」を順次開催し、地域みんなで認知症の方や家族を支える体制づくりを展開しております。

更には、介護環境が変化し介護をする方の身体的・精神的負担を少しでも軽減するための交流の場として「介護者のつどい」や「いきいきサロン」等の地域支援事業を実施しております。避難生活の中ではありますが、今後も地域包括ケアの推進をしてまいります。

応急仮設住宅について、ご報告いたします。

5月末日現在、建設戸数2,893戸に対して、入居戸数が2,182戸、入居人数は4,109人、入居率は75.4%となっております。

また、県内の特例借上げ住宅の状況につきまして、会津地方が117戸284人、中通りが2,205戸4,754人、浜通り1,360戸2,595人、合計3,682戸7,633人となっております。

町民交流事業について、ご報告いたします。

3月22日土曜日、二本松市文化センターを会場に、仮設・借り上げ住宅自治会を中心とした実行委員会の主催により「3.11復興のつどい」を開催し、復興まちづくり計画説明会、各自治会活動発表などを行いました。また、震災後、初となる浪江町美術展・芸能祭もあわせて行いました。

次に復興支援員の配置についてですが、昨年度までの1府4県を1府9県に拡大するため、新たに5月に茨城県と神奈川県、6月に宮城県、群馬県、静岡県、福岡県に配置いたしました。今後は全国に避難している町民への訪問活動を中心とした、町民一人ひとりに寄り添った繊細な支援を行っていきます。

避難指示区域への立ち入りについて、ご報告いたします。

5月21日現在、浪江町通行証9,129件、浪江町臨時通行証1,399件、特別通過通行証86件を発行しております。

また、5月18日から20日までのバス立入りにつきましては、97世帯138名から申込みがあり、91世帯129名の方が立入りをいたしました。さらに、公益立入りは、4月849件、5月21日現在259件の実績となっております。

なお、自動更新の浪江町通行証は、今年度から6カ月間有効となっております。次回は、9月中旬に発行予定です。

教育行政について、ご報告いたします。

小中学校の児童生徒の状況については、3月13日に浪江中学校、3月20日に浪江小学校の卒業式が行われました。卒業生は、浪江小学校が5名、浪江中学校が23名であります。浪江中学校卒業生の進路状況は、県内の公立高校進学者数が21名、私立高校等進学者数が2名で、進学率は100%となっております。県内の主な進学校は、福島工業、福島西高校、浪江高校、双葉翔陽などでした。

3月22日に開催された第3回「復興の集い」の関連行事として「浪江町中学卒業生の集い」が開かれ県内外からの参加者が30名ほど集まり、レクリエーションや食事会を通じて浪江町の仲間や教職員との懇談を楽しみ、再開を喜び合いました。

4月7日には、小学校と中学校の入学式が行われ、浪江小学校で2名、浪江中学校では8名の新生を迎えました。又、津島小学校の再開式も4月7日に浪江小学校入学式後に行われ、3名の児童と共に新たな歴史のページを開きました。

平成26年5月30日現在の浪江町全体の小・中学生の状況であります。小学校児童数は929名、中学校生徒数は526名で、全体で1,455名となり、そのうち県内で区域外就学している生徒数は848名、県外で就学している生徒数は607名になります。

5月17日には、浪江・津島小学校の運動会が仮設浪江小学校の校庭で行われ、生徒・父兄だけでなく、近隣の住民や仮設住宅の住民も多数参加し盛大に行うことができました。

次に心のケア相談員の配置状況についてご報告いたします。昨年に引き続き子供達や家族の、心のケア相談業務を行うため、2名の

スクール・カウンセラーを、浪江小・中学校に配置しております。また、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的知識や技術を有するスクール・ソーシャルワーカー1名を配置し、相談業務に当たっております。

次に生涯学習関連事業では、4月18日に浪江町駅伝チーム、4月26日に浪江町野球チーム、4月28日に浪江町ソフトボールチームの第1回スタッフ会議を開き、選手選考や練習日程等を決め、それぞれの福島県市町村対抗大会へ向け始動いたしました。これらの中で、新規事業であるソフトボール大会につきましては、県内各市町村の交流促進と地域活性化、ソフトボールの普及等を図るとともに、東日本大震災からの一日も早い復興を祈念する趣旨で開催されるものであります。

5月24日には、二本松市日山パークゴルフ場で、町長杯パークゴルフ大会を開催したところ町民87名が参加され盛大に行われました。パークゴルフを通して、健康の増進と元気を取り戻していただくのが目的で、避難生活で疲れた体をリフレッシュしながら、日頃のストレスを解消していただきました。

以上、3月定例会以降、現在までの取り組みについて報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、専決処分の承認を求める案件が4件、条例の制定案件が2件、平成26年度補正予算案件が3件、繰越計算書報告案件が2件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田数博君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（吉田数博君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分となります。一括方式は、慣例により質問の時間は30分、再質問10分、再々質問が10分以内となっております。質問は質問席で行います。また、通告された一般質問の中で、同一内容と思われる事項が2人以上の議員から出されておりますが、議事整理上、また円滑な議会運営をするため、後順位者が、先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解した時には、その件については撤回するか、または不足分の答弁を求めることをご協力をお願いします。

一般質問は通告順に質問を許します。質問、答弁とも簡潔にお願

いします。

◇佐々木 恵 寿 君

○議長（吉田数博君） 9番、佐々木恵寿君の質問を許可いたします。
9番。

[9番 佐々木恵寿君登壇]

○9番（佐々木恵寿君） おはようございます。9番、副議長・佐々木恵寿であります。ただいま、議長の許可をいただきましたので一括質問により一般質問を行います。

太平洋戦争の終結後の69年前、私達の先人は、どん底の生活にありながらも戦後の復興に取り組み、それをなし遂げてきました。今、背景は異なりますが、私達は先人からのさまざまな教訓を生かし、未来への責任を果たさなければなりません。

浪江町、そして双葉地方の復興・再生における最大の課題は、文明の落とし子である原発と放射能との戦いでありましょう。

未来を担う子供達の健全な成長と全ての町民の健康な生活は、放射能がない環境を取り戻すことにあります。未来を担う浪江町の子供達の「私はおとなになったら結婚できますか？」「僕は大人になれますか？」という、少年少女の叫びに、私達は総力を挙げて応えなければなりません。

そこで、本日の一般質問は、7項目にわたり町長にお尋ねするものであります。

まず最初に、1 避難先住居確保に係る質問をいたします。

①福島県復興公営住宅建設の進捗状況についてお尋ねいたします。ただいま町長からの行政報告により、概ね進捗状況等の報告がございましたが、切り口を変えて質問いたします。

福島県は昨年度、復興公営住宅建設費は250億円余の減額をし、被災県民の期待を損なうことになるなど減額により建設進捗が大きく遅れ、町民の避難生活に大きく影響を及ぼした理由についてお尋ねいたします。さらに、町民に寄り添った今後の対応策をお尋ねいたします。

また、復興公営住宅は、障がい者への配慮や高齢者の孤立化の防止の視点などを取り入れた住宅とすべきと思いますが、その考え方についてどのような配慮がなされているのかお尋ねいたします。

そして、進捗状況や今後の見通し、入居希望者の数と建設戸数の状況等についてお尋ねいたします。

次に、②避難先としての宅地造成・分譲地の必要性について質問をいたします。町は、町外コミュニティのあり方は、帰還を果たせ

るまでの一定期間、町外で安心できる生活環境を整備することとして
います。「町外コミュニティ」とは、復興公営住宅を中心に行政
機能の整備や、受け入れ自治体と協力をし生活関連サービスを確保
しながら町民の方々が集まって生活する場と定義づけております
が、今「町外コミュニティ」イコール「復興公営住宅」になってし
まっている現況をまず指摘したいと思います。まず最初に、この指
摘についてどう考えているのか、これで良しとすべきことなのかお
尋ね申し上げます。

浪江町の町外コミュニティは、復興公営住宅を整備することで事
足りると考えているとしたら、住民の望む姿から大きくかけ離れて
いるのではないかと思うわけであります。先般、議会全員協議会が
開かれ、福島復興局に対して町外コミュニティについて質しました。
それは「町外コミュニティ」と、災害公営住宅が全く同じものにな
っているという現況を指摘しました。そして、避難先として宅地造
成・分譲地を準備することが町民ニーズとして求められていること
を質したところ、福島復興局の回答は必要性について理解を示し、
復興公営住宅整備のあとに検討していきたい旨の返事がございました。

避難先の住居確保につきましては、財物賠償が進む中、個人の資
力により土地や建物を求めた方々が、まずおります。一方で、避難
居住地を決めることができずに、借り上げ住宅や仮設住宅に避難し
ている方々もおります。そんな中、仮設住宅避難者を中心に復興公
営住宅への入居を願っている方々が数多くいらっしゃることも、ま
た事実です。さらにもう一方で、資力があっても土地を求める術が
足りないことや知らない街での暮らしに土地を求めることの不安を
抱く方もいらっしゃいます。これは財物賠償が進み、避難先として、
安価に土地を提供できる宅地造成・分譲地を設けて、住民サービ
スを確保し、住居エリアとともに商業エリアを設定して、安心して避
難生活を送れる姿を求める要望が非常に高まってきているという現
況があるということでございます。つきましては、安価に土地を提
供できるような行政として宅地造成や分譲地を設けて、住民サービ
スを行うべきと思いますが、町長の考え方をお聞かせいただきたい
と思います。

次に、2 東電原発事故損害賠償についてお尋ねいたします。

まず、町長が捉えております①完全賠償とは何かについてお伺い
します。東電原発事故で受けた損害は、個人差は当然あるものの、
その損害について、町長が考えている「完全賠償」とは何か、お聞
かせいただきたいと思います。

また、私は被害の実態を明らかにし、原賠審の指針を動かすことが、完全なる賠償に向けて最低限、必要なことと捉えております。これを達成するためには何が必要と考えているのか、どのような行動を起こすべきかお尋ねいたします。

次に、②浪江町ADR集団申立てについて質問いたします。

浪江町ADR集団申立てにつきましても、浪江町民は大きな精神的損害を受け続けていることから条例を制定するなど、町と議会が一体となってこれまで取り組んできたところでもあります。今回、和解仲介手続きに向け、住民の声を聴くため説明会を実施し、和解に向けて手続きが進むこととなったことについて、馬場町長のその手腕や決断は一定の評価が出たものと思っております。

しかしながら、町民は「これでよし」としている訳でもなく、今後の課題が大きく残されていることは紛れもない事実であります。浪江町ADR集団申立てに関して感じることは、原子力事故による被害の実態が広く社会へ正確に届いていないということであると私は感じております。それからADR集団申立てが広く国民を動かすような運動体になっていないので、そのようなことをどう展開していくべきなのかお聞かせいただきたいと思っております。

また、今般、原発事故による精神的賠償を巡り、和解仲介手続きを示したことを受け、浪江町を含む双葉郡8町村の首長が、文部科学、経済産業両省などを訪れ、他自治体の被災者も一律に増額するよう求めました。浪江町のADR集団申立てに批判する発言をしていた双葉郡内の首長も手のひらを返したように賛同している姿は滑稽にさえ感じるものでありますが、このことは広く社会に訴えるという意味において自然なことと受け止めてもおります。

馬場町長は「避難の苦しみや悲しみは双葉郡の7万3,000人と同じで、公平な賠償が一番良い」とマスコミにコメントしておりますが、どんな背景でおっしゃったのか教えていただきたいと思っております。そして、浪江町ADR集団申立てに関して今後取り組むべき課題は何か、そしてどのようなものにしていくべきかお聞かせいただきたいと思っております。

東電は先月30日、浪江町ADR集団申立てに対して、避難生活の長期化に伴う精神的苦痛の増大を理由として中間指針等で定める慰謝料に一律に加算するADRの和解案を、浪江町民が受諾を決定し、回答期限が5月30日に設定したにもかかわらず、不当にも1カ月の回答延期を通告しました。東京電力が、原発事故被害者の損害賠償請求申し立てに対する、ADRセンターに応じない事案が増えていると聞き及んでいる状況でもあります。例えば、飯舘村蕨平地区住民

のADR集団申立ては、原子力損害賠償紛争解決センターが3月末に示した和解案に対し、不当にも回答期限を3度も延長したあげく設定された5月27日に、和解案の不動産の全損賠償等の一部は受諾しましたが、和解案の重要部分である慰謝料の一括支払や被ばく不安に対する慰謝料の増額などを、事実上拒否したという報道もありました。「ADRの和解案を尊重する」との誓約を東京電力が守らないのであれば、ADRの存在意義そのものを脅かすものとなりかねません。加害者としての東電の居直りを許してはならないものがあります。東京電力は自ら新・総合特別事業計画において「東電と被害者の両方との間に認識の齟齬がある場合であっても解決に向けて真摯に対応するよう、ADRの和解案を尊重する」との誓約を守るべきであると思うわけであります。

町長はADRセンターの和解案を尊重、遵守することを、重ねて強く求めるとともに、併せて、政府に対しても、東京電力に対し、強くその旨を指導することを申し入れし問題解決にあたるのが急務であると思っておりましたが、まさしくその通りの行動をされました。今後の展開について、町長の所見を伺いたいと思います。

浪江町ADR集団申立ては、町長の政策判断として一定の評価がある一方、「復興へ向けての足かせになっているのではないかと批判する町民の方々の声も耳にします。つまりADR集団申立てという争いの相手方である東電や政府が、復興に向けての施策など浪江町に対して厳しい目を向けざるを得ないのではないかと危惧する意見であります。この点について町長はどう感じておられるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

次に、3 汚染廃棄物処理の進捗について質問いたします。

まず最初に、①仮置き場の設置状況についてお伺いいたします。仮置き場の設置状況について、大字ごとの進捗状況がどのように進んでいくのか、完了はいつになるのか、課題や問題は何かあるのか、現在の計画についてお尋ねいたします。

次に、②中間貯蔵施設設置への対応について質問いたします。

中間貯蔵施設建設を巡っては、政府は建設候補地の2つの町の住民などを対象にした説明会を福島県内や県外で16回開くと報道がありました。中間貯蔵施設について、政府は東電福島原発の周辺にある双葉町と大熊町のおよそ16平方キロメートルの土地を取得して建設する方針を示しております。政府は、それぞれの会場で施設の必要性や、土地や建物の補償の方針などを説明しましたが、住民の中には、先祖代々受け継いできた土地を手放すことや、復興への影響を懸念して町内に建設することに反発する人もいて、全国的に関心

の高まりがあるのは言うまでもありません。

これまでの原子力政策のように原発の建設と同じ手法で中間貯蔵施設建設を目指しているとしか言いようがない政府の姿には辟易します。それは立地自治体と地権者への対応であります。長い間、原発からわずか4キロメートルのところに位置する浪江町が立地町でないという位置づけをもってくくられて、原発が爆発してしまった結果、最大の被害を被ってしまったという惨憺たる事実が歴然と示しているものであります。浪江町から至近距離にこの施設の設置を想定するのならば、浪江町民にどのような影響が及ぶことになるのか。浪江町にとって何が問題で、それをどう捉えて解決すべきなのか。帰還や復興を目指すにあたっての障害はないのか、十分な検討を加え、中間貯蔵施設建設について浪江町としての対応を早急に示していかなければならないと思うわけであります。浪江町として中間貯蔵施設への考え方や建設における対応、緩衝地帯への対応など、果たすべき役割があるはずと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

次に、4 荒廃家屋の認定基準緩和への対応について質問いたします。

まず①富岡町が国に求めている認定基準緩和についてどう評価するかお伺いします。避難指示の長期化によって家屋が管理できない状態が長く続き、事実上半壊以上の状態に陥っている家屋が増加している現況であります。

このような中、富岡町が国に求めている荒廃家屋の認定基準緩和について、国は、家屋解体費用の国が負担する基準を緩和すると富岡町に回答したという報道がありました。東日本大震災、原発事故発生時点で半壊以上と罹災証明で認定された家屋については、環境省による災害廃棄物処理事業で補助を受け解体できるものであります。この富岡町が取り組んできたことに対して、町はどう評価し浪江町にどのような影響があるのかお尋ねいたします。

そして、このことにつきまして②浪江町としてどう対応していくのか、お伺いいたします。

家屋の解体を国の費用で行うかどうかの確認は、今後も含めて調査時点を認定基準とすることや、雨漏り・カビなどに関しても被害認定基準に明記することを求めるべきだと思います。このことについて町はどう考え、どういう方向性を持って取り組んでいくのかお尋ねいたします。

また、避難区域である当町において、この基準緩和によりどの程度、解体することになるかの予測をお聞かせいただければありがた

いと思います。

次に、5浪江町の復興計画についてお伺いいたします。

最初に①浪江町復興まちづくり計画についてお尋ねいたします。避難指示の解除を「2017（平成29）年3月」と想定した浪江町復興まちづくり計画についてお伺いいたします。計画は比較的放射線量が低いJR常磐線東側の避難指示解除準備区域を「復興拠点」と位置付け、生活基盤を集中整備するものとしております。まちづくりの目標は「双葉郡北部の復興拠点を担うまち」としており、国道6号線と役場周辺を拠点の中心にするものであります。この計画を実行するためには、町民一人ひとりが計画の中に入り込むような状況にならなければなりません。まず、浪江町復興まちづくり計画への対応について町長の所見について伺います。

帰還に向けた環境整備が急務になっている中、利用可能な公有地を十分に確保できない状況下であるため、新たな土地取得及び土地造成等が必要となってきました。

このため、避難自治体が行う住民の生活基盤の再建に向けた産業づくりや、地域の雇用の創出、医療・介護など福祉サービス施設等、円滑な復興のためのまちづくりを進めるに当たり、既存の制度では十分対応できない土地取得及び土地造成を一体的に行う必要があります。つきましては、いわゆる「解体除染」や土地利用計画の策定、区画整理事業など復興まちづくりに必要な手法をどのように構築していくのか。そして町長のリーダーシップをどう発揮していくのかお尋ねいたします。

次に②福島・国際研究産業都市構想（イノベーション・コースト）研究会についてお伺いいたします。政府は「福島・国際研究産業都市構想（イノベーション・コースト）研究会」を本年1月に設置しました。先ほど、行政報告の中にもありましたとおり、一定の報告が昨日の報道でありました。昨日その研究会があったようで、その方向性が示されました。このイノベーションコースト構想について、概ね東電福島第一原発の廃炉を進めるに当たって、研究開発拠点や部材の試作・製造拠点、技術者の研修拠点、新規居住者向けの社会インフラなどの集中整備が必要になります。それに伴い、廃炉関連の産業集積が加速すれば、浜通り地方はもとより双葉郡の経済復興を後押しできると大いに期待するものでありますが、この構想について町長の所見についてお伺いいたします。

また、この研究会は構想段階でもあるため具体像がまだまだつかめないのも、また事実かもしれません。しかしながら、いずれにしても浜通り地方の被災自治体間の誘致競争や政府・東電との駆け引

きなどが展開されるのは予測できます。浪江町復興まちづくり計画へどのように反映させることができるのか町長のしっかりとした政治判断、粘り強い交渉力が求められると感じますが、このあたりをどのように考えておられるのか所見をお聞かせいただきたいと思えます。

次に、6被ばくを含めた町民の健康管理についてお伺いいたします。

まず最初に、①町民健康管理手帳の運用状況についてお尋ねいたします。今回の原発事故による見えない放射性物質の拡散によって、町民は言葉に表しようもない重い雰囲気の中で生活を強いられておるところであります。放射線による健康影響については、これまでも広島・長崎原爆やチェルノブイリ原発事故などを踏まえた数々の知見が示されてきました。また、今回の原発事故についても、国内外の機関から調査研究結果が徐々に示されてきております。

しかし、町民、特に子供を持つ保護者にあっては、十分な理解を得られるまでには至っていないようであります。こうした町民の実情を踏まえたとき、今求められているのは、全ての町民の健康についてこれまで以上にしっかりとしたフォローが重要であり、それができる仕組みを充実させていくべきと考えております。

町や県は、事故当時の外部被曝線量を推計する基本調査や甲状腺検査に取り組んできており、こうした調査や検査結果は、一括管理されることにより、町民一人ひとりについての有意義な結果の分析と適切なフォローにつながるものと思えます。

そこで、基本調査や内部被曝検査などの記録について記した町民健康管理手帳の運用状況についてお尋ねしたいと思えます。また、県の県民健康管理調査の結果や、県民健康管理調査の結果との関係について今後どのように管理し、活用していくのか、町の考えをお尋ねいたします。

次に②病院と介護施設の設置についてお伺いいたします。病院と介護施設の整備は、避難先にあっても、復興を果たすべきふるさと浪江町においても町の責任において必要不可欠なものでありますが、医師不足など医療スタッフの確保は困難を極めている状況にあります。このような状況下で医療センターを設置することとしていることについてどのような状況であるのかお尋ねいたします。

また、医療・福祉と復興・再生というキーワードは切っても切れない関係であるため、復興を果たすため、ふるさと浪江町に病院と介護施設を設置することは不可欠であります。具体的にどのような計画で進めていくのかお尋ねいたします。

続いて、7 広報・広聴事業の充実についてお伺いいたします。

まず最初に、①タブレット端末の導入についてお尋ねいたします。町民のコミュニケーション増加による絆の維持や町からの情報発信を強化し、生活再建に役立ててもらおうなど、タブレット端末導入の必要性について、私は、事故の年、平成23年9月の一般質問で質した経緯があり、あれから3年近くになるわけではありますが、「ようやくここまで来たな」という感じをいたしているところでもあります。そしてこれまでの広報・広聴体制整備に関してのご努力に対し敬意を表するものでもあります。行政情報や安否確認をはじめ、町内ライブカメラ、福島県地方紙の閲覧、そのほか町民の生活の質向上に資するコンテンツを充実させ、これらを町民の目線で見やすく使いやすいアプリケーションで提供することを目指すとしており、端末配布後の高い利用率を実現し、町民の絆の維持及び生活再建という事業目的の実効性を確保することに期待をしております。

しかしながら、タブレット端末導入にあっては、先進導入自治体の例で明らかになっているように低利用率などの課題もあります。それらをどのように解決して取り組むのか、町民が本当に必要とする機能の導入や高齢者などでも使い勝手の良いものとするのが重要であることなので、それらのことをどう解決していくのかお尋ねいたします。

そして、まず導入に向けた課題は何か。導入済みの町村での課題は何か。利用率はどのようになっているのか。先進事例として機能改善や説明会の実施などの取り組み状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

さらに、この事業を導入することにより期待されている効果や町として何を求めていくのか「広報なみえ」や現行の「フォトビジョン」との関係はどうかお尋ねいたします。

以上、質問といたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 1 番目の避難先としての宅地造成、分譲地の必要性についてお答えいたします。議員のお質しの宅地造成、分譲の必要性については、住民の意向としてそのような需要があることは理解しております。そして、必要性も感じております。

しかしながら、町が他の自治体に直接宅地造成事業を行うということは、そこで町の資産形成をするということになりますし、さらには、その全区画の販売を確実に見込むことも困難であろうと。そして財源となる交付金制度がないということでもありますので、実現には大きな課題があると考えております。

また、すでに土地を購入した方、自力再建を果たした方、あるいは避難先自治体住民との公平性というものも考えなくてはならないのかなということを思っております。浪江町民が、町外で暮らしていくという自立再建を選択する方、あるいは一時的ではあっても、安定した生活環境を確保し、いずれ町へ帰るという考えを持つ方々のために、不動産取得に当たり、相談できる窓口の設置などの支援策も考えられますので、そちらを今後検討してまいりたいと思っております。

次に、完全賠償についてのご質問です。原発事故により被った家庭の崩壊とか、地域コミュニティの崩壊、学校の崩壊、生業の崩壊等々、すべて私どもは崩壊いたしました。そういうことをやっぱり全面的に適正に賠償されることと、完全賠償については考えております。そのためには、議員がお考えのとおり、原賠審の被害の実態をとらえず議論して指針を策定したものを、指針の見直しを強く今後とも要望すると同時に、東京電力には加害者の立場から誠意ある賠償を求め、要求活動をよりいっそう強くしてまいりたいと考えております。

次に、浪江町ADR集団申し立てについてのご質問にお答えいたします。この集団申し立てでは、原発事故による被害の実態を訴えるため、町が代理人となって先頭に立つことを決断し、浪江町支援弁護団とともに進めてまいりました。すべての被災者は、公平かつ適正に賠償されなければならないという信念を持ち、正しい道を進むためには、厳しさが伴うことを覚悟して、価値のある先例となるべくこれまで進めてまいりました。この申し立てが成果を上げることによって、広く社会全体が原発事故の被害の大きさを知り、被災者の精神的苦痛を理解してくれるものと希望を持ち続けております。今後、取り組むべき課題の最優先は、東京電力が和解案に応じるよう和解成立に向け全力を挙げて取り組んでまいることです。東京電力が回答期限を延長する旨の上申書を提出したことは、誠に遺憾であり、信義に反するもので誠意が全く見られません。強く抗議するとともに、弁護団が提出した上申書において、東京電力の議員お質しのとおり3つの誓いを引用し、早期に回答すべき義務を訴え、ADRセンターに対して、東京電力を強く説得するよう求めたところであります。

次に、中間貯蔵施設の対応についてのご質問にお答えいたします。

中間貯蔵施設は、地元の復興計画に大きな影響を及ぼす一方で、除染の加速を目指す上で、重要な施設であると認識しております。

議員お考えのとおり、当町は建設候補地となっている双葉町と大

熊町とは隣接町であります。したがって、この施設の安全性、安心のできる施設なのかどうか、政府として浪江町民への説明責任があると考えております。したがって、まず、町と議会に説明責任を果たし、そしてその説明会を開催ができるよう、現在、環境省へ要望しておるところであります。

次に、イノベーション・コースト研究会についてのご質問にお答えいたします。イノベーション・コースト構想につきましては、浜通り地域の産業基盤を再構築し、地域経済全体の復興を実現しようというもので、そのための研究会を赤羽一嘉原子力災害現地対策本部長が1月に立ち上げ、有識者の方々と議論がなされております。具体的には、今後30年とも40年とも言われています福島第一原子力発電所の廃炉作業を軸とした「研究開発拠点」、部材等の「産業拠点」、実務者を育てるための「人材育成拠点」等が挙げられております。昨日の会合では、構想の取りまとめの骨子が示されました。

総論としては、双葉郡を軸として浜通り・相双地域について記載があり、また、支援体制の確立や中長期の裏付けの記載もあることから、去る5月14日に行った双葉地方町村会・議長会合同の緊急要望の趣旨に合致していると評価できるものになっています。

しかし各論では、示された主要プロジェクトについて、地域全体での最適配置をどうやって考えていくのかがポイントであり、浜通り全体のインフラ整備、面的なまちづくりとはどのようにすればまとめることができるのか。国任せではなく郡内での議論が必要になってくると思われれます。また、広域的行政のあり方とはなにかということについてもわかりません。福島で立ち上げる推進会議では双葉郡をはじめとする被災自治体の声を十分吸い上げる必要があります。国は「制度的にできない。」ではなく「どうすればできるか。」という視点で規制緩和等の措置を講じていただきたいと考えております。

今月末の取りまとめまでに、これらの点を明らかにしながら、真に我々の復興に寄与するものにしていくため、次年度予算への反映など実現に向けて、福島県及び双葉地方町村会と連携しながら、国の強力な支援を求めていきたいと考えております。

以下、質問については、各課から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それでは最初の避難先の住居確保についての部分についてお答えいたします。

まず、福島県復興公営住宅建設の進捗状況についてでございます

が、2月定例県議会において、災害公営住宅整備促進事業費で116億7,000万円の減額がございました。この内容については、県内に整備する住宅1,174戸分に相当する建設地が決まらなかったことによる分で58億円。県が代行し整備することになっていた市町村営の住宅について、直営整備となった分で58億円と言われております。

県は計画整備戸数に変更はないとしておりますが、遅れが出ていることは事実でございますので、町としても町民が待ち望む復興公営住宅の整備促進に向けて、県に対しさらに強く要望しているところでございます。

次に、障がいを持つ方や、高齢者への配慮についてでございますが、まずすべての復興公営住宅において、手すりの設置、車いすが使用できる廊下や、扉の有効幅の確保などを行っております。その中でも集合住宅タイプの1階部分には、75歳以上の高齢者、障がいを持つ方、または要介護者を含む世帯を優先的に入所させる優先住宅を設けております。ここでは外部に異常を知らせる非常用ボタン、あるいは入口の扉を引戸にするなどの配慮がなされております。

公営住宅の進捗状況につきましては、行政報告でも報告したとおりでございますが、現状では、まだまだ整備計画戸数を満たしていないのが事実でございます。今後も、住民意向調査で希望のあった復興公営住宅の確保のために、強く要望してまいりたいと思っております。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） 3の汚染廃棄物処理の進捗について、①仮置き場の設置状況についてのご質問にお答えします。

まず、現在の仮置き場の確保状況でございますが、1工区の酒田行政区、立野下行政区、高瀬行政区、幾世橋行政区、北幾世橋北行政区、北幾世橋南行政区の6行政区で確保されております。また、1工区の藤橋行政区及び2工区の北棚塩行政区の2行政区につきましても、仮置き場の候補地について一定の理解が得られておりますので、現在、環境省と仮置き場の用地借用の契約交渉を行っているところであります。

次に、どのように進んでいくかについてお答えいたします。環境省が示しました浪江町の除染計画に基づき、同意取得が進んでおります1工区を重点的に、環境省と仮置き場の確保に努めておるところであります。

次に、除染の完了はいつになるのかについてお答えいたします。当初の計画では、平成24年度、25年度の2カ年で完了する計画でございましたが、昨年末に除染実施計画の見直しが行われ、その一部

改訂され、除染の実施対象期間を平成29年3月末までとしたところでございます。

次に、課題や問題は何があるのかについてお答えいたします。仮置き場の確保におきましては、放射線への不安や仮置き場の設置が、3年以上になるのではとの懸念する声が多く寄せられておるところであります。それから、同意取得に関しましては、除染の手法に対する不満や、帰還する意思がないので除染は必要ないなどの理由で同意取得がなかなか難しい状況にございます。仮置き場の安全性に対する町民皆様の不安を解消しつつ、同意取得の加速化を図っていくことが課題と認識しておるところであります。

いずれにいたしましても、引き続き仮置き場の必要性などを丁寧に説明し、ご理解・ご協力をお願いしてまいりたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町民税務課長。

○町民税務課長（宮田良二君） ご質問にお答えします。

富岡町が国に求めている認定基準についての回答でございますけれども、これにつきましては市町村の判断により行われるべきものということで回答を得ておりまして、被害の実態に合った基準の改善であると評価しております。また、解体を希望する所有者の意向に添えるケースが増えると思われまます。

次に、浪江町として、どう対応していくのかということですが、平成25年度の罹災基準については、現に調査をした時点において、調査を実施した時点において確認された損壊等に認定基準をそのまま当てはめて被害状況を判定しております。

また、町も国に対し、富岡町と同様の照会をいたしまして、国から富岡町とまた同様の回答を得ております。このことによりまして、環境省による解体の予想件数につきましては、雨漏り及びこれに伴うカビ、鳥獣の糞尿による汚染等がある家屋については、ほとんどが環境省による基準に該当する件数が増えると予想されます。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それでは5の浪江町の復興計画について、浪江町復興まちづくり計画についてご質問にお答えいたします。

この浪江町復興まちづくり計画への対応につきましては、本年度を復興の見える化を図る年と位置付けまして、復旧・復興に取り組んでいるところでございます。

この問題は、まず行政の力のみでは解決することは出来ません。帰還後の担い手である町民の皆様と共に力を合わせていくことが不可欠であると考えております。農業分野での農業再生組合が結成さ

れ、具体多岐な農地保全・再生の取り組みが始まったことは、まさに町民と行政の協働の動きに他なりません。そのほかの中心市街地の再生方法であるとか、事業再開分野につきましても、直接関係する関係者の皆様と話し合いを持っていくことが重要であり、そのような場を作っていくということで考えております。

また、復興計画全体の進行管理を含めまして、現状と復興計画の内容を検討する、仮称であります但復興推進委員会を、8月を目途に立ち上げ進めていくこととしております。

また、浪江町の再生には、既存の制度を最大限活用し進めていくこととなりますが、事業によっては該当しないものもございます。原子力災害からの復興の難しさの要因の一つとして、将来的な事業効果を計画段階で見込みにくいということや、町単独経費についての財源をどう確保していくかなど課題が多いことから、町民の皆様、有識者の皆様、行政が協働し、まず話し合い、知恵を絞っていくことが本当の浪江町の再生につながっていくものと認識しております。その実現のために、先頭に立って頑張っていくつもりでございます。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは6被ばくを含めた町民の健康管理についてお答えを申し上げます。

はじめに、町民健康管理手帳の運用状況についてご質問にお答え申し上げます。

健康管理手帳は、個人が記入し健康管理に努めることが基本となっておりますが、当町では、健康管理手帳にある項目、内部被ばく検査、甲状腺検査、ガラスバッジによる積算線量、健康診査等について、町で把握できる検査結果に加え、県で実施いたしました検査結果についても県よりデータの提供をうけ、避難経路も含めて健康管理システムにより一元管理をしている状況でございます。健康状態が日々深刻化している状況から、それらデータを基に、今までも国に対して恒久的な医療費の無料化、被爆者援護法と同様の法制化を求めてまいりましたけれども、さらにこれらデータを基に国に対して医療費の無料化、被爆者援護法と同様の法制化をさらに求めていくとともに、個人が医療賠償等を求める場合の証にもなることから、このシステムの管理、それからこういったデータのこれからの活用については、相当に役割は大きいものと考えております。

次に、病院と介護施設の設置についてでございますが、はじめに医療センター設置状況についてお答え申し上げます。

長期にわたる避難生活が原因とされる生活不活発病患者的の増加に

対する医療の提供並びに早期発見・早期治療に繋がる検査の強化を図ると共に、リハビリ、内部被ばく検査等を包括した医療センターを二本松市石倉地内に建設し、避難町民の健康管理の徹底に努めてまいります。また、理学療法士1名、看護師2名を本年4月に採用し医療スタッフの確保に努めたところであります。

次に、帰還に向けた医療機関、介護施設につきましては、町内で開業している病院・医院介護施設の再開が基本にあると考えております。しかしながら、震災前と同様の医療並びに介護の提供は困難な状況にあることも確かであります。今後、再開を希望する医療機関があるのかも含め、新たな医療機関・介護施設の設置等について関係機関、関係者と協議を重ねながら具体化してまいりますのでご理解願うものでございます。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それでは、7広報・広聴事業の充実についてということのタブレット端末の導入についてお答えいたします。

既にタブレットを導入しています自治体におきましては、端末に月1回触れただけの人も含めて約4割から5割の利用率となっております。その要因としては、利用者のニーズを十分に把握せず、機能を限定した端末を一方的に配布したことが挙げられております。そのため、配布後にインターネットを閲覧可能にしたり、説明会の回数を増やすなどの対応をしていますが、利用率の改善には至っていない状況ということでございます。

ご指摘のように、本当に必要とされるタブレットとするためには、役場が一方的に押しつけるのではなくて、町民の皆さんにも参加いただき、その声をいかに反映させるかが重要であると考えております。そのため新たな取り組みとして、開発前に町民の皆さんのアイデアや意見を伺う機会を設けまして、さらにそこで出たアイデアを元に、県内外の技術者が試作品を作り、実際に町民の皆さんに触れてもらい評価してもらうことをやっております。また、開発の過程でも町民の皆さんに随時テストを行って、ご意見を伺うこととしており、高齢者の使い勝手の良いものを目指しております。導入にあたっては、単に業者による説明会ということではなくて、町民同士で教え合い、それ自体が交流の一つとなるような仕組みも現在検討しております。こうした取り組みによりまして、町民同士のコミュニケーションを活発化させ、つながりを感じてもらうことで、避難生活の寂しさや孤立感を軽減し、絆の維持を図ってまいりたいと思っております。

おります。

また、既存の「広報なみえ」につきましては、引き続き印刷物での発行を続けてまいりたいと考えておりますが、「広報お知らせ版」につきましてはタブレットでの代替も含めまして検討してまいりたいと思っております。また、現在配布しております「フォトビジョン」につきましては、タブレットに同様の機能を持たせることで順次切り替えてまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 9番。

○9番（佐々木恵寿君） それでは再質問を行います。

まずいわゆる宅地造成、分譲の必要性についてであります。町長からていねいな答弁いただきました。需要、必要性は感じるけれども、他の自治体に町の資産を形成になるので難しい、あるいは販売したとしても完売できるのかという問題もあると。そのほか財源等の問題もあると。他の町村との比較の問題にもなるという種々出ましたが、今ほどイノベーション・コースト構想について、まさしく町長がおっしゃった制度的にはできないではなくて、どうしたらできるのかという答弁がございましたが、そのことを逆に、避難先としての宅地造成、分譲地の必要性ということに当てはめていただきたいということをお返し申し上げます。いろんな面で、制度が立ちはだかる、あるいは財政的に立ちはだかるものはわかります。しかしながら、町長自らおっしゃったように、最初の質問でこの必要性についてはどうとう述べましたので省きますけれども、その必要性が大きくなって本当に必要に迫られている町民ニーズが大きくなっているということなんです。それができるためには、本当に制度的な問題を超えて考えていただきたいということでもあります。これはあくまでも移住するという観点ではなくて避難です。それは、特に浪江町の場合は、帰還困難区域の住民の方々がいるということも踏まえれば、今後、本当に長期間にわたって避難が強られる現況にあります。ましては、帰還と逆行するような話にもなりますけれども、あくまで避難だという観点で、そういう分譲地を行政として責任を持って設けるべきだと思います。

先般、商工会の皆さんと懇談を持つ場面があって、やはり特に商工業者の皆さんは、いわゆる小売業を中心に避難先において一つの団地を持って、居住エリアと商業エリア、そして公共エリアを設けたものを実現してほしいという趣旨の話はされておりました。これは町長も十分理解していると思っておりますが、これをするために、どういう方法があるのかということ編み出してもらいたいんです。

例えば一例を挙げますと、他の自治体で、私のところにはこうい

う土地があるので、私のところで準備するので要望を出してくれないかというところさえあるんです。そういうことをしっかり情報を捕まえて、是非要望していただきたい。それも町民の避難の観点から必要ではないかと思うんですけども、ぜひ町長、そこは今議会終わりましたら一步進めていただきたいと思っております。そのことを、私の今の願いというか、私の願いではありません。多くの町民の願いがそこにありますので、そのことについてお尋ねしたいと思えます。

それから、いわゆる除染はいずれ進むでしょう。遅れているものの進むと思えます。まず問題なのは、除染終了後の管理をどうするのか。さらには除染終了後の農地の管理をどうするのか。それから特に帰還困難区域の除草というか管理をどうするのか。帰還困難区域は除染しないとしていますけれども、これはやはりせめて居住地、居宅周りの除染、あるいは除草は強く要望していくべきことと思えます。全区域に渡っての除染後の除草、あるいは農地の除草管理、これら必然的にこの課題は明らかに問題となって出ますので、ここをどう考えているのかお伺いいたします。

それから、まちづくり計画のことにつきましてですが、特にJR常磐線東側の帰還準備区域についてであります。いわゆる拠点になるところであります。まちづくり計画においてもしっかりとした計画が記しております。しかしながら、先ほど課長からの答弁もありましたけれども、この中心市街地の再生方法は住民と今後相談していくということとしておりますけれども、もちろん相談必要でしょう。しかしながら、計画や相談はもうそろそろ終わって、一步前へ出て具体的なものを示して進んでほしい、一步前進してほしいと思えます。あれだけ壊れている、あれだけ汚れているところなので、当面解体することになるのがほとんどと予測した場合、新たなまちづくりをするときに、やはり道路網の整備と併せて区画整理事業、これはもう必然的にやる必要があると思えます。これまで非常にハードルの高い問題でありますけれども、人材は仮にここにいないとすれば、東京でもどこからでも連れてきて、あるいはURだとか専門性の高いところもあります。とにかく区画整理事業をきっちりやっつけていかないと、本当の意味での拠点整備にはならないのではないかと私は考えております。ぜひ前に進めるために、町長の強いリーダーシップを発揮していただいて、それを実現してほしいということについてどう考えているか、お伺いしたいと思います。

それから、イノベーション・コースト構想についてでありますけれども、昨日、骨子が発表されました。これは、事故直後、浪江町

が政府や県に求めていたグランドデザインに相当するものと考えてよいのか、まずお伺いします。

事故の年、盛んにグランドデザインを出せという要望をしておられました。あの時の町長の感覚と、今回まだ骨子しか示されておりませんが、これが町長の思い描いていたグランドデザインとどういう関係になっているかという率直な感想をお伺いしたいと思います。

それから、広域連合についても昨日触れていましたけれども、町長わかりませんという答弁でしたけれども、これはいずれ合併を見据えた話かと予測します。この点についてもお伺いしたいと思います。

時間ありませんので、再質問以上です。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 宅地造成、分譲地の件についての再質問にお答えいたします。

議員お質しのとおり、避難先自治体、あまり私どもの町民が避難していない地域、例えば栃木県のある市、町からも分譲地を用意するのでどうだということもきていることは事実です。ただ、私が懸念するのは、議員がお質しのとおり仮の住まいなんです。やっぱり避難先で生活するというのは仮の住まいであるということで、アンケートにある戻らないという方もいずれかは浪江町の古里に戻りたいという気持ちがあるんです。ですからその気持ちというのは大切にしていかななくてはならないということで、分譲地を用意された場合に、避難先の受け入れ自治体の話をしているところは、住民票を移してくれということなんです。一言で言うと、受け入れる自治体でそういう分譲的なものを用意するというのは、その自治体の人口政策にも関わっているのかという感じもしています。やっぱり私どもはそういうような人口政策によるような避難者の扱い、そういうものはさせてはならないと私は思っています。先ほど申し上げましたように、ふるさとである浪江町にいずれ戻れるような状況になってくると思います。そういう状況の中で、仮住まいはあくまでも仮住まいだというとらえ方をさせていただきたいと思えます。

ちょっと蛇足になりますけれども、やっぱり二地域居住をやっておりまして、二重住民票の問題もこれから問題になってくると思えます。今までは特例措置で二重住民票的な制度措置がとられていますが、これが時間が経つにつれて、その廃止も考えられてきますので、そういう点も踏まえながら、総務省関係とあるいは双葉地方町村会と連携をしながら、二地域居住の二重住民票的なもの

については、今後要望活動を強めていきたいと思っています。

それで、そんな方法があるのかということですが、現在のところその方法についてはいいアイデアがありません。そういうことで、いろんな各界各層のお話を聞きながら、そういう分譲等のことができるのかどうか検討してまいりたいと思っています。

それから、まちづくりの拠点の具体化を急げということで、今年は復興が見える形にする年だということ当初からいっております。そういう意味で、具体的にいろいろなものを出していきたい。意見を聞くばかりではなくて、町としての考えがどうなんだという町のある程度の方向性を示していきたいと考えています。そして、復興拠点になるようなデザインを描いていきたいと考えています。これは、各界各層の話を尊重しながら進めるということはもちろん大事ですが、やっぱり行政としても考えも一歩先に出なくてはならないのかなという考えであります。

それから、イノベーション・コストの率直な感想、それから合併の問題の質問でありますけれども、率直な感想として私的機関であるということ。赤羽現地対策本部長の私的機関であるといえども、やっぱり我々の都市の再開発といいますか、そういうものをするための構想がまとまってきたのかなという感じがします。ただ、そこにやっぱり具体的なものがないと、構想が構想に終わってしまいますので、私どもは、浪江町としてはこれだけの大地震、大津波、原発災害、風評被害、この四重苦にあえいでおりますので、なんとしても災害の研究都市、そういう施設をそういうものをぜひ誘致していきたいと思っています。

率直な話申し上げます、双葉郡の町村会の中でも開かれてきている南のほう、広野町とかあるいは川内村。そしてこれから檜葉町が避難解除になってきます。南のほうが先行しているような、私どもは双葉郡の北の玄関口というとらえ方で、北の玄関口としてその構想が具体化するようなもの、例えば雇用の促進に当たるもの、それから先ほど申し上げた災害の研究機関の誘致、あるいは例えば再生産可能なエネルギーなんかの誘致も今考えていますけれども、それに対する付随してくるイノベーションの技術者を集めるように研究機関も誘致していきたいと考えています。これはとにかく6月末までにまとまるようですので、双葉地方町村会と連携をとりながら、北の玄関口としての浪江町の再興についてはどう考えるかということ強くアピールしていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） 再質問にお答え申し上げます。

まず除染後における管理でございますけれども、これは当然個人管理になります。議員おたずねのように大変、今農地等含めて大変草等が繁茂してございます。最近、柳等が非常に目立ってきた状況です。このような状況でございますので、まず除染の前の環境整備の一環として、除草を環境省のほうに現在お願いしております。

それから、これは除染に係る関係でございますけれども、除染終了時には空間線量の確認を行うとともに、必要な事後モニタリングを継続的に実施することとしております。また、環境省は、新たに汚染が特定された地点や、万が一、取り残し等があった場合には、原因を精査し、フォローアップ除染を行うこととしております。

いずれにいたしましても、町民の一助となるよう今後とも環境省と一体となり、線量の低減に努めてまいりたいと考えているところであります。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 9番。

○9番（佐々木恵寿君） 再々質問を行います。

避難先としての宅地造成のことでありまして、やはり町長の答弁をお聞きしておりますと、帰還する足かせになるのではないかとニュアンスから、あるいはその自治体の住民票、いわゆる人口政策に避難者を利用させてはならぬという考え方ですね。その根底にはやはり避難先という概念が少なく移住してしまう、移住だという認識が強いのではないかと感じるような感じがいたしております。私が申し上げたいのは、その自治体のまさしくその人口政策に惑わされることなく、あくまでも避難だと、復興公営住宅に入居することと同じことなんだという前提でこの必要性を申し上げております。ついては、ぜひ町として要望事項に織り込んでいただきたいと要望いたします。

そして先程来繰り返しますが、制度的にできないのではなくて、どうしたらできるのかということを探索していただきたいと思っております。これは答弁必要ございません。ぜひとも要望に織り込んでいただきたいということでもあります。

それから、いわゆるイノベーション・コースト構想についてでありますけれども、報道によりますと、今町長がニュアンス的に申し上げました。南が先行しているという事実であります。広野町に行ってみますと、まさしく復興バブルの前夜という表現が適しているのかどうか別にしまして、非常に復興の足音が今にも聞こえるような状況下にあります。ましてや、中高一貫校を造る。あるいは檜葉町には廃炉に向けた原発模型といったものを作る、あるいはロボッ

ト工場を誘致する。あるいは富岡町には東電の復興カンパニーが設置される。大熊町には、廃炉従事者の居住施設が設置される。そして給食センターができる等の報道が先行していて、まさしく北部の拠点とする浪江町には、何がどうなのかというところで、多くの町民が報道が先行していることも相まって心配しております。

昨日もその報道があって、私のところにも心配する電話がありました。その町民が受けるイメージは、国に対して本当に要望活動しているのかという単純な言い方されます。それと先ほど1回目の質問でも申し上げましたとおり、浪江町ADR集団申し立てが、このイノベーション・コーストに足かせになっているのではないかという心配をしている方もいるんです。そこの整合性をどう図っていくかという課題が、これは、ではADR止めればいいじゃないかという話にはなりませんので、そこのところをどう融和させる。賠償請求は賠償請求としてきちんとやるべきものでもありますし、一方で、復興に向けてのことも確実にやらなければならないことでもあります。そこをどうとらえるかお聞きいたします。

それから、政府の方々と私もいろいろしゃべるんですけども。復興庁、環境省。特に復興庁ですね。その言い回しが、先ほど課長からも答弁ありましたとおり、本当にこの計画で町民が帰還してそれを利用できるんですかという言い方を必ずします。今日、質問事項に挙げていませんけれども、いわゆる浪江町にある体育館、あれを完成させて利用するためには、町民がいないのにどう利用するんですかという文部科学省側の単純な質問、単純な話を必ず、そういう事業ってそういうものなんでしょうけれども、ことこの復興を目指すにおいて、もちろんそういう面も必要なんですけれども、その前段として、こうなってしまった原因はどこにあるのかというところが、かみ合わない論点のスタートだと感じます。だから、政府が責任をもってやってくれという言い方になるんでしょうけれども、政府は政府でどういう計画を作ってそれが実現性が可能なのかという話になっている、たちごっこのような話になっているような現況に感じます。そうした現況で、ではイノベーション・コースト構想を浪江町において町長はいわゆる災害の研究機関を誘致したい等のお答えをいただきましたけれども、それもそれでいいでしょう。雇用のためのものも必要だと思います。しかしながら、現実的に、具体的になんなのかというところが誰も見えない。ここをどうするかということをお早急に示さなければならないと思います。

それから、社会的な有用性です。政府が求めている、必ずこの話になります。今日も、一般質問の申し出にありませんけれど、東北

電力の浪江小高地点の原発予定地跡地をどうするのかとか、その話を単純にしますと、ああいう広大な土地、あるいは浪江は海に面している、港もある。そういったところをどう活用していくのかという問題が、やはり必然的に出るんです。そうしたときに、では単純に町民が普通にその辺の居酒屋で食事をしているときでも必ず出ます。火力発電所作って港大きくして、世の中のためになるようなものをつくったらいいじゃないか。単純に出るんですよね。そういう話がいろいろ出るんですけど、私も感じるんですけども、具体的に進まない、身にならない、なんか糞詰まりのような状態が延々と続いているような空気があるんです。そこを、やはり町長の政治力とリーダーシップで一步も二歩も前進させるということが、最低限で最大の課題だと思うんです。ぜひ早急に復興への姿を町民に示していただきたいと思えますけれども、本当に浪江町民だけが享受できるようなものでなくて、社会的に世の中が満足できるようなものを誘致しようではありませんか。それが、浪江町民の帰還に向けて、そして浪江町の復興に向けて大きな一步になるはずですよ。ぜひ、そここのところの所見を伺いたいと思います。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 再々質問にお答えいたします。

非常に難しい問題ではありますけれども、町民が希望が持てるような姿を早急に示していくということが必要だと思っています。特に、議員の皆さんからも、ぜひご提案をいただいて、こういうようないわゆる震災後の復興のキーになるものがあるのではないかと、ぜひご提案をいただきたいと思っております。町民の方からも、いろんな方からいろんな提案がありますけれども、やっぱり一つ一つそれを積み上げて、実現できるものを作ってまいりたいということでもあります。私は政治力はありませんから、議員の皆さんと一緒にやっての誘致活動をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

答えになるかどうかわかりませんが、そういう気持ちで今後望んでいきたいと考えていますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で、9番、佐々木恵寿君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで11時20分まで休憩いたします。

（午前11時09分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前 1 1 時 2 0 分）

○議長（吉田数博君） なお、14番、三瓶宝次議員より欠席届が提出されております。

◇紺野榮重君

○議長（吉田数博君） 次に、13番、紺野榮重君の質問を許可いたします。

13番。

[13番 紺野榮重君登壇]

○13番（紺野榮重君） 13番、紺野榮重でございます。議長の許可をいただきましたので一般質問させていただきます。質問の方法は、一括質問でございます。

通知申し上げますとおり、避難解除に向けて復興計画の件、道路整備の件、介護福祉の件、町内宿泊の件、放射線検査の結果と今後の対応ということで質問いたします。よろしく願いいたします。

まず町長におかれましては、退院されました事、遅れましたが誠におめでとうございました。震災後の激務の影響もあったことと思っております。今後共、体に気をつけられて町政に励んでいただきたいと思っております。

今回は、「ADR集団申立て和解案」が提示され町民説明会が開催されました。この事は町民に多大なる評価をいただいたと思っております。しかし町民の約5,500人がADRに参加しなかった町民対応が今後の課題となることと思っております。双葉郡町村、そして避難地域に対する影響も多々あると思っております。賠償に対する新しい風穴となったのではないかと思います。

東日本大震災、原発事故災害から避難をして3年3カ月、災害から4年目になりました。3月11日に町民も参加しての行方不明者捜索、更には町内「如水」にて慰霊祭、大変意義深いものと思われました。

仮設住宅、借り上げ住宅でも大分動きが出てまいりました。それぞれの方向の中で新しい土地を求めたり、新築あるいは中古物件を求められたことが聞こえてまいりました。帰る人、帰らない人、帰りたくても帰れない人、今後別れ別れになることは寂しいかぎりですが、町民それぞれが、自立してゆく事も大事だと思います。新しい居住地を見つけた人でも「いつかは浪江町に帰る」という町

民が多くおられるわけであります。これらの傾向は、ふるさとに帰れる見通しがはっきりしない、平成29年3月まで待てない。あるいは6年以上かかるのではないかと不安なわけです。今後「二地域居住」せざるをえないという選択をする町民が多くなると思います。その要因は「除染」しても田畑を耕すには時間がかかること、家族との関係、勤めとの関係で一気に帰れない人、それぞれがやむをえない選択だと思います。また避難地と浪江町の距離がある中で家の手入れをするにも遠距離で、除染後の住居あるいは農地の維持が出来ないことの不安があるわけであります。早く町内に仮住まいできる状況、復興住宅の建設、津波被災者の集団住宅移転を進めなければならないと思います。

いろいろとそれぞれの条件がある中で、私達がなすべき事は何かと思うときに、全ての町民の願いは浪江町の自然を取り戻すこと。我々が受け継いできた町を将来につないでゆくことが大事だと思います。そういう中で、今なにをなすべきか、なにを急ぐべきか、ある程度時間がかかっても仕方がないものと分けて考えるべきではないかと思えます。何処に住んでも浪江町町民、帰らない町民の支援、帰れない町民の支援、帰る町民の支援、それぞれに浪江町として支援していかなくてはならないと思います。

しかし、浪江町が復興していく、元の浪江町にしていくのには大変な時間がかかると思えます。そこで提案したいことは、今すぐやるべきこと、時間をかけてやるべきことに分けられると思えます。まずはできることからやるのが大事であります。浪江町の農業、農地を考える会で言われた言葉に「最初からだめだの話はするな、その為にどうするかの話をしよう」と言われました。正にその通りかと思えます。みんなで協力して少しでもできることから始めようではありませんか。

浪江町の帰町の時期を一色にしないで、まずは全ての条件が揃わなくても、帰る意思のある者を支援して、帰れるようにしてやるのが大事ではないかと思えます。「除染が完了した」「道路が整備された」「商店ができ、病院ができて、上下水道が完備」されて、「福祉施設」が出来て「それでは皆で帰りましょう」では、時間がかかりすぎて帰れる町民は全く少なくなってしまう。何しろ浪江町は双葉郡の中で一番人口があり、3つの区域を抱えているわけです。浪江町の計画方針もまずは「役場を中心に復興拠点と位置付け」復興を拡大してゆく、その為にも早く町内復興住宅を建設して行かなければならないと思います。町に町民が戻らなければ、「町の復興はない」のは基本です。そこである程度不便であっても、帰

るという町民を支援していく姿勢が必要だと思えます。

浪江町でもいろいろな調査の中で、どの地域が、どのような状況にあるか分析されていると思えます。今復興に当たって最低限必要なことは、電気、水、下水道（浄化槽）です。例えば合併浄化槽を使用しておいた所であれば、水道が通れば浄化槽はある程度使える状況になるわけでありまして。町水道を通してやれないのか伺うところでもあります。酒田地区、高瀬地区、立野下地区と除染が進み、それに伴って地域を維持、農地保全していかななくてはならない状況になると思えます。水が使えなくては、生活が成り立ちません。酒田地区に限らず、水道水の通水の計画、現況をお伺いいたします。

先行して帰町宣言している広野町、川内村の帰町状況、あるいは檜葉町の状況を見れば、すぐに一緒に戻れる状況にはないと思えます。いわゆる浪江町と二地域の居住がある程度の期間が必要となると思えます。ですから、まずは小高区でやられたような正月の何日間か自宅に宿泊を許可する。そして1週間、2週間と宿泊を許可して徐々に延長してゆくことが復興の一步であると思えますが、どのように考えるかお伺いいたします。

復興計画の件で、お伺いいたします。現在、役場機能は二本松事務所が主体で浪江町の本庁は約50人の職員で帰町の準備、インフラの復興を担当されております。しかし浪江町帰町、いわゆる避難解除された時は、本庁が主体となっていくことと思えます。平成29年3月帰町予定ですから、3年の間に、町役場機能をどのようにしていく計画なのかお伺いいたします。いわゆる本庁と浪江町役場二本松事務所との関係、課体制、職員体制どのようになるのかお伺いいたします。

また、現在、町長は二本松市におられるわけですが、だんだんと本庁に機能が移転していく中で、町長はどの時点で本庁勤務と考えておられるのか伺います。

そこで職員は移動を強いられる方が多くなるわけですが、そのときの宿泊、通勤ケアはどのように考えておられるのかお伺いいたします。

また、福島民報新聞にも記載されておりましたが、避難区域の自治体で職員の15%がうつ病「心のケア急務」と記載されておりました。檜野副町長の「対策が必要である」との談話が載っておりましたが、どのような対策を講じられているのかお伺いいたします。

浪江町の復興の鍵は復興に対する計画と計画に添っての実行と思えますが、その要となるのが役場職員だと思えます。特に、若い職員にとっては子育ての関係、あるいは家族との関係、いろいろと役

場勤めとの厳しい環境が予想されます。ただ単に「町民に奉仕する精神」だけでは勤め続けられないと思います。特に宿泊、通勤の諸問題を支援していかなければならないと思います。住宅の確保をどうするのか、交通手段をどのように支援されていくのかお伺いいたします。

中通りに住まいの方は、当然原町区等に住宅確保が必要になります。それとも浪江町内に住宅確保していく計画があるのかお伺いいたします。

復興計画の件でお伺いいたします。3月に浪江町復興計画策定委員会から「復興まちづくり計画」の提案をもとに「浪江町復興計画」が策定されました。その中で津波被災地の復興についてお伺いいたします。

まず今回の東日本大震災、津波対策等で防潮堤のかさ上げ、そして200メートルの防潮林の構築さらには浜街道のかさ上げで津波拡大を防ぐというのが基本かと思えます。計画では防潮林の次に災害記念公園、スポーツ、健康増進エリアというのが大変な面積を占めております。はたして人口が少なくなっていく中で、このような広大な公園、健康増進エリアが必要なのか疑問であります。公園となれば買収するということかと思えますが、裏付けはあるのか。この部分の敷地は町としての計画どのように考えておられるのかお伺いいたします。

このエリアには、災害廃棄物仮置き場50ヘクタールがあります。予定では平成26年から約3年間の計画と思えます。返還された後のこの耕地をどのようにするのが課題かと思えます。今回、防災集団移転のための津波被災者に対する説明会、1月にありましたが、以前にもアンケート調査されていると思えますけれども、この以前の調査との変化はどのようにになっているのかお伺いいたします。

津波被災者の移転の候補地は、大平山、東中学校周辺、北棚塩地区、新たに復興住宅地整備候補地は、浪江東中学校、幾世橋小学校周辺、百間沢、西原周辺となっております。町内の復興住宅、津波被災者の集団での高台移転の具体的計画の進み具合をお伺いいたします。

「復興まちづくり計画」の中で114号拡幅工事第一工区は平成26年度舗装、第二工区は平成27年度以降着手予定。第二工区の拡幅に合わせた公共施設等の整備について検討とありますが、計画概要の説明をお伺いいたします。

通称原発道路と言われる小熊田宮田線の延伸、平成26年度設計工事、平成28年度完了計画となっております。道路の建設が必要と思

いますが、この考え方と今後の進め方をお伺いいたします。

このことは、何年もかかっていた原発進入道路、原発建設がなくなりましたが、今後の浪江町が復興してゆく上で大事な道路かと思えます。今後の進め方をお伺いいたします。

また今日までの建設においては東北電力の資金提供が原資となっておりますが、財源はどのように確保していくのかお伺いいたします。

復興計画で浜街道（県道391号）延伸が平成26年度設計工事、平成28年度完成計画となっておりますが、計画の概要を伺います。

平成29年3月帰町の計画ですが、解除されたとしても多くの方が中通りに、仮設、借り上げ、復興住宅に住まわれる方が多いと思えます。社会福祉協議会を頼られる方が多くおられる中で、体制づくりをどのように計画されるのかお伺いいたします。

社会福祉協議会の果たしている役割は、大変大きなものがあると思えます。特に心配するのは高齢者の方の仮設に残られている方のケアをどうするかが問題かと思えます。主体が本庁に移って行く中で、社会福祉協議会あるいは類似団体の今後の計画をお伺いいたします。

浪江町の本格除染も始まりました。除染労働者が多数入るわけですが、除染作業が順調に進めるためには、働く環境と宿泊施設を整えなくてはなりません。町内に宿泊施設の提供を町としてどのように考えておられるのか伺います。

また、除染が進むにつれて農地保全の問題が出てまいります。多くの方が中通りに住んでおりますので通勤が大変な負担となります。町内宿泊施設を確保できないかお伺いいたします。

「復興まちづくり計画」に寄せられた意見で放射線の心配が依然として多い事は事実であります。「新たな風評」と思える小学館の漫画「美味しんぼ」に福島第一原発を訪れた後、鼻血を出したとか、「福島の人達に危ない所から逃げる勇気をもってほしい」と語る場面があります。事実であれば仕方ありませんが、町民でそのような方がおられたのかどうかお伺いいたします。事実がなければ、町としてどのような対処されるのかお伺いいたします。

放射能に対しては目に見えない、臭いがあるわけではありませんので、不安なわけであります。3年3カ月の中で、町としての安全基準をどう考えているのか伺います。

食物等の検査、甲状腺、ホールボディ、町としてどのような基準をもって安全と考えるのかお伺いいたします。また風評被害の対策はどのようにしていかれるのかお伺いいたします。

ガラスバッジの結果がそれぞれに通知されました。1年間の結果の中でどのような傾向なのか、基準をどのようにとらえられているのか、甲状腺検査においての異常の方がおられるのかも伺いたします。傾向としてはどうなのか、生活の中で今後どのようなことを注意すればよいのか伺いたします。

以上で質問を終わります。答弁に不明な点がありました時には、再質問、再々質問させていただきます。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 1の避難解除に向けての（3）の質問にお答えいたします。

復興計画には、平成29年3月までにインフラ復旧等、生活環境を整備し、希望者の帰町開始を実現すると、帰町の開始時期の見通しをお示ししているところであります。本年度から除染、インフラ復旧等が本格化し、本年度の目標としました「復旧・復興の見える化」に努めているところです。

今後の本庁舎への段階的な課の移転や私の本庁舎勤務の時期につきましては、インフラ復旧はもとより医療、福祉の再生、町内での事業再開、雇用の場の確保等の進捗状況を踏まえ、また、県内外に避難している町民の方々の帰町の動向を見極めながら、適切な時期を見て判断してまいりたいと考えております。

次に、4の介護福祉の質問であります。

浪江町を拠点として、概ね町外コミュニティを形成するところに、事務所を整備して、一人ひとりに寄り添いながら、広域的に生活支援を実施していきたいと考えております。また、その他の社会福祉法人やNPO等類似団体にも広域的に事業運営できるよう協力をお願いしていきます。

以下の質問の点については各課長より答弁させますので、よろしく伺いたします。

○議長（吉田数博君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 1避難解除に向けて、（1）町水道の送水計画についてお答えいたします。

町上水道の復旧作業を行っておりますが、5月31日現在で全体の18%の復旧が終了しております。防火用水として101カ所の消火栓に配水しておりますが、一般家庭への給水については、下水道の復旧状況、汚泥処理先の確保や、放射性物質・水質検査等のデータを確認しながら給水時期を検討していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） 避難指示解除に向けての（2）町内宿

泊を段階的に進める考えはの質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、南相馬市等では年末年始等の期間、避難指示区域内の特例的な宿泊を認めております。当該市町村等につきましては、宿泊区域内の近隣に病院や商店街など日常の生活圏域が存在しており、宿泊者の安全性が確保できている状況にあります。当町の場合、町全域が避難指示区域であり、かつ、夜間における防犯バリケードの解除など課題も多く、現時点では特例宿泊の実施は困難と考えております。

ただ、お質しのように、避難指示の解除に向けた段階的な取り組みとして、最低限必要なインフラの整備が進み、防犯防火体制の確保等、宿泊者の安全性が措置された段階で、避難指示解除前に特例宿泊制度を実施していくことは必要と考えております。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは（４）職員の宿泊、通勤、精神ケアの対応についてご質問にお答えいたします。

本庁舎に勤務する職員の宿舎につきましては、町内での宿泊が認められていないため、現在、南相馬市内にアパートを確保して職員宿舎としております。今後とも本庁舎勤務職員の宿舎については、当分の間、南相馬市に職員宿舎を確保する方向で考えております。

また、本庁舎勤務となる職員については、遠距離通勤による交通事故等のリスクを考慮して、職員宿舎への入居をお願いしているところでございます。

次に、職員の精神的ケアについてでございますが、平成25年度から平成27年度まで、地方公務員災害補償基金の事業により、職員のストレスチェック、個別のカウンセリング、メンタルヘルスセミナー等を実施しているところでありまして、ストレスチェック等の結果を踏まえまして、必要がある職員には、直接メールや手紙でカウンセリングを促しているところでございます。

今後につきましても、職員の「心の健康管理」には十分配慮してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それでは２の復興計画の件についてお答えいたします。（１）、（２）、関連がございますので、あわせてお答えいたします。

復興計画の中では、津波被災地域の土地利用として、災害廃棄物仮置場及び仮設焼却施設の解体後は、「鎮魂の森」などといった災害記念公園やスポーツ・健康増進エリア、雇用創出エリアとしての整備を進めることとされております。

今年度から、防災集団移転事業に伴う移転元の土地の買い取りが始まりますが、今後、それらの土地利用を中心に、復興まちづくり計画に基づいて整備する施設の内容、規模、財源の手当て等、様々な面から検討していくこととしております。

○議長（吉田数博君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは復興計画の件、（３）防災集団移転事業の進捗状況についてお答えいたします。

防災集団移転事業の進捗状況についてでございますが、現在、移転元の土地の買い取りのため、権利関係の整理を行っているところでございます。また、昨年行いましたアンケートを基に、移転先団地として、町内３カ所、129区画を整備する予定としております。

今後になりますが、移転を希望される方を中心に意見交換会を行い、現在の意向を再度確認しながら、移転先団地や規模、災害公営住宅の建設戸数等の検討を進めていくこととしております。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 町内における、復興公営住宅整備についてでございますが、今年度から候補地における具体的な住宅整備の方策についての調査をはじめております。早い時期での用地確保を目指していきたいと考えております。

続いて３の道路整備の件の（１）114号第二工区拡幅計画の概要についてお答えいたします。

国道114号第二工区の拡幅については、計画にもある通り平成27年度以降着手の予定でございます。この拡幅に合わせた公共施設整備に関しましては、役場周辺への公設の仮設店舗等の設置であるとか公共施設の集約化等の構想について書いておりますけれども、具体的な検討というのはこれからになります。

○議長（吉田数博君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） （２）町道小熊田宮田線の道路延伸と財源についてお答えいたします。

本路線は、国道６号と浜街道を結ぶ重要な路線であります。震災前は原発道路と位置付けされておりましたので、再度、地権者へ事業説明を行い、事業を進めていきたいと考えております。財源については、復興予算を活用して事業を進めてまいりたいと思います。

（３）浜街道の延伸についてお答えいたします。

本路線は、津波被災地の復興まちづくりを支援する重要な路線であり今後早急に進めていくことと認識しております。現在、長塚請戸浪江線交差点から小高区の未整備区間について、県が概略設計を発注し、ルートを検討を実施しております。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 5の町内宿泊の件についてお答えいたします。

広域避難を強いられている町民の方々の負担を軽減するためにも、町内への宿泊について具体的に検討することが必要であると考えております。

一方で除染が完了していない地区、インフラ未整備地区への長時間の滞在については、町民の方々の安全・安心を最優先する観点からは、慎重に進める必要もあると考えます。

町としましては、まずは各自宅への宿泊ということではなく、いこいの村などの宿泊施設の再開など、町内に滞在拠点を整備して対応したいと計画しております。今後、同地区の除染の進捗をみながら施設の復旧については準備をしているところでございます。

また、宿泊に際して必要な污水处理の関係であります。議員お質しの、「水道が通れば合併浄化槽が使えるのではないか」というご指摘でございますが、合併浄化槽により浄化された排水の問題、また年に数回は汚泥の引抜が必要になりますが、その処理問題への課題がございます。今現在は、郡内のし尿処理施設が稼働しておりませんので、近隣自治体へ処理のお願いしている状況でございますが、その搬入できる数量は制限されているところであり、現在の役場や警察署、各仮設トイレの処理だけでも数量超過の傾向にございます。合併浄化槽の整備につきましては、単に設備の復旧にとどまらず、最終的な処理先の確保も含めて検討を進めてまいります。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは、6放射線検査の結果と今後の対策について。はじめに、漫画掲載のような人体に影響があった町民はいるのかについてお答え申し上げます。

原発事故から3年が経過しましたが、今まで漫画の掲載にあるような事実は、当町においては確認しておりません。したがって、その掲載内容については、甚だ遺憾であると思っております。

次に、甲状腺等の安全基準、風評被害の対策についてお答えいたします。

我が国では、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告等を踏まえ、空間線量率から推定される年間積算線量（20ミリシーベルト）以下の地域になることが確実であることを避難指示解除の要件の一つとして定めております。さらに、年間1ミリシーベルト以下になることを目指すとしておりますが、線量の大小にかかわらず原発事故による放射線の安全基準はないと考えております。

また、風評被害対策であります。放射線に対する知識はもちろんのこと、正しく理解していただくため、全国の学校教育の中に学習の場を設けることも対策の一つと考えております。

(2) ガラスバッチ回収結果の分析と今後の注意点はのご質問にお答えします。

昨年4月から12月までの測定結果であります。7,694人中7,663人は1ミリシーベルト以下でございましたが、31名の方が1ミリシーベルト以上となっております。健康に影響を及ぼすような数値ではないと考えておりますが、区域再編後、浪江町内への一時立入制限の緩和もありまして、被ばく線量が上がった方が多くなっていることも事実でございます。

しかし、いかなる線量でもリスクが存在するという考え方から、滞在期間の短縮、更には飲食等には十分注意するとともに、日頃は、ホールボディカウンター等の被ばく検査や健康手帳の活用等により自己管理に努めていただくことが肝要かと考えております。

○議長（吉田数博君） 13番。

○13番（紺野榮重君） 再質問をさせていただきます。

町水道の送水の件でありますけれども、なかなかいろいろ質問をしてみれば、いろいろ汚泥等の処理、あるいは合併槽の中の処理というものがなかなか大変だということでしょうけれども、最低限でもやはり水というものを使えないと、住宅をいろいろ手入れするのにも最小限必要なわけであります。できるだけ早く水を通してもらいたいということでもありますけれども、権現堂地区においては水は通っていると、消火栓は使えるようになっているということでもありますけれども、それ以外の地区、そういうところでは消火栓は使える状態になっているのかどうかということをお伺いいたします。

それから、町内宿泊を段階的に進める考えはということでは現時点では困難だと。それでもそういう方向に向けていくということでもありますけれども、いこいの村は宿泊を進めていると聞きますが、いこいの村は少し放射能が高くて、そういうものが宿泊に適していないのかどうか、そういうことで仕事が進んでいないのかと思いましたが、いこいの村を宿泊ということにできる時期というものが見通しというものはどうなっているのかお伺いいたします。

それから、役場機能の中で、町長はいろいろなインフラの状況、いろいろな状況を見ながら浪江のほうに移っていかれるということでもありますけれども、やはりこの町長の存在というのは大変大きいわけでありまして、町長席にもこの週に何回か日にちを決められて行っていただきたい。そういうことによってやはり職員あるいは町

民の復興のための激励をしていただいて、できるだけ早い復興につなげていていただきたいと思います。

それから、職員の精神的なケアということでありますけれども、何しろ職員の方、いろいろと大変なことだと思います。先ほども話しましたように、この奉仕の精神だけではこれはなかなかつとまらないという状況下にあると思います。それで、ちょっと話を聞きましたところ、職員を採用するに当たっては、今この年齢が今までと違った高年齢まで採用しておるという中で、それからまた他町村からも今までは浪江町を中心とした職員の方だったわけですが、他町村からも入ってこられる中で、まず説明をしなければならないのは、浪江町の地理を説明しなければならない。例えば幾世橋というのはどこにあるのか、大堀というのはどこにあるのかということから説明しなくてはならないということをおっしゃっていました。ですからこのある程度熟練された職員というものは非常に大事なわけがありますので、できるだけ通常ケアをして、熟練の職員が頑張れるようにしていただきたいと思います。

それから、通常の場合で、今通勤状況はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。二本松市のこの役場に対しては、どういふところからおおざっぱにどのくらい通勤をされているのか。

災害記念公園、スポーツ健康エリア増進の計画では、ちょっと私はなかなか、私もこれだけの公園を作る必要性というものは感じられないんですけども、この用地買収というものが、危険地域ですから、その家と屋敷周りは買収されると聞いておりましたけれども、それ以外の危険地域は買収をされるのかどうか、もう一度お聞きしたいと思います。

私聞き逃したのかもしれませんが、答弁で。浪江町に復興住宅、防災集団移転住宅、それぞれ何件建設されるのかということはどう決まっておられるのかどうか。決まっておれば、その戸数というものをどこどこに何件というものをお知らせいただきたいと思います。

それから、介護関係のことで、社会福祉協議会の体制ということでお聞きいたしましたけれども、今まで一樹デイサービスとか貴布祢の事業というものはやっておられたわけがあります。そういう新しいところを作るといふことでなしに、そういう一樹デイサービスとか貴布祢というところの事業復活、今後の見通しというものを伺いしたいと思います。

それから、放射線検査の結果と今後の対策ということで、人体に影響のある町民はいるのかということ、これは人体に影響ある方はないということですか。そうすると、ガラスバッジの回収

の中で、この私の町の照会の中で5ミリシーベルト、10ミリシーベルトまで何人、10ミリシーベルトから15ミリシーベルトまで41人、15ミリシーベルト以上が8人。最高値が25ミリシーベルトということが記載されております。その中で、そういう人体に影響のある方はいないということであれば、どのぐらいのミリシーベルトは人体に影響があると考えておられるのかどうかお伺いしたいと思いません。

○議長（吉田数博君） 答弁の前に、4の介護福祉の件の質問事項の中に、介護施設の状況を再質問されました。これは事前通告にありませんので割愛をお願いいたします。

町長。

○町長（馬場 有君） それではいこいの村の件についての再質問についてお答えいたします。

いこいの村の施設の状況ですが、客室のところがやっぱりネズミ等の小動物によって相当荒らされていると。それから水回りの状況等が非常に管が破裂をしたり、朽ちて落ちているということで、大変な修理状況になるというふうに考えています。これは、予算面では、復興交付金を使いながら、ぜひ一日も早く修繕をして、町民の方がシャワーを浴びられたり、あるいは足を伸ばして休めるような状況を作っていきたい。ただ、避難指示の見込みです。それまでにとにかく整備をしていくということを考えております。

それから、町長として、何日か本庁舎に勤務したらどうかというご提案でありましたけれども、現在、常駐の件については先ほど答弁したとおりでありまして、何日か本庁舎のほうに戻っているという執務をしていきたいと考えております。

以上、他の件については担当課長が答弁いたします。

○議長（吉田数博君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） お答えいたします。

消火栓が使えるのかというお質しの件であります。町全体で18%の復旧が終了しております。その18%の中に、101カ所の消火栓に配水しているところであります。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 職員の研修、通勤についてでございますが、新規採用職員につきましては、採用時の4月当初に二本松事務所及び本庁におきまして、両副町長のほうから町の現状について講話等をいただいております。引き続き新規採用職員については、震災前の浪江町について、さらには現状、置かれた状況について研修会等を通じて周知してまいりたいと思っております。

次に、職員の通勤についてでございますが、二本松事務所勤務職員、今現在、116名でございます。

通勤元居住先についてであります。現在、二本松市から48名、福島市から29名、郡山市から19名、本宮市から12名、その他8名でございます。

震災から3年を経過する中、だいぶ慣れてきたとはいえ、長距離の通勤者もいることから、交通ルールの遵守はもとより、引き続き通勤時の事故防止等について周知してまいります。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それではスポーツエリアと災害記念公園等の買収の関係ということでお質しがございました。これは先ほどもお答えしましたとおり、今後、内容、規模、財源等の手当等についても検討していくことになっておりました。今のところ、まだ買収の目途はたっておりません。計画に基づいて、その施設に基づいて財源の確保をしていくということでございます。

それからもう一点、復興住宅の件数、防集のほうではないほうの件数ということでございますが、先の意向調査の関係から、直接的には浪江町での住宅の戸数というのは質問していなかったわけですが、クロス集計の中で今、61戸という数字が出ております。これについても今調査の中で、どこにどれだけできるのかも含めて検討しているところでございます。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは放射線の人体への影響についての安全基準はどうかという再質問にお答え申し上げます。

放射線による病気等によって健康被害を受けたというのが現在は確認されていないという状況でございます。それで、人体の影響でございますが、安全基準については、私はないというふうに考えております。いわゆるいかなる線量であっても、そのリスクを抱えていることを考えますと、当然なことに100ミリシーベルト、200ミリシーベルトだろうが、それが人体に影響があるのか。それからそれ以下であれば、人体に影響がないのかということについては、当然安全基準はないと考えております。

したがいまして、当然健康管理の面に関しては、甲状腺の検査はもちろんのこと、それから毎年のがん検診、健康診査をそれぞれに毎年受けていただいて、健康管理に努めていただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 13番。

○13番（紺野榮重君） 再々質問ということでもありますけれども、基準

はないということなわけでありましてけれども、我々町民とすれば、やはり一つの今度のガラスバッジの中で、例えば私だったら、5ミリシーベルトになったと。あるいは15ミリシーベルトになったと。ということの中で、やはりある程度の一つの町としての基準、これ以上はうまくないですよという基準がやはり示して私はしかるべきではないのかと思うところでありまして。もしくは答弁があればお願いいたします。

それから、6月の浪江町広報で、町長のメッセージがありました。田植えのことでありますけれども、酒田地区での4年ぶりの田植え、町長も田植え機械に乗られて田植えをされました。町長の印象というのが、先ほどもありましたけれども、関係者の腹の底からの笑顔を拝見して、大変うれしく思いましたというメッセージでありました。私も現場で同じような、みんな本当の笑顔だなということを感じました。これはやはり荒れ地から田植えをされて緑を取り戻す。また、ふるさとの地で農作業ということが、何ともいえない心地よさでありました。ぜひとも浪江町に帰る気持ちになれるように、少しでも復旧復興していきたくて、私自身も思うところでありまして。

それから双葉郡の各町村、双葉郡は一緒だというふうに言うておりましたが、この頃は復興に対してのいろいろ先ほども話がありましたけれども、企業誘致いろいろと活発になってまいりました。どうも先ほども話されたように、南のほうの町村ばかりに集中しているということも心配するところでありまして。遅れないようにしていかなければならないと思っております。今日まで3年3カ月が過ぎ、特に年寄りの方が、仮設、借り上げに心身ともにまいってまいりました。一つの3年という時期は我慢の一つの限界かなと。3日、3カ月、3年と。この3年かなというふうに思うわけでありまして。最終の地をふるさとで願う、あるいは浪江で過ごしたいという多くの町民の願いに答えていただきたいと思っております。このことに対して、町長に答弁があればお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 事前通告にありませんので、答弁があればと言うことですから。

町長。

○町長（馬場 有君） 再々質問の線量基準の関係の質問ですが、ある新聞に、先日政府のほうの考え方が、いわゆる毎時0.23マイクロシーベルトを2倍から3倍に引き上げるといような記事が載ってまして、やっぱり私どもの意図するところは、空間線量1ミリシーベルト、年間1ミリシーベルトです。毎時0.23マイクロシーベルトが、一つの今までの政府の指針だったわけです。それが、いつのま

にか2倍から3倍に引き上げるというような考え方に移ってきたのはどういう理由かちょっとわからないところがあります。

したがって、私どもはやっぱりそういう線量の確保については、政府の考え方をただしていきたい。そして、お医者さん方の知見を集めて、どれが本当に安全なのか。身体に影響がないのか。そういうことをきっちり責任を示していただきたいと思います。これは、震災当初から何ミリシーベルトが安全なんですかと。その基準を示してくださいということも、何十遍、何百回要望してきましたけれども、この基準が出ていないということですので、さらにそれいろいろとこれから調査をしていきたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 以上で、13番、紺野榮重君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで昼食のため午後1時40分まで休憩いたします。

（午後 0時17分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 1時40分）

◇松田孝司君

○議長（吉田数博君） 午前中に引き続き一般質問を行います。

6番、松田孝司君の質問を許可いたします。

6番。

[6番 松田孝司君登壇]

○6番（松田孝司君） 6番、松田孝司といたします。議長の許可を得まして質問方式は一問一答方式により、質問事項は通告に従って一般質問をさせていただきたいと思います。今回の質問事項としては現在の避難生活環境について、そして復興公営住宅について、最後に復興に向けての3項目で何点か質問させていただきます。

昨年4月1日から避難指示区域が見直され、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域の3区分に再編され1年余りが過ぎました。いろいろと問題が生じていますが、その中でも帰還困難区域に関連して、現実に帰れるか帰れないのか、国はいつまでたってもはっきりと示してくれてはいません。帰還困難区域の方が福島市森合の東京電力の賠償の相談所に行って、帰還困難区域のこの場所だけど、何年後ぐらいに帰れるようになるのかと尋ねたところ、

場所を聞いた相談員は、あなたのところは100年経っても戻れないと思いますよと言われショックを受けていました。それを受けその人は家に戻るのをあきらめ、3年あまり避難生活をして慣れ親しんでいる仮設住宅の近いところに住居を求め転居しました。「居住制限区域」や「避難指示解除準備区域」の方も気心の知れた行政区の人達や知人、親戚とも全国に離散してしまい、なかなか元の繋がりも少しずつ薄くなっているのが現実ではないかと思います。

その中、昨年末に原子力損害賠償紛争審査会から、中間指針第4次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）が示され、動くなら今だと新たな生活の場を求め仮設住宅から新天地に動き始めている方が多くなっているような気がします。

私の住んでいる桑折駅前応急仮設住宅も、一番多いときには地元桑折町を含め235世帯、460人位は居たと思います。現在は実質180～190世帯300人前後だと思います。これから世帯人口が多くなることはまずないと思います。日ごと転出し、ますます少なくなっていくと思います。仮設住宅内の敷地、建屋は同じで人が少なくなるといことは、それだけ残された人に負担が多くなることは目に見えています。特に仮設住宅には働き盛りの若い人が少なく高齢者の方が大部分です。今年2月の大雪みたいなことが起きれば2～3日も身動きの取れなかった仮設住宅があったと聞いていますが、そんな仮設住宅が多くなってくると思います。あと常日頃の維持管理が一番大切だと思います。時は待ってくれません。草木も私達も生きています。私達住民は、気持ちは若くても体力は日一日と衰えてきます。その点町として予測しているのでしょうか。仮設から転出が多くなっている中、仮設住宅の維持管理をどう考えているかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） 仮設から転出が多くなっている中、仮設住宅の維持管理をどう考えているのかのご質問にお答えします。

仮設住宅維持管理につきましては、現在も住居部分及び共用施設についての不具合等については、今後とも継続的に実施していきます。

また、入居者減少に伴う仮設住宅敷地の環境整備につきましては、状況を見つつ、今後業者委託などの検討をしてみたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 6番、松田孝司君。

○6番（松田孝司君） 建て前ではなんとでも言えると思います。私は自治会の役員をしていましたからわかりますが、仮設住宅に住んで

いると自治会の役員会に全てしわ寄せがきます。なかなか役員のなり手も少なくなってきました。そして役員の方も結構転出している方が多くいます。これから残された人が自治会で管理運営していくには、もうちょっと町も寄り添って、本当に現場を見て確認してから動いてほしいと思っています。その点どう思っていますか。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） 仮設の人が少なくなるというのは事実かと思います。県のほうも平成28年3月まで仮設の延長だという方向が示されたところがございますが、平成28年3月までは仮設はあるという状況かと思います。我々も仮設の管理につきましては、例えば人が減るということであれば仮設自体を縮小しまして、管理しやすいような体質とかそういったことを県のほうにお願いしていくべきなのかと考えております。

○議長（吉田数博君） 6番、松田孝司君。

○6番（松田孝司君） そうすると仮設内で移動するということですね、逆に。結局、仮設にも現在ばらばらになっているのがまだ間引きひいて少なくなってきました。それを片方に集めるということは、そうすると移動するのも嫌がっている人も結構多いのです。もうここに慣れてしまっただけで、その生活あまりで別なところに行ってくれと言っても、もう引っ越しするのは嫌だという人も仮設の中にいるんです。小さいところから大きい部屋に移すといっても、私はここでいいからという。結局桑折町仮設は300戸あります。これを片方から片方に集約してまとめるというのは、なかなか大変だと思います。これは要望になりますが、早めに対応、引っ越しのときも手伝うとかしてもらわないと、荷物も動かしたくない人は結構います。その点よろしく考えて今後取り組んでほしいと思います。

次の質問に入らせていただきます。これも仮設に住んでいる人にとっては切実な問題ではないかと思えます。私は平成23年7月初めに現在の桑折駅前仮設住宅に入ってもう3年近くなります。230世帯余りですが、その中で何か行事を催しても出てこないのではなく、まだ会ったことがない人が何人かおられます。確かに入り口の風除室にはいかにも存在しているように醸し出している雰囲気はあります。最初は回覧を回していましたが、そこで止まってしまうからどうしても飛ばしてしまうようになります。いろいろな場所に行く機会がありますが、桑折町の仮設に住んでいるという、その友達や知人から、あそこには誰々が仮設住宅を借りて荷物を置いていて、どこのこのアパートに住んでいるといった話をよく聞きます。私は一人暮らしですから無理ですが、家族が多いといろいろな抜け道が

あるみたいですが。前の生活支援課長も何とかしたいと言っていました。が、いまだ解決はしていません。また、仮設住宅から家を購入して新たな生活を始めている人も居ますが、いまだ仮設住宅を退去していない方もおられます。仮設住宅で何か催しがあるときに参加するための一時の休みどころとして使われているみたいです。形だけの荷物だけを置いて、いつも人気がなく部屋の前を通るとわびしさが切実に感じています。社会福祉協議会など訪問活動している方は、そういう実態は知っていると思うのですが、町では現実にそういう実態を把握や対策を講じているのでしょうか。仮設・借り上げ双方借りている人、住宅を購入転居しても仮設を退去しない人への対応はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） ただいまのご質問にお答えします。

住宅購入、アパート入居等の状況につきましては、仮設住宅自治会等の情報により、ある程度の情報は把握しております。その情報をもとに5月はじめから仮設住宅自治会と協議しながら、入居実態が確認できない方に通知を発送しております。

今後についても自治会と相談しながら、継続的に調査を行い退去要請を進めていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 6番、松田孝司君。

○6番（松田孝司君） くれぐれも各仮設住宅の自治会ともきめ細やかに打ち合わせをしてほしいと思います。自治会長、自治会はだいたい把握はしているんです。だから役場単独ではなく自治会にも相談してやってくれるようお願いしたいと、これは要望です。

次の質問に入らせていただきます。3月の一般質問の時にも孤独死について質問させていただきました。先ほどの質問にもありましたが、仮設住宅もだんだん人が少なくなり、自分のことが精一杯で、よその人を見守る余裕もなくなる可能性があります。みなし仮設の借り上げ住宅や家を購入した方も、借り上げ自治会に入っている方は、半分にも満たしていません。周りに知人が少なくどうしても孤立しがちになるのかもしれない。先日も借り上げ住宅の方が末期がんを宣告され、自ら命を絶ちましたが、これもふるさとから追われ、今までの繋がりや欠如が一因かもしれません。

私の周りでも正月のときには孤独死が生じましたが、今回は危うく孤独死の発生を逃れることができました。その人は仮設の入居当初はいろいろな行事に参加していましたが、どうしても足が悪いため、車椅子生活、難聴もだんだんひどくなり、引きこもりがちになり一人暮らしですので、いろいろと大変だったと思います。ただ、

仮設住宅の前の辺には子供ころからの幼なじみの友達がいって、いろいろと面倒をみててくれていました。5月の連休のときにその友人が夕方帰って来たところ、明かりがついていないので声をかけたところ、台所のトイレの前で倒れているのを見つけ、救急車を呼んで何とか孤独死を防ぐことができました。トイレに行こうとして、午後2時ごろ転んで起き上がれずにいたそうです。午後7時頃ですの
で5時間そのままになっていました。

社会福祉協議会なども高齢者や体の弱い方を重点的に週に何度か回っているみたいですが、ただどうしても土日などの休みもあり、日中の限られた時間しか回ることができません。休みの日や夜などの時間がどうしても周りの人が頼りです。

今月に入って本宮市や二本松市の仮設住宅でも、相次いで浪江町民の方が孤独死になっています。これから仮設住宅から復興公営住宅などに少しずつ動くことと思いますが、復興公営住宅に転居しても周りに親戚、友人、知人がいないと孤立化し、孤独死がますます多くなるおそれもあるのではと思っています。

復興公営住居入居選定は県でやるから町としては関与できませんではなく、孤独死予防に積極的に知人などの集約に動くべきだと私はと思っています。地域性も知らず、ただ申し込みの紙切れ一枚で入居選定を抽選するということでは、ますます孤立化を深め孤独死の増加を進めることにもなりかねません。もっともっと人と人との繋がりを大事にすることはいかに大切かを自覚してほしいと思います。高齢者もそうですが、多くの知人に囲まれ、多くの知り合いと気を遣う煩わしさから解放され生活するのが一番の孤独死予防対策ではないかと思っています。

孤独死防止対策について、現在の活動状況、これからの活動計画はどうなっているかお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。

6月に入り、仮設住宅で残念ながら孤独死がありました。周辺の方が、朝方、窓の開け方、テレビの明かりの不自然さからサポートセンターの職員に、そして自治会長への連絡により発見されたものであります。予防策として、訪問によるあいさつや声かけが一番の予防策でありますので、定期的に訪問をしてまいりましたが、限界があると痛感しております。したがって、今後は、健康を第一に考え、体調悪化、不安、悩み等、町民のSOSの発信を見逃さないよう見守りの幅を広げ、関係各課及び社協との連携協力のもと、さらに訪問活動を実施すると同時に。近所のきずな・地域とのきず

なを再構築して、お互いが知り合い、助け合い、見守りできるサロン等による出会いの機会を創出いたしまして、一人でいることの寂しさを解消し、孤独死を予防してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 6番、松田孝司君。

○6番（松田孝司君） 今まで、仮設に住んでいますが、よく社会福祉協議会の相談員や看護師さんと途中話をするのですが、どうしても踏み切れないところもあるんです。仮設住宅で「私はいいから」と追い返される人もいます。そして今は、高齢者、障がい者とか体の弱い人に重点的にやっていますが、それでも回りきれないのです。確かに役場として取り組むのはわかるのですが、町民の方が問答無用でストップする方もいるんです。それをいかにするか。だから役場もそうですが、民生委員もそうです。自治会も横の連携、仮設で役場に入って、社会福祉協議会も入れて横の協議会みたいなものやるのも必要かと私は思っています。

あと、私の行政区で、先月、部落の大字総会があったのですが、やはり谷津田地区も全国に散らばっています。そこで今まで班の1年ずつ組長は交代していたのですが、今度新たに各方部に世話人を置くことにしました。これは孤立化、孤独死にも対策になると思います。やはり行政区というのは身近な付き合いでやっていますから、いわきならいわき、いわきは大きいので2人、福島市も多いから2人とか、方部別に世話人を置いて何とか同じ行政で孤独死は防ごうと取り組んでいます。役場でもそういう取り組みもあってもよいと思うのですが、そこまでは考えていますか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） まさに議員お質しのとおり、地区の絆、地区のお互いに知り合いの方々が一緒になって生活するというのが一番の理想だと思っています。

したがって、これからは先ほども答弁いたしましたように、町の健康保険課、そして介護福祉課並びに社会福祉協議会です。さらには避難を受けていただいている自治体の社会福祉協議会の方々と連携を密にしながら、特に議員お質しのとおり一人で住んでいる方、役場のほうでは掌握しています。そういう方を最重要というとならえ方をしながら、そういう方をいろんな交流会あるいは先ほどいきましたようにサロンとか、何とか出席していただくような努力もしてまいりたいと思います。

また、先ほど質問ありましたように、どうしても日中という形になりますので、なんとか先ほど申し上げた関係強化によって、タイムラグを設けられないか、そういうことも合わせて協議をして何と

か連携を強めていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 6番、松田孝司君。

○6番（松田孝司君） よろしくお願ひしたいと思ひます。ただ今の生活も確かに大事ですが、もとの行政区の繋がりも大事だと思うんです。いろんなところから手をまわして何とかみんなて孤独死対策してもらわないと、表面上のを机上でやっではぜんぜん解決しないと思ひます。もとのふるさとの繋がりも含め、今のつながりもみんなて一体で頑張っけて取り組んでいかなければ、孤独死対策はそれでもなかなか難しいと思ひています。よろしくお願ひしたいと思ひています。

次の質問に入ります。復興公営住宅について何点かお伺ひしたいと思ひます。

今回やっくと3年過ぎて復興公営住宅の第一次募集が終わりました。私達多くの避難者の思ひ、古里と同じく戸建てをと希望した復興公営住宅ではなく、今まで書庫に仕舞い込んだ県営住宅の設計図を取り出し、エレベーターを追加しただけの復興公営住宅を現在急ピッチで工事をしています。第一次募集には犬や猫を飼っている人は対象外と言われたそうです。確かにペットを飼っていない人には、うるさいから嫌だとか言われるかもしれません。しかしペットを飼っている人にとっては本当に家族の一員。亡くなればきちんと埋葬し供養する人が多いと聞いています。避難中も仮設住宅に入る際もだいぶ苦勞したみたいで、借り上げ住宅でもペットは駄目という理由で仮設に入った人も多いと思ひます。ペット愛好家が優先というのも困りますが、やはり町民平等で入居できるように配慮をお願ひしたいと思ひます。

復興公営住宅入居に際し、ペット愛好家の入居も平等に配慮して欲しいとの要望にはどう考えているのかお伺ひいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） お答えいたします。

第一期の募集においては、ペットを飼うことができる復興公営住宅はありませんでした。県では、第二期の募集以降において整備を予定しているとのことですが、まだ具体的にどこの復興公営住宅となるのかということについては公表されておられません。

これまで町としましては、県担当部局との打ち合わせの中で、ペットを飼うことができる復興公営住宅の必要性を訴えてまいりました。県からは郊外の戸建ての復興公営住宅等での募集が可能ではないかということの回答を得ております。入居者の中には、先ほど議員からありましたように、動物が嫌いな方もいることから、そのよ

うな方に配慮したペット可能な住宅の配置をしていかなければならないという困難さもありますが、今後ともペットを飼うことができる公営住宅の確保について協議を進めていきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 6番、松田孝司君。

○6番（松田孝司君） よろしく願いいたします。

次の質問に入りますが、復興公営住宅、県では4,890戸建設予定と言っています。第一期分528戸、今後募集866戸、計1,394戸しかまだ公表されていません。あとの3,496戸がどの場所に建つのかまだ公表されていませんが、今年度の予算で3,740戸分の用地取得費が予算化され確保の見通しがたち、残りの1,149戸についても取得の目途がたったと聞いております。平成27年度中に3,700戸の建設を完了し、平成28年度の早い時期に、1,170戸を整備するといっています。

そこで復興公営住宅に移りたい人にとっては、やはり立地場所が一番だと思います。高齢者にとっては、買い物や病院が近いところ、子供の居る家庭は学校などが近いところなどと、さまざまに求める要素が違います。入居希望者にとってあとから疑心暗鬼にかられ、もっともっと良い所があったのにと思いたくないのが切実だと思います。これから何年住むかもわからなく、これが終の棲家ともなるかもしれないのです。確かに人気、不人気あるとは思いますが、どこに予定しているのか情報を知らせてほしいと思うのが人情ではないでしょうか。県の立場としては、放射能拡散のSPEEDI情報のように、情報を隠すのが得意とは思いますが、町として建設予定地を早く明示して欲しいとの声についてどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） お答えいたします。

町では、第一期の募集の際に、議員からお質しがあったように、復興公営住宅整備の全体計画が明らかにならないと、なかなか選択できないということを訴えてきました。そういったことから入居募集に関するチラシにおいては、現状で示すことができる復興公営住宅の位置図を町独自に盛り込むことができたところでございます。このように、県に対しては具体的な整備場所の全体像を早く示してほしいということは再三要請しているところでございます。

しかしながら、用地交渉については相手があることでございますので、なかなか最終的な話が決まらないうちには出せないといったこともありまして、公表を控えるという状況が続いております。

こんな中ではありますが、町としては交渉の状況を見定めつつ、県のほうの状況が確認できた段階で、浪江町民が入居対象となる復興公営住宅については、わかり次第、広報なみえあるいは町ホームページなどによって最新の情報を提供していくということで努めております。

現在も、整備場所が示されていない復興公営住宅については県が用地確保を進めておりますが、これらについても少しでも早く公表できるよう、今後も、県、受け入れ自治体と協議を進めていきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 6番、松田孝司君。

○6番（松田孝司君） これは町ではどうにもならないことですが、よろしく早くお願いしたいと思っております。

次の質問に入りますが、今、桑折町と本宮市が声をあげて、浪江町民のために町・市の公営住宅の建設を決め、桑折町では造成工事が急ピッチで進んでいます。まだ募集も始まっていませんが、桑折町の役場には、町外から避難している方から問い合わせがあるそうです。桑折駅前仮設住宅でも以前アンケート調査では60戸以上の希望がありました。本宮市でも60戸の建設予定に対して、100戸ぐらいの希望があることをお聞きしましたが、希望者にとっては入居できるかできないかでは今後の暮らしを左右する切実な問題だと思っております。

子供や孫はどうしても友達と別れたくないと言って、今のところを動きたくないと言っている人もいます。3年も同じ土地で暮らすと子供にとっては、そこが古里になってしまいます。高齢者にとってもまた一からコミュニケーションをとるのは本当に大変です。以前自治会の役員で町長に要望に伺ったときもありましたが、桑折町では今建設している復興公営住宅とは別に、仮設と目と鼻の先に4ヘクタール以上の土地を準備していたのです。

浪江町としては、復興計画策定委員会の復興計画書に沿って町外コミュニティに3市に集約したいと言っていました。その復興計画書に合わせ一步一步進んで行くのならわかりますが、現実を見てください。復興公営住宅入居に対しても町としては県に一任です。復興計画は絵に描いた餅となりかねない状況ではないかと思っております。

前回の質問でも言いましたが、今現実に町民の望む所に出来るだけ早期に集約化を図るべきではないかと思っております。これが先ほどの質問にもあった孤独死対策にもなるのではと思っております。

市・町の公営住宅の入居募集戸数より希望者が倍前後の予想ですが、増設を依頼する考えがあるかお伺いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） お答えいたします。

市、町における公営住宅の建設につきましては、桑折町あるいは本宮市において今計画が進められております。戸建てということもありまして、予想を超える希望者が集まるのではないかとということでもあります。どちらの自治体につきましても、できるだけ早く募集を開始していただきまして、入居者を確定させていただきたいということで今協議をしているところでございます。その中で、どうしても足りないということになれば、その対応を検討するというところで、両自治体とも進めておりますので、そういった形で対応させていただきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 6番、松田孝司君。

○6番（松田孝司君） 桑折町では、来年初め頃に入居募集をやるようなことを言っていました。たぶん遅くなると思います。その前に早くに意向調査をやるなりして、本当に困っている人が入れなくなるようなことにならないようにしてほしいと思っております。

次の質問に入ります。私は、桑折駅前応急仮設住宅に入居してから、仮設住宅に町長及び町の課長の人達が来て復興懇談会が行われたときがありました。平成23年10月25日だったと思います。その席で、なんで町役場の職員が仮設に入居が少ないのかと私は質問しました。そしてある人が、役場職員は若いから仮設住宅では疲れるからと言っていたのです。私達町民は若くないから疲れないのかと、みんなで怒り狂っていたのを覚えています。仮設住宅と復興公営住宅は違うかもしれませんが、役場職員も復興公営住宅へ町民とともに入居するのもよいかと思っております。

桑折駅前住宅には役場職員の職員が入居していました。私達がいろいろ仮設の不具合や不備をその職員に言えば、現実に自分自身が同じ仮設生活をしていますから、その思いは役場や県に切実に伝わっていたと思います。自分で体験していればこそ物事の実情はわかり、仮設住宅に住んでいない又聞きの人では、その切実な思いはほかの人には伝わらないと思います。その職員が桑折町役場に常駐しても、仮設に住んでいるということで、桑折町役場とも意思疎通がスムーズにいきいろいろ配慮を受けたのではと思っております。よく桑折駅前仮設住宅はまとまっていると言われていたと自画自賛していますが、その役場職員が、陰で縁の下の力持ちでいろいろと支えてくれたからだと思っております。役場職員も大部分が浪江町民だと思いますので、同じ生活環境で暮らしていればお互いが分かり合え、復興公営住宅の良し悪しも直接自分自身で体験することによ

ってそれが町政にも生きるのではないかと思います。

これからも長い避難生活になるかもしれませんが、本当に元の生活環境を取り戻すことは並大抵ではないと思います。これからいかに町民と協働で復興に向け取り組んで行くのか、よく町長が言う町民に寄り添って町政が出来るか。それは町民一人ひとりと常日頃接することから始まるのではないかと考えています。私は復興公営住宅に役場職員の入居すべきだと思いますが、復興住宅に役場職員の入居について、どう考えているのかお伺いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） お答えいたします。

復興公営住宅の入居につきましては、公営住宅への入居希望者をもって建設戸数を定めています。そういったことからいきまして、役場職員も別扱いではないことになっております。

役場職員については、県内各地への人事異動に伴う住宅転居などもあることから、住居の少ない特に南相馬市においては職員宿舎を借上げて住居を提供している状況はありますが、政策的に役場職員を復興公営住宅に入居させるということにつきましては、そのために、希望している住民の方の入居を妨げることにもなりかねませんので、ちょっと難しい状況にあるかとは思っています。

なお、復興公営住宅につきましては、若い世代あるいは働き手世代の入居も促進できるように、子育て世帯への抽選確率割増といった優遇措置もとられておりますので、少なからずある程度の若い方の入居が見込まれるものと考えております。

また、県では、今年からですが、一定程度の復興公営住宅単位でコミュニティ交流員の配置を始めております。見守り活動や交流事業を展開していくこととしておりますので、こういったコミュニティ交流員と町とで連携を図りまして、皆様に寄り添えるような体制を模索中であります。

今後も、県、関係機関との協議を進めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 6番、松田孝司君。

○6番（松田孝司君） よろしくお願ひします。みんなやはり同じ浪江町民として、ともに痛みを分かち合ひこれからお互い頑張って行く時期だと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次は、復興に向けて何点か質問したいと思ひます。

現在、復興に向け少しずつ動き始め、ようやく酒田地区の除染が進み、並行して水田の実証実験も始まりました。

しかし、現実的にはまだ仮置き場が決まっている所は幾らもなく、

先行き不透明の中、いつ古里に帰れるのか高齢者の方は先がないとやきもきしています。車のある方は毎日のように家に戻っていつ帰っても良いように片付けをしています。帰還困難区域の人も月1回の立ち入りから年15回以内の立ち入りができるようになりました。その中で取り残されたみたいに車の運転が出来る人が居なく、どうしてもバスでしか立ち入り出来ない人は今だに月に1回しか立ち入りが出来ません。それも自宅付近でバスを降車してから2時間が上限となっています。車で立ち入りは無制限、時間も午前9時から16時まで制限時間ありません。浪江に居たときは車を持っていなくても「ぐるりんこ」が走っていたから不自由はしていなかったと言っていました。月に1回で2時間、実質1時間半では幾らも片付けができないと嘆いていました。ただ、線量の高いところは時間を伸ばされても、これから暑い夏を迎え放射能の恐怖で長く居たくない人も多いと思います。町でも何人の方からは苦情を言われているかもしれませんが、弱者の町民の声に寄り添い、国へ回数増の要望をすべきではないかと思います。

バスによる立ち入り、月1回から数回に増やして欲しいとの要望が多いですがどう考えているのかお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） お答えします。

高齢の方が、避難先から浪江町内の中継基地までの長距離・長時間の移動後に、自宅内の片付け等の作業を長時間行うことは、肉体的な負担が大きく、月1回2時間以内の立入りが妥当だと思われま

す。また、浪江町では、月に3日間（日、月、火曜日）のバス立入りをやっており、双葉郡内の他町村（富岡・大熊・双葉）の月2日間より多く実施しております。その点ご理解いただきたいと思

○議長（吉田数博君） 6番、松田孝司君。

○6番（松田孝司君） この人達は現実に切実なのです。高齢者の方が多いのですが、本当に帰りたくて片付けしたいと言っているんです。これが双葉郡全体よりそうになっているから、それはちょっと町としてこういう人もいるから何とか増やしてもらえないかという要望だけはできると思いますが、よろしくお願

いしたいと思

次に、B-1 グランプリですが、先ほど行政報告にて町長が、取り決め方、進行状態をいいました。その中でボランティア4,000人程度確保を行うと言っていました

が、震災後の浪江焼

麺太国のがんばりは多くの浪江町民を励まし、元気づけられたことと私達は思っております。そして私達浪江町民は全国から多くの有形無形の支援

を受けています。何らかの形で感謝の思いを全国に伝えることも必要ではないかと思っています。それにはB-1グランプリ郡山大会がよい機会ではないでしょうか。

商工会をはじめ町議会のみならず各種団体、全町民に声をかけ、B-1グランプリの場で全国に感謝の声を届けるのも一考だと思います。浪江町ではどれぐらいのボランティアを想定しているのかお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 今、松田議員の提案、素晴らしい提案だと思います。いわゆるB-1グランプリというのは、各地方のブロックがあるんです。ここは東北ブロックで、震災の年、浪江焼麺太国のメンバーが全国に避難して集まる機会がないのではないかとというぐらいまで挫折感を味わいました。しかし、東北愛Bリーグの方々が材料もいない、お金もいないからみんな集まってそして1回再興してみたらどうだという提案がありまして、私どもが役場機能もっていた東和支所に道の駅がありました。そこで4月の中下旬の土曜日、日曜日だったと思いますが、そこで見事復活をしたわけです。それに対する感謝というものは非常に大切だということで、今回の郡山大会においては東北の愛Bリーグに何とか浪江の町民の感謝の意を込めて手伝いはできないかということも、企画部会でどう判断されるかわかりませんが、何とか感謝の念の気持ちを伝えていきたいということは非常に良いことだと思いますので、ぜひ実現したいと思います。

また、今詳しいことについては復興推進課長からご答弁申し上げますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それでは補足させていただきます。

日程等については、ご存じのとおり10月18、19日の2日間行うことになっております。現在は、各部会に分かれましてイベントの企画であるとか、会場の警備、交通対策等についての協議、あるいは各企業への協賛広告の依頼等もお願いしているところでございます。

先ほどありました延べ4,000人規模のボランティアということでございますが、これは浪江町民に限らず全体的に4,000人程度が必要ではないかということの中で今協議をしている中身でございます。

昨年の大会等では逆にボランティアが集まり過ぎてお断りした経過もあるということもありまして、今、内訳と言いますか、どうい

ったボランティアが必要なのかという打ち合わせも詰めておりますので、これからの企画部会が終わった段階でまた企画の内容が固まった段階で町民の方に対するボランティアの募集も進めていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 6番、松田孝司君。

○6番（松田孝司君） B-1 グランプリ、10月18日、19日ですか、あと4カ月ちょっとあります。ちょっとあるのではなくてちょっとしかないと思うんです。私、フルマラソンをやったのですが、大会に出るまでに3カ月かかります。こういう大会を運営するには3カ月以上かかると思うんです。細かい体制をとって浪江町民も喜んで、全国の人にも喜ばれる大会にできれば最高だと思っています。よろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問に入らせていただきます。

私達が古里を追い出され全国各地で避難生活を始めてから、もう早いもので3年と3カ月に入りました。まだまだ先の見えないこの生活がいつまで続くのか分かりません。私達でさえまだまだ賠償もままならず、満足な対応をまだ国は示してくれません。避難解除もあくまで元の自然環境に近い状態にすべきなのを川内村や田村市都路地区など中途半端な状態で避難解除してしまい、帰るに帰れない人達が多くいます。

私達は直接生活していた古里を奪われましたが、また古里を奪われた人達も居ます。私達の兄弟、叔父叔母、姪、甥などそして友人などです。お盆や正月に毎年のように古里に帰省していた兄弟、甥姪など、アユ釣り解禁を楽しみにして毎年来ていた人、夏休みの海水浴を楽しみにしていた人、秋の紅葉やきのこ採りを楽しんでいた人、それぞれみんな古里を奪われたと思います。古里を奪われ離れ東京に住んでいる姉にポツリと言われました。私達は誰に文句を言えればいいのかねと。帰ってくる古里が失われたのです。その人達も私達同様に古里を奪われたことと思います。今風化して原発事故で古里を失った私達のことを忘れ去られようとしています。しかし、今言ったような人達は、私達同様に心の古里への思いは一樣だと思っています。浪江町民約2万1,000人への真の応援をしてくれる方達だと思っています。関係ない人は風化して忘れても、その人達には忘れることはないと思います。いつまでも私達の現実をわかってくれる人達です。いろいろな集いも催すと思いますが、浪江出身者や浪江を好きな人達へも参加を呼び掛けることも良いのかと思います。あくまでも浪江町民だけを考えればよいというかもしれませんが、浪江には土地を持っている人や、定年になったら浪江町で暮らしたいと

思っていた人も多くいると思います。古里浪江町の長としてどう考えているのでしょうかお聞かせ願いたいと思います。

町民は直接的な被害者、私達の親戚も間接的被害者だと思いましたが、古里の長としてどう考えているのかお伺いたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それではお答えいたします。

浪江町の出身者の方々、または何らかの関係を持った方々にとっても、浪江町はかけがいのない“ふるさと”であるということは我々もそう思っております。ある意味では浪江町に住んでいた我々以上に、“ふるさと”への思いというものは強いのかもかもしれません。町としてはそういった方々にも不安のない状態で帰省していただくように、除染、インフラ復旧を進めてまいりたいと考えております。

また、ふるさとを懐かしむイベントあるいは交流会については、例えば「復興のつどい」などは、町民に限定しているものでもございませんので、浪江町を思う方々が集まれる機会となればいいのではないかと考えております。

ただ、町から出身者すべての方に個別に連絡をするということにはなかなか正直できないところがございますので、町のホームページなどによって周知するということはできますが、町民の方々からもそれぞれ親戚の方々なり、そういった方々への連絡を呼びかけしていただいてイベントに参加していただくということも考えられるのではないかと考えております。

○議長（吉田数博君） 6番、松田孝司君。

○6番（松田孝司君） 私達2万1,000人は、ふるさとを失ってさまざまありますが、私達の親族、兄弟、それに親戚の方も多くの方が心のよりどころを失っていると思います。それに対応するのも町の、こんな酷なことを言ってもなんですが、その人達の思いをなんとか町政に生かしてほしいと思っています。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（吉田数博君） 以上で、6番、松田孝司君の一般質問を終わります。

◇渡 邊 泰 彦 君

○議長（吉田数博君） 続いて、1番、渡邊泰彦君の質問を許可いたします。

1番。

[1番 渡邊泰彦君登壇]

○1番（渡邊泰彦君） 議長より質問のお許しが出ましたので、通告に従ってご質問させていただきます。お答えは一問一答方式でよろしくをお願いします。

まず、質問の冒頭になりますが、馬場町長におかれましては3月議会において体調を崩され、大変心配いたしましたがこの6月に元気に復帰され大変心強く思っております。今後とも体調に十分に気をつけていただいて、浪江の復興ために力強いリーダーシップを発揮していただきたいということを冒頭をお願い申し上げます。

今日は、浪江町の商工業の復興についてということ1点のみの質問をさせていただきます。

1番目なのですが、東京電力の賠償項目ということになってくるわけですが、1番目が就労不能にかかわる賠償が、平成26年2月、今年の2月で打ち切りが一度決定されました。しかしながら、その後条件付きで1年間延長されて、来年の平成27年2月までということになっております。来年の平成27年2月までの期間を考えると、実は営業損害、利益の損失という損害賠償があるのですが、これが平成27年2月で打ち切られるという予定になっております。たぶんこれも就労不能の例をとれば、条件付きか何かで1年間延長されるのかなと思われるわけですが、町としてこのように賠償項目ごとによつ切りのように次々と賠償が打ち切られるという現状に対して、今後どのような要求をしていくのかお尋ねいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） ご答弁いたします。

就労不能損害の賠償については、議員ご指摘のとおり、「就労意思のある方」との条件付きで1年間延長されましたが、町民の皆様の中には、ご病気や年齢等により再就職が困難な方々がいらっしゃいます。

平成27年3月以降の賠償は、個別の事情に応じて取り扱うとされておりますが、中間指針四次追補においては、「営業損害及び就労不能損害の終期は、被害者が従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日とすることが合理的」と示されておりますので、今後とも国・東京電力に適正な賠償を求めてまいります。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊泰彦君。

○1番（渡邊泰彦君） まさに今課長答弁のとおりだと思います。ただ東京電力のやり方とすると、常にまず先手を打って出して、その周りの反応をみながら、徐々に条件をつけながら何らかしかのプラスをしていくという一つの手であります。営業賠償以外にも個人の賠償なんかはかなり厳しい査定をしてきているんです。そういった

ことから、やはり現状に沿った本当に営業ができるまで損害賠償が続くという方向でやっていただきたいと、交渉していただきたいと思っております。

続いてこれに関連してくるのですが、国税局の通達で被災市町村の国税に関する申告納付等の期限の延長措置がずっととられてきました。これが平成26年3月31日で終了になり、さらに平成27年、要するに来年の3月31日までに申告・納付の手続きを行うことになっております。浪江町民の中には、平成22年度の申告からありますので、最長5年、複数年数の申告をしていない方がおります。もちろん商工業の中にもたくさんおります。その中で、延長をした理由というのが、政府というか国のほうで言っていることなのですが、国は震災及び原発事故、要するにがたがた落ち着かないと。落ち着かないので落ち着くまで延長の措置をすると、最初に発表したわけです。それを考えれば、申告をしなさいということは、国は震災及び原発事故の状況が落ち着いたんだという判断のもとに申告の延長を打ち切ったと考えられてもしょうがないと思うのです。今後、町として国税局に対して、その理由をもとにどのような交渉をしていくべきか、どう考えているかお尋ねします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町民税務課長。

○町民税務課長（宮田良二君） ご質問にお答えします。

まず、町と国との経過がございまして、期限延長措置の終了については、国税庁が、自主的な申告・納付の状況、関係自治体との協議等により決定しておりますが、町としては個人場合ですが、すでに申告した納税者の状況や、今後の申告、納税される方の負担等を十分に考慮して延長措置、人員確保、場所の提供、十分な広報措置、広報体制を整えてから解除するようお願いしております。

それで、今後、国、県の補助制度などの審査を受ける場合におきましては、確定申告の結果や所得証明などが当然必要になることもありますので、議員ご質問の今後の要求に関しましては、国税庁との協議の中で現況などを踏まえ検討していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊泰彦君。

○1番（渡邊泰彦君） ありがとうございます。

浪江の商工業者の申告納付等の状況というのは、平成22年度すなわち震災前の年、平成22年度分を平成23年度に申告するのですが、約90%なのです。ほとんど100%に近い方が申告していると。ところが平成23年度になると6割、平成24年度は3割、平成25年度は2割ともものすごく減ってきているんです。要は最初の平成22年度は賠

償の関係がある皆さん申告しているんです。決算しているんです。ところがそれ以降休業している方とか、商売をやらなくなった方、事業再開する方もそうなのですが、これだけ申告の率が下がってきているんです。何が心配かという、あと1年もないなかで、資料もない、そろっていない中で、平成27年3月31日に浪江町のすべての事業者が申告納付等ができるなんて夢にも思えない。商工会のほうにも私相談に行ってきたのですが、商工会でも無理だろうと言っています。では無理なんだ、無理なんだということではいつまでも無理ではしょうがないと思うのですが、少なくとも町と商工会が連携して、長期間納付ができない方の猶予をもう1年間とか、もう2年とかという交渉はすべきだと思いますので、どうかその辺よろしくお願ひしたいと思います。

3番目に、浪江町の商工業の復活の状況はどうなんだということなのですが、原発事故から3年以上も過ぎているにもかかわらず、事業を再開している業者が浪江町の実業者の中では全体の約30%、これは4月の時点の数字なので5月にどのくらい伸びているかわからないのですが、4月の時点で約30%。この30%、すなわち事業再開した数字に関して、町はこのような数字をどのように捉えているかということが1点と。これまで浪江町自体が商工業の復活のために、どのように施策をとってきたのかこの3年間。その施策の中でこれは効き目があったと思われる施策があれば教えてください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。

再開している町事業者が少ないことは、原子力災害の深刻さの証であると感じております。

そういったなか、町内外でおよそ300の実業者の方々が活動していることは、町民に勇気を与えていることであり、今後の町の復興にあたっては大変喜ばしいことであると感じております。

しかしながら、未だに多くの実業者の方々が再開をすることができず、商圏を失ったことが大きなハンディキャップになっていること、再開したとしても将来的な採算の見通しが立ちづらいことは認識しているところであります。

また、議員がお質しの町の責任は、複雑多様な認識が横たわっているとはいえ、未だに町民の方々が避難生活を余儀なくされている点について、責任を感じております。

商工業者の方にとって、現在の補助制度は使い勝手が悪い、メニューが少ないといったお声をいただいておりますが、これまでと同様、関係機関へ働きかけを行いながら、実業者の方々の再建

に繋がるよう拡充を求めていきたいと考えております。

今後は、地域の雇用を支える町内の事業者の方々の再開を促すことができるよう、各種環境整備に努めるとともに、新たな産業の形成についても検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊泰彦君。

○1番（渡邊泰彦君） ありがとうございます。

ほかの市町村と比べるというのもあれかと思ったのですが、檜葉町商工会は浪江町よりかなり人口も少なくても商工業も少ないのですが、会員が233事業所あります。233そのうちの70%の159事業所が事業再開しているんです。そのうちの18%、要するに事業を再開している中の18%の28事業者が檜葉町内で事業を再開しているんです。条件は大変違うと思うのですが、浪江町で事業を再開するにはまだまだ周辺環境が整っていないということはバックグラウンドには実はあるわけなのですが、それにしてもやはり浪江町が来春以降、帰還を考えるという状況の中で、やっぱりこういう商工業が事業再開しているというのは結構大きなポイントになってくると私は思っているんです。同じ状況で浪江町が帰還をするということ考えたときに、町の事業の中でどうなっているのかということも要するに非常に大きな一つのポイントとなってくるなと思っております。手厚い支援というのは、町長が今おっしゃったとおり、必要不可欠なんです。事業者の浪江町内での事業再開の道のりははっきりと厳しいです。それは間違いないと思います。

でも一方で、町内で仕事する、要するに雇用の場がないと復興にもなかなかいかない。やっぱり復興にも浪江町の業者が町内で事業再開して雇用を確保するというのは、これもまた逆に必要不可欠なんです。その中で詳しい細かいところを全部で9点ご質問させていただきます。

まず、第1点目は、平成26年度5月現在で、浪江町内で事業を再開する事業者の数と、業種を町はすべて把握していますか。一つの質問です。

もう一つは、各事業所の経営状況、営業利益及びそういった黒字、赤字等を含めてどの程度町は把握しているか教えてください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 1番の事業再開でございますが、町内で事業再開している事業者は、11事業者15事業所で、業種も把握しておりますが、各営業所の経営状況や営業収益の状況までは把握してございません。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊泰彦君。

○1番（渡邊泰彦君） 11事業者間違いないと思います。町は当然把握していると思いましたが。その中で何を言いたいかと言うと、純粋な利益、黒字、すなわち浪江の言葉というか、古い言葉でいうと商いで利益を上げている業者は4者なんです。

ところが、見かけ上の黒字決算、すなわち助成金があります。東電の賠償金があります。そういったものを雑収入に入れろということの指導もきているので、そういったものを足すと、本当は赤字なんだけど見かけ上は黒字なんだという会社が7社あります。すなわち、私何を言いたいかと言うと、本当の商いで黒字決算するのは浪江町の事業者は結構厳しい現状になると。ただ、東電の賠償金とか助成金とかそういったものを足しながら、何とか営業しているところが多いのです。先ほど申したのは、平成27年2月にこの東電の賠償金を切られた瞬間に経営している方は何を考えるかと言うと、ちょっともう無理なんではないかと、例えば従業員の数を減らすだとか。結局本末転倒でもないですが、なぜ事業を再開したかということがだめになってくるわけです。

ですから、私は営業補償に関しても、町としてはきっちりと東電のほうに要求しながら、もちろん我々もやりますが、そういった事業者を守っていただきたいんです。それによって浪江町で再開している事業者を増やしていくということが復興の一つのシンボルになっていくのだと思っております。

同じような質問で、浪江町の事業を再開している事業者に対して、町として今までどのような支援をしてきたか。今後またどのような支援を考えているか教えてください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） ご質問にお答えいたします。

事業者の方々への支援については、自主財源が乏しいなか国や県の各種補助事業に依存しております。その執行にあたっては町を介さない補助事業等が多い状況でございます。そういった中、町内で活動をされている事業者の方への支援として、事前協議の際に各種補助事業のご案内をしております。

また、事前協議の際に要望や困りごとについて伺ったものについては、適宜関係機関へ繋いでおります。その結果、実現したものとしましては、交通に支障をきたす倒壊家屋の撤去などがございます。

その他の支援としては、町と単価契約をしているガソリンスタンド限定ではありますが、職員の特殊勤務手当に関する条例の第5条に基づき、帰還困難区域及び居住制限区域へ、町の依頼により配達する際は手数料を支給することとしております。

今後は、町の予算化を伴う加速化交付金事業にて、事業者の方が利活用できるメニューもごございますことから、その利用に際しご支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊泰彦君。

○1番（渡邊泰彦君） よくわかりました。それでここで私申し上げたいのが、長くなるのですが、今言った助成している、支援しているいろんな制度、今課長おっしゃったのですが、実はそこに一番問題があって、使い勝手が悪いとかお話したのですが、そうではなくてたくさんありすぎるんです。ちょっとだけ言いますと、例えば福島県の商工労働部の支援策、ハローワークすなわち厚生労働省の支援策、福島産業振興センターの支援策、中小企業基盤整備機構の支援策、福島再生加速化交付金の支援策、中小企業庁の支援策、読めないぐらいたくさんあるんです。それは何かというと、その組み合わせができないんです。例えばこれを使ったらこれができないとか、これとこれは組み合わせできますよと。それが南相馬市の市役所のほうでは実はそれをやっているんです。これとこれの組み合わせでどうですかと。これに対する税の優遇措置はこれとこれがありますよとか、融資はこれがありますよと、一覧表で作って出しているんです。それが実は効果があるんです。ということは何かと言うと、ちょっと長くなるのですが、復活している人は、やろうと思ってやっている方が多いんです。今後復活する方はなかなか背中押さないといけない方が多いんです。そういった方の背中を押すための施策を南相馬市でもやっているんです。

これは、いろんな事情があるかと思いますが、経済産業省のほうから出向職員というんですか、派遣職員というんですか、その方が派遣されているんです。その方が専門にこれを行っているんです。ということは国の役員なので、国の補助金は全部自分がわかっています。その組み合わせを全部しながら、実はこれとこれ3つ使えますよとか、2つ使えますよとなりますと、事業者の負担がぐんと減るんです。そんなことをもし浪江町にも多分国からの出向職員がいるかと思うんです。そういった方をうまく使って、何とか浪江町も、人の真似でもいいと思うんです、うまくいってれば。そんな形でお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。現在うちの役場には経済産業省から1名出向していただいております。そういう方々を通じて今南相馬市の例が出されましたので、それを参考にしながら浪江町に合った支援制度の組み合わせを検討していきたいと思っておりますので

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊泰彦君。

○1番（渡邊泰彦君） 町長からありがたいお言葉をいただきまして、ありがとうございます。ぜひお願ひします。

次に、3番目の質問ですが、浪江町内で事業を再開する事業者に対して、福島再生加速化交付金というのがありまして、その活用すると、国が4分の1、町が8分の1、事業者が8分の1の負担で、浄化槽の設置、今やっていると申すのですが、そういったことができるんです。ところが問題は、水道が出ないということなんです。

先ほど復興対策のほうで、水道事業の件についてお話しいただいたのですが、震災から3年経っているんです。3年経っていて水がでない。これはやはり行政としては何とかしなくてはならないと私は思っているんです。

例えば井戸水はどうも汚染されていないという情報が入っているので、例えば井戸を掘って、権現堂地区に30カ所の水を使える所をつくるだとか、役場近辺に40カ所の水を使えるという、極端な話なのですがそういった形のをやっていかないと、浪江町の中でのいろんな補助金を使って事業を再開しようとしても勝負にならないんですよ、水がなくて。そういったことを考えた場合に、町としては水に対する要するに何というんですか、上水道インフラに関して早急な手を打つということはないかどうかお聞かせ願ひします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） ご質問にお答えいたします。

帰還再生加速化事業の一時帰宅する住民のための給水サービス委託事業では、ウォーターサーバーとか給水タンクのリース等があります。

ただし、当事業の当町の利用実績は、公的な用途に限定しております。つまりは民間の事業者に貸し出す際は、復興庁との事前協議や、事業者へのニーズ調査を行った上で、町としての運用規定の整備が必要になると思われまふ。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊泰彦君。

○1番（渡邊泰彦君） 先ほど、午前中にご質問した議員の中にも、水の件は出てたわけなんです。一般市民の方がお掃除をするのにも水が必要なんだと。私が言っているのは事業再開する方にも絶対水が必要なんだと。やはり水というのは人間生活するうえで必要なものなんです。水がないと生きていけないというと語弊がありますが、やはりそこは課長が言ったように、当たり前ことは当たり前言うのはあれなんです、3年経っている震災から。3カ月ではない

んです。そこは町としてはきっちりと努力して、少なくとも井戸水を掘って出すとか、これから緊急にやるべきだと。例えば上水道が来年全部復旧するのならそれはいいのですが、今のところないと思うので、その辺を要望にしますけども、よく考えていただきたいと思います。

次、4番目の質問なんですが、中小企業等、グループ施設等、復旧整備補助事業の特別枠、すなわち警戒区域の見直し地区での帰還再開する事業者への補助制度が発表になっています。その中で、その補助事業を利用した業者というのは現在浪江町で再開している中で何社あるか把握しているかどうか。もう一つは、これから利用する事業者はどのぐらい予定しているのかというのがわかれば教えてください。わからなければいいです。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） ご質問にお答えいたします。

当該事業については、原則として事業者が県へ申請することとなっております。ただし、浪江町の事業者の方については、浪江町商工会において事業者の方への経営支援の一環として、グループの形成や書類作成の補助を実施しています。これまでに特別枠として浪江町内の事業者は14社が採択されております。

今後については、新たなグループを形成するという話は商工会からは聞いておりませんが、既存のグループへの追加ということで、10社を5月16日締め切りの第16次申請で行ったと伺っております。町としては、事業者の方々が県内外で避難している中、当該事業については、町ホームページでの紹介や個別にお問い合わせいただいた事業者の方への関係機関のご案内をしているところでございます。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊泰彦君。

○1番（渡邊泰彦君） 実は、浪江町商工会と連携、町としなくてはいけない立場になっているかと思うのですが、商工会のほうは人的な配備、または賠償にかかっている手間、そういったものがめいっぱいなんです。浪江町としても、当然補助、商工会に出しているので町として管理する義務が私はあるかと思えます。よくそこを商工会の方と町がよく話し合いして、何を言いたいかということ、ここまで手が回っていないんです。商工会がやることになってはいますが、回っていないんです。回っていないということはきっちり説明していないということなんです。そうなればなるほどリスクを重ねて事業を再開するとすると、なかなか厳しいんです、経営者になると。その辺は商工会任せではなくて、町も一緒になって逆に町が上に立つ

てやっていくような形も考えていただきたいと思います。

5番目の質問なのですが、福島再生加速化交付金も発表になっています。商工業者再開のために環境整備事業の中で、浪江町が実施主体になれば、国の国庫補助率が4分の3。要するに行政が町の4分の1、事業者負担が0という事業がまず一つあります。もう一つは、産業団地整備事業と事業所整備事業というのがありまして、これも同じように浪江町が主体となってそれを進めれば、国が4分の3、町が4分の1といった新しい交付金が出てきているんです。この辺を使ってうまく利用してやれば、これはあくまでも国と町が指導しながら浪江の商工業者を引っ張っていく制度に変えてきてますので、そういったことをきっちり調べていただいて、この2つの支援策を有効利用して、町内での事業の促進する考えがあるかどうかお聞きします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） ご質問にお答えいたします。

まず、原子力災害被災地域産業団地等整備等の支援事業であります。自治体を対象とした産業団地の整備に利用できるもので、帰還困難区域や津波被災地で操業していた事業者の方、または新たに誘致する企業等への用地の確保のため、町として当該事業の利活用を検討しているところでございます。

続きまして、原子力災害被災地域事業所整備等支援事業であります。自治体のみならず民間事業者も対象となり、事業所等の整備に利活用できるものです。

現在、町内の事業者の方より当該事業の福利厚生施設整備費で社員住宅を建設したいというご要望もいただいておりますが、町内での例外的な夜間滞在を町として実施していないなかで、事業の実施にあたっては関係各課と連携した中での検討が必要であると認識しております。

その他、インフラ復旧や除染の進捗状況といった現在の町内の状況を鑑みながら、当該事業を利活用した中で事業促進をしてまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊泰彦君。

○1番（渡邊泰彦君） この中の事業所整備事業というのがありまして、今課長がおっしゃったとおり、従業員の住居も補助事業にしますよと。雇用したためのお金も補助します。もちろん事業の建物も補助します。これは一見考えるとものすごい手厚いのです。これを、まだ発表されてばかりなので、これ今商工会のほうの机の上で眠っている書類なのですが、それは浪江町民に広く出せば、当然やる気の

ある方は乗ってこれるような、国とすれば信じられないような補助率なのです。この辺をしっかりと今回やっていただいて、商工会の現状も本当に行って把握してもらって、やはり動かないと物事が進まない。3年経った今、もっと動かなきゃいけないということを現状把握していただいて、この交付金をうまく利用して事業再開に進めていっていただきたいとご要望します。

平成26年5月現在、浪江町から避難して他の市町村で事業再開している事業所の数と業種というのは町でしっかり把握しているのかどうかということが一つ。

もう一つは、復活した業者がどういう経営状況に至っているかというのを把握しているかどうかをお尋ねします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） ご質問にお答えいたします。

他市町村で再開している事業所の数については、総数では把握しておりません。現在把握しているのは、法人税の課税台帳と商工会より提供いただいた再開をしている会員のリストを基に電話等で連絡をして確認を取った事業所で、町ホームページでもご紹介しているところですが、309事業所です。

各事業所の経営状況や営業利益の状況は、町では調査しておりません。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊泰彦君。

○1番（渡邊泰彦君） 今課長がおっしゃったとおり、浪江商工会に加盟している業者は600社あります。浪江町の事業者の中で、商工会に加盟しているのが加盟率が約60%。ということは、浪江町は約1,000社の事業所があつて、そのうちで再開事業している人が今おっしゃったとおり約30%、三百数十社です。その三百数十社のほうを商工会の方に行つて調べてもらつたら、実質黒字決算は3分の1ぐらい黒字決算なんです、実は。それで見かけ上の黒字決算も3分の1あるんです。全体の3分の2が赤字ではないんです。残りの3分の1というのはどうかというと、これは赤字というよりも事業は再開しましたが、ほとんど休業状態だったり、名前だけの事業再開だという方が約3分の1以上いるのですが、そんな形が今の現状なのです。その中で、浪江町商工会の会員だけを調べると、建設業部に所属しているのが約70%、要するに建設業は7割なんです。建設業と名がつく。私もそうなのですが70%再開しております。それが商業部会になると1割なんです。たった10%。それと似ているところでサービス部会、美容師とか理容師そういったサービス業が32%、生産する製造業、工業部会が63%というデータが出てい

るんです。これ何が一番問題かという、建設業部会とか工業部会というのは割とお客さんがいなくても、仕事をやれば物を作れば復活できると。ところが商業部会とサービス部会だけは、お客さんがいないと商売にならないんです。小売業とかそういうので。このデータからいっても、商業及びサービス業の事業者というのは事業再開をしていない。要するに商圏がない、要するにのれんがないから、すごく苦勞しているんです。その辺を町としては、今までの3年間はそういったことでいいかと思いますが、今後残りの平成29年2月目での3年間は、この辺のフォローもそろそろしていかないと、例えば営業補償が切れました。平成27年で切れました。そうしたときにどうなるかというどっとするような現象が起きてくると思うので、その辺の細かなフォローもよろしく要望としてお願いいたします。

続いて、7番目の質問になってきますが、他の市町村で事業を再開している浪江町の事業者に対して、町としてはどのようなフォローや助成をしていくかという質問なのですが、これ今まで総合的に話をしてきましたが、事業が再開したのだから、あとは頑張ってくださいみたいなことではだめなんです。さっき言ったように3分の1が黒字で、3分の1が見かけ上黒字で、3分の1は黒字になっていないという現象があるので、せっかくここまで30%復活しているので、これを檜葉町のように60%、70%上げていくためには、今頑張っている人達を辞めさせるのではなく、何とか応援してさらにやる人を増やしていかないと、なかなか難しいと思うんです。そこで事業が再開したのだからあとは頑張っているそういうスタイルではなくて、町としては頑張っている業者を要するに応援するというのですか、フォローすることが大切だと思います。ですので、浪江町で復活した業者は、先ほどから言っていますが商工会ではフォローしています。ただし商工会ではフォローしていますが、実際的なフォローはしていません。やっていますね。書類だけは書いてあげますねと、そこから町の勝負だと思うので、その辺をお尋ねしたいのですが、今後そういった細かなフォローができるかどうかお尋ねします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） ご質問にお答えします。

商工業に関する補助事業の情報等を随時ホームページでご案内するとともに、お問い合わせをいただいた事業者の方へは内容に応じ関係機関等をご紹介するといった対応をしております。

また、7月の広報と一緒に全世帯へ暮らしのガイドブックを送付

する予定で、その中でも事業者の方が利用できる補助事業についてご案内しております。

今後についても、事業者が県内外で再開している状況を鑑み、これまでと同様の取り組みを実施してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊泰彦君。

○1番（渡邊泰彦君） ありがとうございます。

8番目の質問に移ります。今までどおりではだめなんですけど本当は。現在、中小企業庁ご存じだと思いますが、仮設店舗・仮設事務所・仮設工場の整備の支援を受けている事業所は、平成26年5月現在で、16企業体で37事業所あります。これはたぶん把握していると思うのですが、これらの事業所の経営状態とか、事業内容は把握しているかどうか、まず質問します。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 一応、事業所関係は把握しておりますが、経営状況とか事業営業内容については把握してございません。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊泰彦君。

○1番（渡邊泰彦君） ありがとうございます。要するに16企業体、37事業所のうちで黒字決算は37分の18です。見かけ上の黒字決算は37分の10です。残りの37分の9は赤字です。ということは、この事業が75%のところは成功しているんです。この事業の補助金を受けたところが75%成功しているんです。それはなぜかということこれは相当早い時期に助成金がきたのです。平成23年度に来ています。3.11のあとの3カ月後にこの補助事業始まっているんです。なぜこの補助事業が75%の浪江業者が成功しているかということ、本当にやる気のある人がこの事業を使ったということですよ、実は。だからこの助成の仕方は非常に率が悪くて、使い勝手も実は悪かったのですが、それをどんどん改善して行って、使い勝手のいいものになったんです。私も経験しているんですけど。その時になぜ変えたかということ、本当にやる気のある人が何とか復活したいと思ってこの事業にすがりついた。それによってこの事業がうまくいっている。現在どうなっているかといいますと、この事業まだ続いています、補助事業は。でも利用する人の気迫に欠けているので、現在、私も実は資料を持っているのですが、ほとんど採用されていないんです。当初あれだけ採用されたものが、申請しても申請しても調整がつかずとか、内容が悪いとか、要望するも調整つかないとかという理由で、どんどん採用されていないんです。このデータがここにあるのですが。やはり町もやる気のある人を復活させるということは割と簡単

だと思いますが、先ほどから言っていますが、本当にやりたくてもできない、どうやっていいかわからないという方の背中を押してあげる策というのは、ここから3年間絶対必要だと思いますので、ぜひその辺をお願いします。

すみません。時間がないものですから次の質問にいけます。浪江町の事業所で、他の市町村で事業を再開している事業者は、浪江町商工会の会員の約600の事業所のうち約200事業所、会員以外の約400の事業所のうち約100社。先ほど言ったように、すなわち1,000社のうち約30%、300何某が他の市町で再開しておりますし、その経営状況とかそういったものは質問の中に入れていますが、その辺は把握していないということなのですが、ここで質問したいことは、浪江町の事業を主体している方ももちろんいます。これからする方もいますが、浪江町だけでやるのではなくて、他町村の避難地域で事業を展開していると。その方がこっちの店を持ちながら工場を持ちながら浪江のほうでもやる。要するに2つやっていくという方法が今事業所の中ではみんな考えています。ということは、こっちの事業所を辞めて浪江一本に絞るというのではなくて、こっちも事業を再開して、もう一つ浪江町に戻した会社もやるということで、2つの会社を運営すると言ったらおかしいのですが、そういうやり方をする方向に今走っています、実は。

それで、その助成金をいろいろ調べてみると、そういう方法も実はありなんです。ここはここで助成を使っていますが、さらに警戒区域に戻ってやる場合も同じ助成が受けれる。その同じ助成でなくても別な助成が受けれるというのはたくさんあるんです。その組み合わせも町としては再開させるだけではなくて、再開した人がさらにもう1個浪江町でやるというような形も考えてはいいかと思いますが、どう思いますか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 議員お質しのように、補助事業の組み合わせ等によっては対応できる事業もあると思いますので、今後、事業者と連携を密に取りながら調査してまいりたいと思います。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊泰彦君。

○1番（渡邊泰彦君） ありがとうございます。課長といろいろやってしまったんですが、私も浪江町に帰りたくて。帰るためにはいろんなことが必要だと思いますが、シンボリックなものはどうしても、今人が住めない状況なので、今できることというのは我々みたいな事業者が浪江町に帰って仕事をするという姿を町民に見せることに

よって、多少の安心感になってくるのではないかと。それは町としては、一つの施策にしてもいいのかなと私は思っておりますので、どうかその辺強く言ってしまったのですが、反省はしているのですが、その辺よろしく願います。

最後に4番目、これは町長に聞きたいのですが、原発事故から3年以上過ぎました。東京電力の賠償、国の支援策も大きく転換してきているんです。町はこれらの変化に対応すべきだと私は思っているのですが、浪江町の商工業の将来を考えて、これまでの支援や助成では不足になっているんです。先ほど言いましたように、ここから30%を超えて40%、50%、60%にするには、ものすごい30%にするよりも3倍ぐらいの力が必要だと思うのです。そんな形で町としてはさまざまな角度から細かなフォローが必要になってきます。

最近、課長ともお話したのですが、フォロー、フォロー、フォローの連続になっていくかと思えます。そんなところでこれまでの3年間、浪江町の商工業さんの動きとか考え方を、もう一度精査する必要が出てきているのではないかと私は思っているんです。

その中で、そこから、ではどういう支援策が一番いいのかというのを導き出していくというのが、町にとっての復興の一環にもなるだろうし、浪江町の商工業者の復興にもなるかと思えます。町長に最後にその辺の考え方をお尋ねいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） ご質問にお答えいたします。

やはり町の復興のためには、商工業者の復興が不可欠であるという認識に立っております。そういう意味で今まで議員がお質してきたとおり、できるだけ支援をしていかななくてはならないと思っています。特に町内外で事業を再開している方、本当にお客さんがいなくて、0からの出発をしたと思っておりますので、やはり0からとにかく上にあがっていただくと。そして町に帰って来て事業を再開していただくということが必要だと思いますので、これはやはり手厚い支援策、議員からいろいろご提案がございました。国の補助金あるいは県の助成金もあります。町としても、どういうふうに商工業者に対応できるか、これから検討していかななくてはならないと思っています。そのためには商工会との連携を今まで以上に密にしていかないと、問題点が避難している商工会の組織もわからない点があると思っています。そういうことで、商工会と連携を強化して行政が商工会を引っ張っていくような形でリードしていかななくてはならないという認識をただいま渡邊議員の質問で強く感じましたので、何とか行政として商工会を引っ張っていくような政策を今後新

たに打ち出していきたいという考え方で、心新たにしているところであります。

- 議長（吉田数博君） 1番、渡邊泰彦君。
○1番（渡邊泰彦君） 町長から褒められたのでここで質問をやめます。
○議長（吉田数博君） 以上で、1番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。
-

- 議長（吉田数博君） ここで午後3時35分まで休憩いたします。
(午後 3時19分)
-

- 議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午後 3時35分)
-

◇若月芳則君

- 議長（吉田数博君） 続いて一般質問を行います。
8番、若月芳則君の質問を許可いたします。
8番。

[8番 若月芳則君登壇]

- 8番（若月芳則君） それでは8番、若月であります、議長の許可を得ましたのでただいまより一般質問をさせていただきます。

質問方式は一括質問方式で行います。今回は政策的な判断について求める質問ではございません。実務的な問題に集約して質問をさせていただきます。

前段であります、町長さん体調を崩して退院されて非常によかったなというお話もありましたが、町長さんもしかりであります、上段に座ってられる皆さん方、課長さんも含めて今2万1,000人の負託を背中に背負って毎日仕事をやっているわけありますから、健康についてはなお一層ご留意いただきたい。そのことを申し上げて質問を始めます。

最初に、本格除染終了後における受け渡し、居宅、宅地、農地等についてであります、ようやく私の住む行政区、立野下行政区であります、第一工区の一翼を担っておりまして、仮置き場についても地域住民、ならば早くやってもらおうという意味が非常に集約的にありまして順調に進んで今日を迎えております。実際の除染作業に入るという前段で環境庁を呼びまして、行政区の区民100人近く集まっていろいろお話しを承ったわけあります。そこで私も同席しておりましたが、非常に私自身も、こういうこともあったのかという反省といいますか思いをいたしました。

それは、会場で浪江町の除染等についてのいろんなパンフレット
こういう資料を環境庁は配布いたしました。こういう順序で除染は
進めていきます。まさに施工業者決定して仮置き場造成云々とすべ
て手順は書いてあります。住宅についても屋根は拭くとかいろいろ
書いてあります。ところが、最終の場面で、終わったとき、どうい
う形で私どもに引き渡すという言葉がいいのか、受け渡すというの
がいいのかわかりませんが、渡されるのかということに行くわけ
です。そうしましたら、一地区民が、我々あ那时候、具体的には横
浜エンジニアリングという会社でありますが同意書を集約しまし
た。しかし、あ那时候には私もそうですが、いろいろ向こうが一方
的にこういうことでやりますし、進めますからご理解くださいとい
う説明で判こを押しました。あの詳細の字句について、ほとんどの
地区民は目を通してはいるわけではありません。ただ、「ああ、除染
やるんだな、いいですよ」と、そういう善意の気持ちで判こを押し
ているわけです。これはこれで問題はないかと思いますが、最終的
に引き渡す、受け渡しの相手者は町ではありません。町の当局者は町
だというかもしれませんが、行政区長でもないわけです。あたかも
行政区単位で仕事やるから行政区長がこれでいいですよ。その
受ける位置づけにあるのかどうか。ありません。最終的に個人との
相対の合意書です。ということは、渡す段階でも個人に、環境省は
終わりましたよということになるはずであります。

ただ、そのときにどういう形で私どもに「はい、終わりましたよ」
と、以後除染としては終わりました。業務としては終わりました。
あとは皆さんで保全管理なり住宅の保全管理をしてくださいとい
うことになろうかと思いますが、具体的にイメージにもどういう形で
私ども引き渡しを受けるのか、そこが浮かばないわけです。そのう
ちの一人の地区民が、合意書についてだってみんな持って行って、
我々なんの写しもない。したがって意見を言うにもなかなかわから
ない。その人は申し立てで役場を通じてかもしれませんが、合意書
のコピーを戻したというお話をしましたが、その時点で私も我々全
員とはいえ、協力するという意味であっても写しも何もなく、契約
書に判こをついているという実態があるわけです。

ここでは、そういう意味で具体的に国の直轄事業ですから、国が
説明する責任があると言えればそれまでですが、今日は町議会であ
りますから、所管の担当部署から具体的に我々一般町民がイメージで
きるように、引き渡しの部分についてどういう手順でどういうこと
になるのか、ご説明、ご教授をいただきたい。このことが第1点で
あります。まずこれが1つの質問であります。

次に、環境省が工期終了と同時に同意者、権利者に引き渡すものと考えますが、私達町民にはどのレベルと言いますか、どういう状況、いわゆる除染の終了時点の状況で受け入れていいのかどうか、私どもには判断基準は持っていないわけです。一般町民、「これでいいですよ、ああわかりました。」という判断基準が持ち合わせていないわけです。まして知見もない状況でございますので、あくまでも行政区でもない町でもないとなれば、最終的には個人個人の契約行為になるわけでありますから、その人達に判断できる「このぐらいならわかりました。」という場面があるのかもわかりませんが、そういう判断基準として目途になるべきガイドラインと言いますか、先ほどから議論がありました放射線の空気中の放射線量でいけば1ミリシーベルト以内、0.23マイクロシーベルトが基準になるとかいろいろ問題が絡むところもありますが、現実的には我々町民が判断するわけでありますから。そこは字句のいろいろ難しさがあるかとは思いますが、やはり指導的行政として目途になるべき判断を方向性は示すべきと思いますが、その考えがあるのかどうか。また合わせて一般質問には字句はありませんが、そういう意味では将来的にも除染の検証委員会的なものを発足させて、町の、住民の判断に寄与する考えがあるのかどうか、合わせてご質問させていただきます。

次の質問に移らせていただきます。先ほどから引き渡しという言葉で統一しますが、引き渡しの際、当然私ども住民は「終わりましたよ。どうぞ。」と言われたときには、自ずから実態を把握する感覚が出てくるはずであります。私どもの行政区でもいろいろみんな話合いました。一人ひとりが計測器ではかるよりは隣組でみんな何台もの機械をもって、みんなで家の周りとか地域を測定して、情報を共有化したほうがより安心感に繋がるし、将来的な判断にもつながるだろうということを言っております。私もそれは良いことだと思っておりますし、そういう意味では放射線量等を確認する機材であります。

例えば、行政区で班単位であれば10台ぐらいは欲しいところあります。我々線量計をいただいておりますが、東大の児玉教授に至っても、あくまでも皆さん方にお渡ししている線量計はあくまでも目安であって、やはりきちっと確認するというときには金額ではありませんが、数十万円する線量計をきちっと測ることが必要だろうという言葉も私どもは聞いております。

そういう意味で、各行政区がその段階になれば、一つの行政区で10台とか15台ぐらいの台数をやはり貸すという対応が求められると

思います。先に言いましたように、みんなでその地域を測ると、一人の人が自分の家の周りをあちこちはかることも大事ですが、みんなで一度にはかれば、結構短い時間でかなり共有認識が生まれるということが、あとあとも良いことだろうということで考えております。そういう意味での測定器材の確保が対応できるのかどうか。酒田は8月から9月、私ども工期が1月ですが、多少遅れても来年の4月ぐらいにはそういう場面を迎えます。その時点で慌ててどうのこうのというよりは、今から私は問題提起をしますので、一つそういう考えがあるのかどうか、そこをお答えいただきたいと思います。

次に、ほかの町村の話、又聞きと言えればそれまでであります。私の地域の人も除染活動か何かで檜葉町とか先行する地域に働きに行っている人達があります。そういう人達の話を知ると、やはり各町村によって、そういう器材の整備とかについてもお話があります。皆さんも聞いたときがあるかと思えます。正確な正式名称等はわかりませんが、何かテレビカメラを映すみたいにみると、放射線量が高いところは赤く見えるという器材があるんだそうです。例えばそういうものを導入して、先ほど言った放射線量を測るような器材と合わせて地域全体を見渡すという作業をするという考え方が聞こえてまいりました。私もそこは確証はきちっと確認はしておりませんが、そういう器材があるとすれば、浪江町としてもそういうものを導入して各行政区に貸して、みんなで一緒になって確認作業を行って、あとあとの時にはかかっておけばよかったということではなく、みんなで共通認識のうえで理解をしていくという過程に大きく寄与すると思えますので、こういう器材を町として購入なのか、借り入れなのか、リースなのか知りませんが、対応する考えがあるかどうか。このことについてお尋ねいたします。

今度は、質問の内容を変えてまいります。試験田植えを実施して見えてきたということに関する質問に移ります。

過般、町長さんもお見えになりましたし、環境省の副大臣、政務官いろいろな人が来まして田植えをしました。農業者としてもそれなりに支援をしたつもりであります。先程来、質問でもありましたが、町長さんもすがすがしい顔をしていたと。農業者に至っては、まさに私も思いましたが、田んぼのふちでみんなが笑顔で、終わればおふかしを食べると。まさにそこに農家農民の笑顔の原風景を感じた気がいたしました。そういう意味で全国の避難者に浪江町も田を植えたという、そういう意味の啓蒙については私はよかったなと思えます。

しかし、私どもは農業者でありまして実践者であります。我々実

踐者から見た試験田というのは、田植えをすることによって実際に水田展開をしたときにどういう問題が惹起されてくるのかを実証するという大きな意味合いがあるわけです。単に大臣が来て田植えしたから良かったという話ではないんです。私ども実践者から見れば、実際に代をかいて田を植えてみてどうなるんだと。だからこういう対応策を考えていかななくてはならないという大義があるわけでございます。

実際に田植えをしていただきました。その中で非常に改めて感じましたのは、1点であります。表土剥離、区域割で言えばここにあります。酒田、立野下すべて表土剥離の地域でありまして、5センチ土をとるわけです。そこに現実には山砂です。小さな石もたくさん入っています。田植えすれば石が詰まって田植えのつめが止まるようなことも想定できるような砂利です。ここで農家をやっている人はご理解いただけると思いますが、非常に埋設していると覆土の土は、非常に私ども農業者として残念だなという材質であります。しかしながら、そういう供給量の問題等もあってこういうことになったんだろうと思いますが、そういうものが入れられております。

まず一つは、材質と言いますか土質の悪さもありますが、現実には今度代かき作業に入ります。代かき作業をやったときに、まず一つは、通告ではレベル保持ということをやっていますが、ここでやっているレベルは農業者の方ならわかると思いますが、表土を剥いてその前の均平度合いをちゃんと保っているかどうかという問題を言っています。ここであれですがとんぼ、要するに前の田面に対して何センチだとさしてやってあとはブルドーザーでやっています。したがって、平均、均平度合い度がとれていません。それが山砂ですから溶けないんです。ドライブハローでは均平は非常に難しくなります。3反区で地権者はあやまったと、私ども代かきの時点から言っていますが、非常に困難さがあります。そういう要するに代はかいたけど、一部分が島みたいに高くなっているという状況になるわけです。これが3反区である状況でありますから、田んぼには1町5反、2町歩近い田んぼもあります。そういう田んぼにそういう状況になったときに、農家のドライブハローとか、従来の農家の器材で均平度を回復することは非常に困難になる。新たな問題が出てくるだろうということをみんな感じたわけです。

したがって、大柿ダムの復旧もあと数年を要します。そうすると、その間の保全管理というのも非常に難しいところがありますし、ましてそのレベルの問題とか何かになれば、また水がどんどん

来て、実際の営農再開の時期がそれなりの構え方が必要になってくると思いますが、担当の所管課においても将来的にそういう問題が必ず出てまいりますから、それらの対応策を国と一緒に協賛する考えがあるかどうか。またそういうものに対する対応策等もあれば、合わせてご表示をいただきたい。

次に、そういう山砂でありますから、地力の低下はもう避けられません。砂ですから。ですから農家の皆さんからはやはり堆厩肥を散布して欲しいという意見もたくさんあります。

ただ、ここに来てここにもありますが、福島県環境再生事務所長宛で、農業委員会とか農業・農地を考える会に文書が出ています。そういう中では共通して同じ言葉が書いてありますが、農林水産省において浪江町の農政担当課を窓口として、福島県営農再開支援事業が措置されていることから、今後同事業による支援が円滑に実施できるよう国等の関係機関云々ということが書いてあります。これはどちらでもそういう文書が出てきております。したがって、だんだん私も実感としてわかりましたが、環境省は除染の担当の仕事であって、いわゆる農地の保全、肥沃土を増すとか、これは農林水産省の考え方ですよという割り切り方の文書だと思います。したがって、そういうことであればそういうことで担当部署、農政担当課と表示されておりますから、今後もろもろの惹起されるような問題点についてどう対応するのか、考え方をお示しいただきたいと思えます。

最後に、ADRの案件に関する事。これは前任者質問があれば割愛かと思っておりましたが、これについても質問をいたします。

ADRについてですが、1万5,600人の方が申し立てをしたと。まさに大きな力という意味合いでは評価しております。しかしながら、現に6,000人近くの申し立てをしなかった人達が町民がいるわけです。私はここで問題にするのは確信的に「私はそんなもの申し立てに同意しないよ」という人は、私はその人の確信的な判断でそうなったと理解しております。

しかしながら、わかりやすく私の避難している白河地方を例にして申し上げますが、施設名を言えばあれなので、白河市には太陽の国という介護施設の集団がございます。そこに浪江町にあった介護施設が集団移転をしています。そこには今75名からの浪江町民です。何回も私は過去にも言いましたが、75人がまぎれもない浪江町民であります。その人達が避難している。早速ADRの議会に報告があったその日の夕方に、その施設長とお話をさせて、実態はどのようなのだと。やはり申し立てはまだやっております。だけど、そうい

う人達がよくよく私も話を聞いていきますと、やはり健常者的な判断ができるのかと。あくまでもそこに後見人という人達の位置づけが出てくるんです。そういう人達に同意とか手続きがきちっと整合性のある形で対応しないと問題があるのですと。やはりそういう場面も考えれば、弱者救済の意味で、私ども努力は積み重ねていかなくてはいけないなど聞いております。そういう意味では、そういう施設の入居者、それから私はその時に病院に入院していたのだと。私の知っている人で、私もうつ症状になったので入院していたんだと。そういう時期の回答の申し立てにはちょっとできなかつた。

それから、大人の名前は書いたのだけれども、子供の名前みんな忘れていたのだとか、そういう人もおります。私は説明会の話聞いても、町長が代表者で同じ案件、同じ事案で申し立てることはADRの法則からして難しいということも承知しておりますが、何らかの方法で、あまり時間的に差がないように、弱者救済の意味で対応を考えていく考えがあるのかどうか。このことについてお尋ねいたします。確かに難しいところがたくさんあると思いますが、一つ弱者救済、同じ町民という位置づけで最大限の判断、努力をお願いしたいという意味での質問であります。

質問についてはこれですから、お答えいただきたいと思えます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 試験田植えを実施して見えてきたことに関する質問についてお答えいたします。

詳細については、担当課長のほうから答弁をさせますが、やはり若月議員がお質しのとおり、現在の農地除染の方法では農家が長年かけてきて作った肥沃土のある土壌を崩壊するような状況になると考えています。したがって、国に対して農地として使用できる除染方法の確立、そしてその実施を強く要請していきたいと思っております。

つい先日、請戸川土地改良区の理事長として、復興庁の復興大臣、そして環境省の小林局長、さらには農林水産省の部長ともお会いしてきました。この件については理解はしているようです。ただ、環境省と農林水産省の齟齬があつて、今議員がおっしゃるように、やはり環境省は除染だと、農林水産省は農地、農業再開ということの関係でどうしてもやはり齟齬があるということで、そこをなんとかまとめ上げていただけないかという話をしまして、何とか環境省も農林水産省との事務レベルの中で話し合いをするという話も承ってきましたので、農地は農地としての役目を果たすような除染をしていただくということをご理解いただいたのかなということでありま

す。

そのうえで農地については、1筆ごとに先ほどいろいろな放射線量の器具とかご質問がございましたが、1筆ごとに放射線量の調査を行って、そして必要な除染対策を講ずることが必要だということも要請しております。

さらに、避難区域における農業水利施設、例えば大柿ダムです。あるいは掃部関頭首工そういう水路施設です。そういう水利施設と農地が一体に管理するような制度設計、これを今までの平時のとき農業水利管理ではなくて非常時での対応ですので、きっちりそれは管理体制の制度を変更してもらわなくてはならないということだと思います。そういう意味で、これも復興庁に対しては強く要請してきましたので、ぜひ農業、農地を保存していただく。それから守っていただく。さらには次代を担う子供達にそういうものが伝承できるように、実現方なんとか強力に要請していきたいと思っています。いろいろ問題等ではありますが、やはり農業の従事者この方々、浪江町の復興のためには十分なる復興の旗手になる方々でありますので、ぜひ町も一体となって頑張っていきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） 除染後における引き渡しについてのご質問にお答え申し上げます。

除染作業終了後におきまして、除染業者より関係者の方々に個別に「除染作業が終了した旨のお知らせ」さらには「除染結果の方法確認の為」の電話連絡を行います。

その電話にて、「現地立合説明」又は「避難先訪問説明」さらには「郵送後電話説明」を希望するのかを関係者の方々に決めていただき、後日、ご希望の方法により、「除染結果報告書」にて説明させていただくことになり、その説明をもっていわゆる引き渡しとなります。

次に、判断材料についてのご質問にお答えいたします。

環境省は除染計画に基づき、目標を掲げてございます。一つは、追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上の地域は、当該地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指す、それから追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域は、長期的な目標といたしまして追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目指すこととしております。しかし、除染する場所の放射線量や地形条件等が異なることから、除染の効果は一律でないため、一律に目標値を設定することは大変困難な状況にございます。

このような基本方針の目標を踏まえ、住居それから事務所、道路及び農用地における空間線量につきまして、除染等の措置を講ずることにより、できる限りの低減を図ることとしております。

次に、線量計の確保についてのご質問にお答えいたします。

線量計につきましては、町より各世帯へ配布してございます。また、線量計約700台が準備されており、貸出可能となっており、スクリーニング会場においても線量計の貸出を行っているということでございます。

なお、行政区への貸出につきましては、シンチレーションを本庁及び二本松事務所において貸出可能となっております。

次に、ガンマカメラについてのご質問にお答えいたします。

ガンマカメラは、放射性物質の高低を色分けして表示することで、目視で線量を確認できるようにした測定装置でございます。また、短時間で広範囲を計測することができ、いわゆるホットスポットの特定が容易になり、除染作業の効率化ということで当町の除染作業においても、ガンマカメラを使用して作業を進めているところでございます。

なお、議員お尋ねのガンマカメラの導入につきましては、価格が高額な上、距離補正・位置補正が必要など操作性の問題もあることから、財源や測定体制をどう確保したらいいかも含めて、今後、関係課と協議してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 試験田植えを実施して見えてきたことに対する均平問題でございますが、水田の均平化につきましては、今回水稻の実証栽培を行った酒田地区の水田の状況を見ますと、議員おっしゃるように、均平化が不十分であると認識しております。現実問題としまして、大柿ダムの復旧など水利確保という大きな問題があり、水を張らなければ均平化は確認できないとお聞きしておりますので、現時点で水田としての本格復旧は非常に難しいものと認識しております。今後、除染後の農地保全対策を進めていくに当たりまして、この均平化問題も含めまして、国、県など関係機関と協議をしながら、対策を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、地力の低下とその回復についてでございますが、農地の地力の問題であります。昨年度、浪江町の農業復興の方向性につきまして、町内の農業団体で構成する「浪江町地域農業再生協議会」において確認をし、除染後の農地保全につきましては、行政区ごとに農事復興組合を組織して、保全活動に取り組むとしたとこ

ろであります。

営農再開に向けましては、国や県、各農業団体等関係機関のご指導をいただきながら、農業者の皆様とともに「福島県営農再開支援事業」等を利用しまして、除染後の農地の再生に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、ADR案件に関することについてお答えいたします。

施設に入居されている方々の中には、賠償請求をはじめ、ADR集団申立ての参加申込み等、様々な手続きに困難なご事情がある請求弱者の方々がいらっしゃるとの問題意識は持っております。その方々につきましては、収入を得ることで生活環境が変わることもあり得ることから、法定後見制度の適用も視野に、福祉全体として最善の方法を見極めることが重要になります。ご親族様や施設のご担当者様等のご対応も踏まえ、福祉の関係機関との調整が必要と考えております。

○議長（吉田数博君） 8番、若月芳則君。

○8番（若月芳則君） 大体、概略考え方は理解いたしました。

少し疑問と思うのは、先に言いましたように、ガンマカメラですか、これは非常に高いと。金額ベースでものを言われると、ちょっとむっとくるのであります。過去にもありましたが、町民の健康を担保するのが大事か、金額かということが議論になりますから、最大限の検討をして何とか具現化をしてほしい。やはりそれがあるのとないの、ほかの地区で例えばやったらとすれば、我々もそれをやったほうが安心なんだという気持ちの持ち方が全然違うわけです。私も現物見たことがありませんからこれ以上は言いませんが、あちこちにそういうものが話として出ていますので、極力ここは兎玉先生が言うように、配布している線量計何百台あっても目安です。あくまでも何十万円もする機械でやらなくてはだめだと言っているわけですから、少なくとも10台ぐらい行政区に貸し付けて、行政区みんなで地域を測って、一人の人が借りて自分の周りをして、「いや、困ったな」と言っているよりは、みんなで数字的なものも共有化したほうが安心にも繋がるわけです。それ以降、行政に対してここは問題として判断してくださいということをお願いするにしても、バックデータになるわけですから、ここは私質問者としては安易にできませんとか、普通の町民の線量計700台あるからとか、そういう話ではありませんので、ひとつ再考をしていただきたい。そこはお願いしておきます。

農業関係の問題について質問と言われれば大変なのですが、最大限の努力をお願いしたい。私ども農業というのは産業です。先ほど

前の質問者は商工業者ですから商工業をやはり質問していましたが、私も農業者として産業と位置づければ、やはり浪江町の産業復興で農業は、昔から定年退職した人どこか働くかといったら、それを抱え込む包容力は農業はあったのです。それを考えれば、農業の復興は、環境整備の一面からも田んぼが良くなったら一般住民も、ああ、帰ってもいいなど。これがなされない限り一般住民もあんなところに帰ってられるかという話になりますから、そういう意味でも農業の復興については、最大限の産業復興という位置づけでもご努力をいただきたい。このことを合わせて要望して、先ほど私の質問で線量計について誤解があれば是正して答弁いただきたいと思えます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。先ほどふるさと再生課長が答弁申し上げましたように、いろんな関係課と協議をして、どれが有効なものになるか検討していかないと物事進みませんので、まず検討するというご理解をいただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○議長（吉田数博君） 答弁漏れありませんか。渡邊副町長。

○副町長（渡邊文星君） 線量計700台が準備されていますというのは、これは別に個人に配布した線量計とは別に700台あるということをご理解していただきたいと思えます。何十万円もするものではないですがあります。

○議長（吉田数博君） 8番、若月芳則君。

○8番（若月芳則君） 質問を終わりますが、私の勉強不足といえますか、情報不足があったと思えます。ただ、思いとしては十二分に私は聞いている人は理解できたと思えますので、一応これをもって質問は終わらせますが、一つ最大限健康には留意されて、最大限のご努力を賜るということで終わります。

ありがとうございました。

○議長（吉田数博君） 以上で、8番、若月芳則君の一般質問を終わります。

◎延会について

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（吉田数博君） よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

明日は、午前9時から本会議を開きますのでご参集をお願いいたします。

（午後 4時17分）

6 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成26年浪江町議会6月定例会

議事日程(第2号)

平成26年6月11日(水曜日)午前9時開議

- | | | |
|-------|----------|---|
| 日程第 1 | 一般質問 | |
| 日程第 2 | 請願・陳情の付託 | |
| 日程第 3 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度浪江町一般会計補正予算(第5号)) |
| 日程第 4 | 承認第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)) |
| 日程第 5 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)) |
| 日程第 6 | 承認第 4号 | 専決処分の承認を求めることについて(浪江町税条例の一部改正について) |
| 日程第 7 | 議案第36号 | 職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第37号 | 浪江町大平山霊園条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第38号 | 平成26年度浪江町一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第10 | 議案第39号 | 平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第11 | 議案第40号 | 平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第12 | 報告第 1号 | 平成25年度浪江町一般会計継続費繰越計算書について |
| 日程第13 | 報告第 2号 | 平成25年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書について |

出席議員（15名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	三瓶宝次君
15番	馬場績君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
副町長	渡邊文星君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	山内清隆君	総務課長	佐藤良樹君
復興再生事務所長 兼帰町準備室長	山本邦一君	復興推進課長	宮口勝美君
町民税務課長	宮田良二君	産業・賠償対策課長	吉田公明君
ふるさと再生課長	岩野寿長君	復旧事業課長	中田喜久君
健康保険課長兼 津島支所長兼 津島診療所事務長	紺野則夫君	介護福祉課長	佐藤尚弘君
生活支援課長	大原教知君	会計管理者 兼出納室長	大浦泰夫君
教育委員会 教育次長	鈴木貞孝君	津波被災地対策 課長	安倍靖君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩野善一	次長	清水佳宗
------	------	----	------

書

記

柴 野 早 苗

◎開議の宣告

- 議長（吉田数博君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は15人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎一般質問

- 議長（吉田数博君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。
-

◇馬場 績君

- 議長（吉田数博君） 15番、馬場績君の質問を許可いたします。
15番。

[15番 馬場 績君登壇]

- 15番（馬場 績君） おはようございます。

日本共産党の馬場績です。本宮と二本松の仮設で連続して孤独死がありました。痛ましい限りであります。心からお悔やみ申し上げます。

さて質問の第一は、原発再稼働と「エネルギー基本計画」の見直しについてであります。

まず一つは、去る5月21日、関西電力大飯原発3、4号機の再稼働差し止めを認める画期的な判決に対する見解についてであります。

画期的な意義の第一は、「(原発)事故は時の経過に従って拡大していく」ものであり、他の技術とは全く異なる「原発に内在する避けようのない危険」を持つのが原発であることを認めたこと。

第二は、憲法で保障された「人格権」という「根源的な権利が極めて広く奪われる事態を招く可能性があるのは、原発事故のほか想定しがたい」と指摘したこと。

第三は、国内の4つの原発でこの10年足らずに、事業者が想定した地震動を超える地震が5回も到来しており、大飯原発には到来しない、との事業者の主張は「本質的な危険性についてあまりにも楽観的と言わざるをえない」と断じ、安全神話を厳しく退けたことです。

第四に、原発が「供給の安定性、コスト低減」という原発推進論

についても「人の生存そのものにかかわる権利と、電気代の高い低いの問題を並べて論じること自体、法的には許されない」、と指摘しました。

最後に、原発と二酸化炭素排出削減についても「福島原発事故は我が国始まって以来最大の公害、環境汚染であることに照らすと、環境問題を運転継続の根拠とするのは筋違い」と明快に再稼働差し止めを判断いたしました。

私は企業の利益よりも人格権を優先すべきという福井地裁の判決は、福島の実態に照らし、事実と道理に立った理性的判決であると評価するものであります。町長もこの立場で、全町避難の根源である原発事故と、賠償問題の憲法的立場について幸福追求権と生存権、財産権の回復とその全面賠償であることを繰り返し強調されました。その意味でもこの判決は浪江町や福島県民の闘いと全国の世論が背中を押した判決であるともいえるでしょう。今後の大きな指針となりうるこの判決に対する町長の見解を求めたいと思います。

次、4月11日閣議決定した「エネルギー基本計画」についてであります。

『国民の生命と安全を守るのが私の責任』とは安倍首相のフレーズであります。3・11から4年目、私は率直にお尋ねしたい。「国民の生命と安全」を脅かし続けている福島第一原発の事故が「収束」し、事故原因が解明され、原発の「安全」が検証されたのでしょうか。住民参加の避難計画は完成したのでしょうか。漂流を続ける中間貯蔵施設はどうなるのでしょうか。使用済み核燃料の最終処分技術や最終処分地が決定されたのでしょうか。何はさておいても事故前の原状回復と、原発被災者の完全賠償、生活再建が確立し、災害関連死は過去のものになったのでしょうか。「時間過ぎ になにもできずに 年をとる」と詠んだ川柳子に顔向けできるのでしょうか。

そこで町長にお尋ねします。福島原発事故の原因究明に不可欠である「吉田調書」をはじめとする調査記録を隠ぺいしたまま、なおも原発を「重要なベースロード電源である」と位置づけ、「再稼働をすすめる」という「エネルギー基本計画」の撤回とその見直しを求めるべきだと思っておりますがお答えください。

浪江町の復興第一次計画でも「脱原発」と「エネルギー自給自足のモデル地域を実現します」と明確な方向を示し、平成24年10月に我々議会もそれを議決しております。ご承知の通り県町村議会議長会、県町村会も県内原発全基廃炉を決議しました。政府は原発を「重要なベースロード電源」と位置付けたわけですが、福島県は県民の総意として全基廃炉を決め、それに取り組んでいるわけであります。

県も、浪江町も再生可能エネルギーを「ベースロード電源」とこちらでそれを位置付け、取り組むべきであると思いますがいかがでしょうか。震災・原発事故からの復興のために県と連携した再生可能エネルギーの施策の具体化と支援について、どのように検討されているかお答えください。

次は、汚染水の現状と事故収束についてであります。

去る5月13日、議会全員で第一原発の現地視察をしてきました。一言で言えば、原発事故は収束していないということです。私は、現場から見た問題を3点指摘したいと思います。

1点は、地下水流入と放射能汚染水はいまだにコントロールすることができておりません。したがって、安定冷却はほど遠いということでもあります。

2点目は、凍土遮水壁の問題であります。第一原発の菅沼副所長にも質問しましたが、果たしてこれが抜本的で科学的な解決になりうるのかという疑問です。地盤沈下や水圧差逆流による建屋内汚染水の建屋外流出、地震によるひび割れや海洋流出の危険などがあります。

3点目は、高線量の現場で働く労働者の被ばくと健康管理、危険労働にふさわしい賃金が保障されているのかということでもあります。

汚染水問題や原発事故収束は、原発に対する意見や、エネルギー政策問題を超えて解決しなければならない緊急課題であります。そのためには「原子力ムラ」の閉鎖性を排除し、産業界と科学者、技術者、政府と国民の英知を結集した取り組みが求められていると思います。「原子力複合汚染」の拡大を防ぎ、事故収束に必要な管理、監視体制の強化を国、県、東電に求めるかお答えください。

賠償問題であります。

昨年3月、浪江町はADR集団賠償増額申立てを決断し、大変な苦労と研究を重ね、今年3月に和解案が提示されました。住民説明会を経て町が受諾、東電は回答延期、要するに和解案諾否保留というのが今の状況であることは昨日から議論されている通りであります。

私は、2011年9月議会で「損害賠償という民事の問題であっても、精神的損害賠償はもちろん、町民の生命、財産、福祉向上という地方自治本来の責務を発揮し、町民に寄り添った損害賠償の支援体制の強化」こそ大事であることを求めてきました。そしてあの混乱の中で、町も議会も、「国、東電は全面賠償の責任を果たせ」と国、県、東電に対し、繰り返し申し入れしてきたわけでもあります。とこ

ろが国は東電の、東電は国の背中に隠れ、小刻みに賠償基準を出すものの、財物の再調達や生活再建にはほど遠いものでしかありません。不誠実な国、東電の壁を突破しようと我々議会や町民の声を背に、町長は「損害賠償指針に風穴を開ける」決意をされ、昨年3月議会に「浪江町原子力損害賠償請求に係る支援に関する条例」が提案、可決されました。申立ての趣旨、目的は3点であります。

1つ、東電は町全体を崩壊させた法的責任を認め、町民に謝罪すること。

2つ、3・11以前の放射線量のレベルまで速やかに除染すること。

3つ、除染を達成するまでの間、一人月額25万円の追加支払いを求めます。この3点であります。

この3点に照らし和解案をどのように評価しているかお答えください。

提示された和解案は指針を超えて「原発事故との相当因果関係」を正当な第三者機関が申し立ての一部を追認したものであります。当たり前の日常生活を奪われ、耐え難い長期避難に絶えざるを得ない我々町民に対し、「人災」による加害者である東電は、ADRの和解案に対し「指針に基づいた対応」などと主張する不遜不当な態度は許されるものではないと考えます。東電の経営方針では、自らが「和解案の尊重」といいながら、回答延期の態度は不誠実そのものであります。委任者の99%が受諾した和解案を東電にどう受諾させるのか。そのために今後どうされるのか、見解をお示してください。

ところで、ADR申立てに参加しなかった5,890人、全町民の27.4%。3,488世帯、同じく34.5%の町民の今後の対応であります。参加しなかったのは自己責任であり、手続きには瑕疵はなかったではすまされない問題であると思っております。

なぜならば、申し立て全員に認めた和解案提示理由とは、避難生活の長期化に伴う精神的苦痛（将来への不安）の増大。正常な日常生活が長期にわたり阻害された高齢者の精神的苦痛の増額。被ばく不安にかかわる個別事情の考慮の担保。「本件和解の位置づけ」にある2つの項目は、増額慰謝料の控除不可の担保、中間指針第四次追補の追加賠償と本件慰謝料請求権保全などは、町民誰もが保障されるべき権利であると思っております。そのためにこそ町は全力を挙げて、我々議会も一体となって戦ってきたのであります。

まして町長が代表者になり、議会も含めて「オール浪江」で進めた事業であり、町条例化による町民の精神的損害賠償請求権の保護・補償については、行政の公平公正が問われる問題であると思っております。一方では、副知事を始め、町長は他町村ともこの和解案を

指針に反映させるため、国、東電に要請されました。それほど画期的な問題であり、参加する意思のある町民を今後どうすくい上げるのか。その対応についてお答えください。

中間指針第四次追補の見直しについてであります。

①「居住制限区域だが高線量で帰れないと思う。区域見直しをできないのか」との声が寄せられております。また四次追補による「移住の合理的理由」の判断と賠償格差の見直しなど、東電の一方的な判断でなく町民の意思が尊重されるようにすべきであると考えます。問題解決のためにどう対応されるのか、お答えください。

②居住権確保損害と賠償基準の問題であります。居住制限区域の方が昨年瓦屋根の全面改修を行いました。当然費用負担の問題もあります。4月18日の浪江町議会に対する東電の答弁書では「現在、具体的な賠償内容を検討中」ということであります。避難による住居の被害拡大と改修・改善など維持・保全の全面賠償を早期に明示させるべきであります。どう対応されるのかお答えください。

③「道路一本で賠償に格差をつけ町民を分断するのか」と怒りが収まらないのが「一括慰謝料700万円」の問題であります。なによりも復興の前提である除染が遅れていること、帰還困難区域以外にも「移住に対する合理的理由」を認めざるをえないこと。しかも町の8割の面積が帰還困難区域であり、以前の生活空間をとりもどすことが困難視され、長期避難を余儀なくされている現実からも、帰還困難区域に限定しないよう指針の見直しを強く求めるべきであります。これまでの取り組みと合わせ、対応についてお答えください。

④原発事故は「異質の災害」であることを顕著に裏付けているのが帰還困難区域であります。内閣府が言う「帰還困難区域の定義及び性格」によれば、年間積算量が50ミリシーベルト超の地域で、将来にわたって居住を制限することを原則とするとあります。「区間線量に基づく年間積算線量の予測」では、物理的減衰と自然減衰を考慮しても、屋外8時間という設定で、年間50ミリシーベルトの地域では21年後に、ようやく年間8ミリシーベルトになるとというのが内閣府の予測であります。もちろん帰還困難区域には、それ以上の高線量汚染地区がたくさんあるわけであります。今現在、帰還困難区域の方向付けも、全体除染の計画すら国は示しておりません。生活空間が1ミリシーベルト以下になるまでには50年～100年、それ以上の年月がかかるでしょう。文字どおり、いのちのルーツであるわが故郷から、我々は永久追放されたも同然であります。放射性物質による汚染という事実に対し、国・東電が少なくとも世代を超えて最も崇高であるべき「人の営み」を奪ったとすれば「一括慰謝料

700万円」で打ち切りにするなどということは、断じて許すことができません。道理のかけらもない存在と主張と言わざるを得ないでしょう。帰還困難区域に対する賠償基準の根本的見直しを求めるべきであります。見直しの論拠と、あわせて町長の今後の対応について答弁を求めます。

⑤「避難指示解除後1年で賠償打ち切り」とした指針の四次追補は、安倍政権の無責任な正体見たりであります。なぜなら、避難解除された田村市都路、広野町、川内村の帰還した住民は2割ないし3割程度というのが実態であります。様々な理由から帰町、帰村が進まないという現実があり、郡山などで活動するボランティア団体によれば仮設で避難生活する住民は「年金頼みで生活が苦しい」とさえ話されています。

解除後、1年で賠償打ち切りは、いずれ浪江町にも共通する問題であります。家族と暮らせる生活の再建、生業再建ができるまで、賠償継続を指針の基本に据えるべきであります。指針見直しの現状と今後の対応についてお答えください。

自動車税の減免についてであります。

計画的避難区域の車両が持ち出し出来なかったため、使用不能になり廃車にし、車両を購入した際、国税である重量税は減免されたが自動車税と取得税の県税は減免措置を受けることができないという問題の相談がありました。県税と国税でそういう矛盾があつてよいのでしょうか。硬直した行政と言わざるを得ません。なぜは正出来ないのでしょうか。是正対応はどうされるのかお答えください。

災害公営住宅と被災者支援についてであります。

①ようやく第1期分の公営住宅、浪江、双葉、大熊、富岡4町合わせて528戸の募集が行われました。中でもいわきが2.4倍など希望が集中しております。設置場所ごとの浪江町の配分枠と、浪江町民の応募と抽選結果についてお答えください。

②また、1期、2期とも公営住宅には市町村枠が設けられておりますが、応募状況により市町村間の柔軟な対応ができないのか。また、仮の町構想との関係で、二本松など今後の整備促進が緊急課題ではないのでしょうか。ちょうど一年前3,100戸を要望した浪江町の全体計画は、県の計画、市町村含めて4,890戸との関係でどう担保されているのか。遅れている災害公営住宅の今後の見通しについてお答えいただきたいと思えます。

(2)「みなし復興公営住宅」についてであります。「みなし復興公営住宅」については、ここで何度も議論してきました。この件

については、去る4月17日、私達の党の国会議員団、県議団と一緒に復興庁と交渉してきました。出席した復興庁の担当者は、みなし復興住宅の判断は「地方の判断で可能です」と回答されました。正直あっけにとられました。5月7日現在の仮設入居戸数は約2,200戸に4,100人が入居し、県内の特例借り上げ件数は3,700戸を超えております。原発避難者の住居確保は人道上からも放置できない問題であります。みなし復興住宅の制度設計には、家主やその他の問題など解決すべき問題がたくさんあることは確かであります。しかし、遅れに遅れている住宅建設の代替えとして、浪江町も含めて、その他の町村が利用している仮設住民の住環境の解決のために、そして空き家利用も含め、今こそ民間との連携を図りつつ、住宅問題を改善、解決すべきではないかと思えます。被災者支援と民間活力の一体化として「みなし復興公営住宅」の決断が迫られていると思えます。国、県の判断と今後の具体的対応について、町長の答弁を求めらるるものであります。

(3) 被災者支援についてであります。

①冒頭に孤独死に触れましたが、浪江町の災害関連死は5月14日現在、329名になりました。事故から3年を超え、弁護士などでつくる「震災支援ネットワーク埼玉」が首都圏に避難する方を対象にアンケート調査をし、早稲田大学の分析による調査結果が報道されました。それによれば全回答者の57.7%が心的外傷後ストレス障害（PTSD）になる心配があるということです。賠償問題、近隣との人間関係、生活や仕事のこと、身体や精神疾患の持病など社会的、身体的要因であることが明らかにされました。生きる力が奪われているということではないでしょうか。今やらなければならないことはなんなのか。浪江町でも震災関連死の要因分析や心のケアなど、専門家も含めたこれまでと違う調査と対応が求められていると思えます。人の配置も含めて、どう改善対策を進めていくのかお答えください。

②今の問題とも関連して長期避難による要介護の増加、うつ、認知症、不眠症など身体と精神的障害に対する被災者支援法の制度化も必要だと考えられます。その必要性について、現場からどう発信されるのかお答えください。

(4) 仮設住宅の環境改善について

①仮設での長期避難生活はPTSDの大きな要因の一つになっていると思われまふ。この間いくつかの支援団体と仮設住宅で交流会を持ちましたが、仮設から早く出してほしい、荷物が増えて置くところがない、子供が帰ってきてても座るところも寝るところもない。

自治会の了解のもと空き部屋利用ができないか。

空き部屋利用については一定のルールのもと仮設ごと柔軟対応ができるようにできないもののでしょうか。できないとすれば、できない理由はなんのでしょうか。管理者である町の判断で出来ないのか、お答えください。

②集会所の増改修と掃出し口の取り付けの問題であります。このことについては、これまでも改善を求めてきました。3年を超えてなお仮設で避難生活を続けさせておくこと自体、私は異常なことであると思います。設置者である県に改善を求めると同時に、避難者の当然の「安全と安心」のために、例えば地域交付金など町の予算でも緊急に対応すべきと思いますがどうされるか、お答えください。

医療・介護・健康問題対策についてであります。

①今の国会で19本の法律からなる医療・介護総合法案が参議院で審議されております。たくさん問題がありますけれども、絞って問題を提起します。

一つは、訪問介護と通所介護が介護保険サービスからはずされることであります。市町村の「地域支援事業」にそれを移すといわれております。利用料の負担増と市町村対応が困難を極めることは確かではありませんか。

二つは、特老ホームの入所基準を、今後は「要介護3以上」に限定されることとなります。これまでの「要介護1・2」が外され、特老入所ができなくなるという問題であります。

三つは、その上、利用料が1割から2割負担になる。また、収入の少ない人の食費、居住費などの「補足給付」が削られ、負担増になるということであります。

四つは、今でさえ地域医療がピンチなのに、さらに病床の削減、再編を推進するというものであります。しかも民間病院も含め、補助金など、指示に従わなければペナルティーを科すという法案であります。現在は、浪江町など原発避難の地域は医療・介護の保険と利用料は減免されているとはいえ、社会保障の土台が改悪されようとしていることでもあります。まして、全町民が全国避難の下でサービスの受け皿が市町村任せになれば、地域格差の下で、今までのサービスが受けられなくなり、要支援者の重症化が進み、保険財政を圧迫することは目に見えております。「増税は社会保障のため」と言いながら消費税を造成しましたが、医療、介護の改悪など本末転倒ではないのでしょうか。問題の一、二、三、四の点について、浪江町はどのような影響が出ると考えられるのか。同法案の廃案を求め

るか答弁を求めます。

②これまで仮設の介護事業所で実施していた「お茶会」が4月からなくなり、楽しみがなくなった、再開できないのかという声が寄せられました。介護予防サービスの現状と従前のサービス事業の復活、継続をどうされるのかお答えください。

最後に、改憲策動と集団自衛権の問題についてであります。

今、安倍政権は特定秘密保護法の強行採決をしたかと思ったら、自衛隊の海外派兵や武力行使など「集団的自衛権行使容認」に関する与党協議を進め、きょうの報道では今国会中にも閣議決定するという横暴、暴走ぶりであります。こうした改憲策動を急速に進めていることについては、警鐘を乱打する必要があると思います。

こうした時代の反動的混迷にこれまで遇したことがないという意味では、私はまさに「時代の危機」を直感しております。同時にこうした時こそ平和憲法の原理原則を生かすことが求められていると確信しています。

それは何か。主権在民と基本的人権の保障、憲法9条1項の「国権の発動たる戦争と武力の行使は永久にこれを追放する。」、そして2項には「前項の目的を達成するために、国の交戦権は、これを認めない。」、いわゆる平和主義であります。北東アジアにおいては、尖閣問題など紛争と緊張の火種があることは確かであります。しかし、「戦争行為に参加する」国権の発動そのものである集団的自衛権の行使で問題が解決するのでしょうか。集団的自衛権の行使容認は、必ず「軍事対軍事」の悪循環に陥ることは世界の歴史が証明しているとおりであります。冷静な平和外交交渉こそ21世紀の国家戦略であると思います。今まさに歴史の分水嶺にきていると思います。平和の時代におよそ考えても見なかった原発避難で古里がズタズタにされ、人々がバラバラにされ、そして今度は再び自由と人権が拘束される戦争の混乱と貧困に巻き込まれるなどマッピラ御免であります。

権力者の暴走で歴史の選択を誤ってはならない。私は、市井の一人として、いつか来た戦争への道、戦争する国に突き進むことなど、断じて許すことはできません。解釈改憲と集団的自衛権容認論に対する見解と平和憲法をいかに生かすか、町長の政治的決意をお質して、1回目の質問を終わります。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 1 原発問題についてお答えいたします。

今回の福井地裁の判決については、福島第一原子力発電所事故による私達被災者の被害の実態、あるいは住民の人格権に踏み込んだ

画期的な判決と評価しております。

争点は、議員お質しのとおり、「基準値震動を超える地震への対応、電源喪失時の冷却機能の維持、使用済み核燃料の危険性」についてでありましたが、「原子力発電所に求められるべき安全性、信頼性は、極めて高度なものでなければならず、万一の場合にも放射性物質からの危険から国民を守るべく万全の措置が取られなければならない」と裁判長は指摘しております。

私達は原発事故による全町避難により、経済的な被害にとどまらず、様々な基本的人権の損害を被っております。憲法13条（生存権、幸福追求権）の侵害をはじめ、居住権、職業選択の自由、財産権、教育を受ける権利までの人権が侵されている状況にあります。判決でも人格権を取り上げ、「憲法上、経済活動の自由は、人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものである」とした点は大変意義深いものと考えております。

次に、②国の「エネルギー基本計画」の撤回・見直しを求めことについてのご質問にお答えいたします。

国のエネルギー基本計画は、4月11日に閣議決定され、原子力における位置づけは、「安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源である」とうたっております。

本計画は、エネルギー政策の基本的方向性を示すために、エネルギー政策基本法に基づき政府が策定したものでありますが、3月議会でも答弁申し上げましたとおり、3.11の原発事故の原因究明と検証も未だにされていない状況、私達が被った原発事故の恐ろしさ・教訓、将来の見通しがつかない不安、そして事故炉の廃炉作業の困難さ・相次ぐトラブル等を目にすると、とても原発の再稼働を推進するような状況ではないと考えております。

エネルギー政策については、再生可能エネルギー導入を前倒しして強力的に推進し、原子力に依存しない方向性を示すべきと考えており、県内の原子力発電所の廃炉、これは地元双葉町議会、さらに大熊町議会、富岡町議会、楡葉町議会も全炉廃止ということをやっております。決議しております。そういう廃炉も含めて、国に対して、しっかりと申入れを行っていきたいと考えております。

次に飛びまして、賠償問題の中での帰還困難区域に対する賠償基準見直しの対応はということのご質問にお答えいたします。

現在、中間指針の第四次追補ということで、このいわゆる最後の答申ではないんですね。いわゆる第4次という言葉がついています。それは5次、6次、7次というふうについていくのかどうかそれは

わかりませんが、ただ、私どもが被った避難については、やっぱり見逃すことができない状況になっていますので、この帰還困難区域のみならず居住制限区域、あるいは避難準備区域そのものについての賠償もやっぱり変わってくるのではないかとということで、やはり指針を改めていただいて、そして新たに賠償の追加を認めさせるような行動をこれからやってまいりたいと考えております。

次に、最後の改憲策動と集団的自衛権についてのご質問にお答えいたします。憲法とは、国家権力を制限して、国民の基本的な人権を守る立場からなる国の基本法であると思います。その時々々の政権によって解釈が自由に変更できるのもであってはならないものと考えております。

また、集団的自衛権の行使についても、我が国が他国に誇れる平和憲法の根幹にかかわる問題でありますので、憲法解釈の変更による手段ではなくて、もっと国民の意思に基づいた正当な手段を踏まえた形で議論すべきものと考えております。

以下の質問については、担当課長が答弁いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 1の原発問題の中の③浪江町の復興計画と再生可能エネルギーの施策の具体化と支援について問うということについてお答えいたします。

浪江町復興計画（第一次）においては、産業集積による地域経済の再生を図る観点から、新たな産業集積の一つとして再生可能エネルギー産業の集積等をうたっております。その中でも、土地利用の方向性について、津波被災地における再生可能エネルギーの拠点を整備していくことを復興計画にて掲げております。

しかしながら、これらの計画を進める上では、土地利用に対する法規制の整理あるいは事業者との調整・地権者との合意形成など、さまざまな課題がありまして、現在はそれらを一つ一つ解決すべく、県の各担当部局との協議を進めながら取り組んでいるところでございます。

○議長（吉田数博君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） （2）汚染水問題について、管理・監視体制の強化を国・県・東電に求めるかというご質問にお答えします。

廃炉・汚染水対策につきましては、現在、国及び東京電力において廃炉・汚染水対策チームを設置し、ロードマップを基に管理しております。

県においても、福島県廃炉安全監視協議会を設置し、浪江町も含めた周辺市町村、有識者等も交えて、東京電力などから進捗等の説明を聞き、トラブル等の現状も目で見て確認し、是正すべきところや疑義があるところについて直接意見等を申し上げているところがございます。

また、6月4日、福島県町村会において、汚染水問題の早期解決を求める特別決議を採択し、国並びに東京電力に総力を挙げて取り組むよう強く要請したとことでございます。

さらに、6月9日開催された廃炉・汚染水対策福島評議会においても町長が出席いたしまして、事前にトラブルを防止すべく管理・監視体制の強化等を強く求めたところがございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 2賠償問題について、①申立ての三つの趣旨に照らし、和解案をどのように評価しているかという点でございますが、真摯な謝罪、速やかな除染に関しては、今回の和解案では評価がなされておりませんが、東京電力の責任につきましては、事あるごとに国にも働きかけており、今後も声を大にして訴えてまいります。

精神的損害の賠償につきましては、個別事情の評価により、全員一律の加算額には反映されない損害もありましたが、仲介委員が真摯な態度で我々の苦しみに理解を示されたことと評価しております。

続きまして、②回答延期に対する見解と今後の対応でございますが、東京電力が回答期限を延長する旨の「上申書」を提出したことは、誠に遺憾であり、信義に反するもので誠意が見られません。強く抗議するとともに、ADRセンターに対しては、東京電力を強く説得するよう求めたところがございます。今後も和解成立に向け、出来得る限りのことを進めてまいる所存でございます。

続きまして、③町民の精神的損害賠償請求権と行政の今後の対応でございますが、参加されなかった町民の皆様に対しましては、今回示された和解案を東京電力が受諾し、「和解契約」が成立したのち、町がどのように支援できるか、浪江町支援弁護団と十分に協議し、最善の方策を検討してまいりたいと思っております。

次に、(2)中間指針第四次追補見直しについての①「移住の合理的理由」と区域の見直しに対する対応でございますが、帰還困難区域以外の方々の「移住の合理的な理由」につきましては、中間指針四次追補で示された事例以外にも、「ご事情を申告いただき、柔

軟に対応させていただく」と示されており、国より「事実上、本人の意思を尊重する。」との回答を得ております。

このことから、現実的には区域に関わらず移住を求める方の意思が尊重されるものと認識しております。

続きまして、②居住確保損害と賠償基準の明示に対する対応でございますが、「住居確保損害」における建替え・修繕費用につきましても、管理不能により発生する損害であることから、早期に明らかにされるべきであると考えております。また、その必要性や合理的な範囲は、柔軟に判断されるべきであることから、自己申告で賠償されるよう求めております。

③「一括慰謝料700万円」の問題でございますが、一括慰謝料につきましては、昨年12月中旬に、富岡町と合同で「全ての町民に対し生活再建の選択権を与えること」と帰還困難区域に限定しないよう、国に対し要望いたしました。指針が示された後も、国に対して全域一律賠償を求めております。

続きまして、⑤避難指示解除後1年で賠償打切り問題でございますが、「相当期間」につきましては、過日、実施しました双葉地方町村会における緊急要望において、各町村の実情を考慮し、判断し、決定するよう求めております。避難指示解除の状況を踏まえ、適切な期間を設定するよう、今後も国に求めてまいりたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 町民税務課長。

○町民税務課長（宮田良二君） 3自動車税の減免についてお答えいたします。ご質問の計画的避難区域については、福島県では、原子力災害により被災した自動車の特例対象地区である、自動車持出困難区域並びに警戒区域の地域外となるため、自動車の救済措置の対象とはならないため、自動車税の減免の対象とはなっておりません。それによって、浪江町では、平成24年1月26日付けで、福島県知事宛に、計画的避難区域に放置してある車両の自動車税の減免に関する要望書を提出しておりますが、その後の、福島県の対応はなんら変わっておりません。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それでは4の災害公営住宅と避難者支援の関係にお答えいたします。①希望者全員の入居は可能かということでございますが、設置場所ごとの浪江町民の応募の状況ということでございますが、いわき市下神白4号棟につきましては優先住宅2LDKで、3部屋募集に対し10世帯、3LDKで4部屋募集に対して11世帯。一般住宅2LDKで12部屋募集に対して20世帯、3LDKで16部

屋募集に対し23世帯となっています。同様に5号棟については、優先住宅2LDKで2部屋募集に対し4世帯、3LDKで3部屋募集に対し9世帯。一般住宅では2LDKで8部屋募集に対し13世帯、3LDKで12部屋募集に対し25世帯となっております。なお、4町共通の場所につきましては、町村ごとの応募件数は公表されておられません。

今後の状況でありますけれども、今後抽選番号の通知がなされまして、7月16日に県庁で抽選会が開かれることになっております。抽選の方法につきましては電子抽選ということで、応募者の方の立ち合いは特別求めているという情報が入っております。

次に、②市町村枠と柔軟な対応についての考え方ということでございますが、市町村枠につきましては、自治体ごとの行政サービスの提供やコミュニティづくりの点で配慮したものとなっておりますが、1次募集でも明らかなように、場所によっては、定数に及ばない箇所も発生しております。町としましては、他の自治体にも募集を拡大するよう要請しておりますが、再募集まではそれぞれ決められた当該自治体で行った上で、再々募集においては、その枠をとると、広く募集をかけるということになっております。

昨年8月の意向調査の結果、浪江町民で公営住宅を希望している方は、当初うちのほうでいいました3,100人と要望を出しましたけれども2,065人となっております。その数は、県の整備計画にも反映をさせております。整備状況については、行政報告で申し上げたとおりであって、ようやく目処がついたというところではあります。いずれも第2期以降の募集に回っておりますので、県には、一刻も早い入居に向けての建設促進を要望しております。

次に、(2)「みなし復興公営住宅」についてでございますが、行政報告でも報告しましたとおり、5月末現在で、特例借上げ住宅では3,682戸7,632人の方が避難生活を送っている状況でございます。

馬場議員からは、これまでも借上げ住宅のみなし復興公営住宅への切り替えについてはご質問いただいておりますが、このことに対して国に質しましたところ、国としては制度的には自治体の判断で可能としつつも、実際には運用、管理が難しいのではという回答でありました。また、県におきましては、まずは、復興公営住宅の整備計画に基づいて復興公営住宅の整備を進めるというのが基本だということで、今後の意向調査等により必要な住宅が増加した場合については、追加で住宅の確保を図る方針とのごとでございます。

町としましては、「みなし」などという応急措置ではなくて、住

民の皆さんが一刻も早く安心して暮らせる復興公営住宅の確保に向けて、国、県へ要望を強めていきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） （3）被災者支援について、①震災関連死の現状分析と、心のケアに当たる人員増加のご質問にお答えします。

震災関連死の原因は、議員お質しのとおり、長期避難による心労の蓄積によるストレスと考えております。特に、2つのストレスが原因と考えられます。1つが、ふるさと喪失による「あいまいな喪失」。2つが、先行きが見えない「あいまいな不安」です。したがって、一人ひとりが違った環境下におかれていますので、今、一番やらなければならないのは、今まで以上にきめ細やかな総合相談対応であります。そのためには、心のケアに当たる専門家の増員が必要であり、心のケア態勢充実のため、現在、県に要請しているところであります。また、5月から保健、介護連携の元に、健康介護福祉相談を実施しております。5月の相談件数は73件です。時間をかけながら心のケア、予防に重点を置いて実施しております。今後も継続的に実施していきます。

続きまして、②要介護の増加、うつ、認知症など長期避難による身体、精神障害に対する被災者支援法の制度化を求めることについてのご質問にお答えします。

原発事故によって被災した人達を支援するものなので、介護認定、介護サービス等の現状を知っていただくために、国、県にしっかりと説明しながら、制度化を強く推し進めていかなければならないと考えております。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） （4）仮設住宅の空き部屋利用の柔軟な対応は出来ないかのご質問にお答えします。

仮設住宅の空き部屋の柔軟な対応について、現在一部の仮設住宅においては、自治会と相談しながら、空き部屋を倉庫利用、帰省した際の集会所での宿泊、里帰り出産等でも一時的入居として利活用しております。

ただし、今回質問のありました空き部屋を宿泊場所とすることについても、昨年、仮設住宅自治会や入居者家族から要望としてありましたが、各仮設の空き部屋、各部屋の経費負担や維持管理、家電設置、借り上げ住宅入居者世帯との関係から、集会所での宿泊利用でお願いしているところでございます。

続きまして、②「集会所」の増改築と掃き出し口取り付けの対応

はということでの質問にお答えします。

集会所及び談話室の増改修につきましては、まず用地及び既存の建物要件を確認し、増築できるかどうか確認が必要となります。その上で、利用状況等の増築理由を確認させていただき、県と協議したいと考えております。

また、掃き出し口についても構造上、設置できるか確認が必要となりますが、各自治体からの要望により、追加工事として設置することは可能なため、要望があれば随時実施していきたいと思っております。

また、県で実施できない修繕工事等につきましては、町である程度修繕できるように予算は確保してございます。

○議長（吉田数博君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） 5 医療・介護・健康問題と対策について、（1）医療・介護総合法案についてのご質問にお答えします。

議員お質しのとおり、地域医療は、医師及び看護師が不足し、崩壊の危機に。また、早期退院が迫られ、リハビリもなく在宅に漂流する高齢者。特養ホームへの入所を要介護3以上にするなど社会保障を本人と家族の責任にすることが大変懸念されます。しかし、医療、介護の社会化のための地域包括ケア等によるサービスの専門性、公平性という良い点もありますので、国の動向を慎重に見守っていききたいと考えております。

②介護予防サービスの現状と従前のサービス維持、継続について問うのご質問にお答えします。

長期避難により、何もすることがない状態なので、健康体操を中心に目的を持って外出していただき、生きがい増進となるよう実施しております。

従前と違いますのは、「食べること」です。自分で野菜等をつくるなど食生活が豊かな地域でありましたが、現在、低栄養となり、エネルギーやたんぱく質などが不足がちです。健康であることが、予防でありますので、運動・栄養・休養の生活習慣の良好なバランス、特に食べる環境を整えることが予防サービス維持継続に必要であると考えております。

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

（午前 9時54分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前 9時55分）

○議長（吉田数博君） 15番。

○15番（馬場 績君） 限られた時間で今起きている緊急かつ重要な問題で町長の政治姿勢も含めてお質しました。私が町長の答弁を聞いて特に心に響いたのは、立憲主義は時の権力者によって変更されていいものではないと。そして原発再稼働差し止め判決に関しては、基本的人権のみならず、生きる権利も含めて子供達の教育権も含めて奪われたと。大飯原発再稼働差し止め判決は、これを評価するという町長の答弁であります。全く同感です。その上で、私も集団的自衛権の問題に触れて、置かれている状況は時代の分水嶺ではないかという意見も申し上げました。その上で、私は町長がそれだけ確信を持って憲法擁護の立場に立つのであれば、何らか、ここは仮庁舎ではあるけれども、町民の生きる力、いわゆる今の平和を守ることも含めて先ほど言われた町長の言葉、全部メモにはできなかったけれども、スローガンとしてまとめて町長を元気づけるような幕をここに下げるようなことを検討してもらえないかと。非常に今、そうした行動、あるいは表現は極めて重要だと私は考えておりますので、町長の考えをお聞きしたいと思います。

それから、再生エネルギーの計画についてであります。今、合意形成に向けて様々な課題があるという答弁でしたけれども、私は復興の一つの証とするためにも、計画を具体化すべきだと。諸課題があるとするならば、町民にわかるような町としてはこういう目標で、いわゆる数値目標も設定しながら再生エネルギーというだけでも抽象的なので、具体的にどういう再生エネルギーで、これだけ再生エネルギーの施策を具体化したいということを示すべきではないかと。その上で、私は、これはお金のかかる問題ではあるけれども、浪江町のきのうから議論されていますけれども、復興拠点になる地域での再生可能エネルギーの基地を作ると言うことと、それからそれぞれ移住を決めている人がおります。新築、あるいは中古住宅の購入等。そうした場合、それは他の町村にいて売電をするということになると、どういう契約になるかということは私は調べていないけれども、町民の移住先での再生可能エネルギーの取り組みに対しても、町独自の助成措置を検討すべきではないかと。原発でこれだけ苦しめられているわけだから、それに代わるエネルギーを我々はこういう工夫と努力で創造していると。具体的な形を示す必要がある。町独自の取り組みについて、お考えを示していただきたい。

それから、汚染水の問題については、いろんな協議会でやっている、報告も受けいている、意見も挙げていると。やっぱり今、現在

どうなっているかということですよ。私はそれだけに絞らないけれども、凍土壁を作って、汚染水を遮蔽すると。建屋を汚染水から遮蔽して何年か後にはデブリを取り出すと。こういう計画なんだけれども、今様々問題が出されているわけでしょう。説明を受けて、いかにもしかにもということではだめですよ、これは。何が問題かと。現実には起きている問題は何かと。一回でだめだったら、二回でも三回でも現場に行く。あるいは呼んで話を聞く。そこで具体的な。事故収束なんかしていないから。今、あれでしょう。新聞にも報道されておりますけれども、2号機の水位が半分まで下がったというんでしょう。どうなっちゃうの、これ。機敏に反応しないとだめですよ。どうされるかお答えください。

それから、賠償問題についてはADRの和解案についてはいくつか謝罪や除染の問題では評価できない部分はあるけれども、評価するという答弁ですから、私も同様な評価をしております。その上で、先ほども数字で申し上げたけれども、ADRに参加しなかった人が、私達どうなのかなと。名前は言いませんけれども、ある仮設自治会長は、みんなにADRの申し立てしたかとみんなに声をかけながら、「実は馬場さん、私出さなかったんだ」というわけだよ。これね、聞いてびっくり驚きなんだけれども、現実にはそうなんです。だから、町は去年の11月までやったと。その取り組みは大いに評価するけれども、今後、出していなかった。そしてADRに参加したい。町との信頼関係が120%高まったわけだから、これをこのまま町がもっと積極的に、町民に今後こういうふうにしますよと。いわゆる復興の見える化ではないけれども、先ほどの答弁では最善の対応をしたということだから、私は非常に前向きな答弁だと思っています。その上で早い時期に、みんな不安がっているんです、復興の見える化。ADRに参加しなかった人で、参加したい人達が参加できるような見える化をどう進めるかお答えください。

それから、四次追補の①のところでは了解しました。追加を求めるということですから当然です。

それから、一括慰謝料についても、一括慰謝料700万円についても全員一律に賠償するよう国に強く求めるということだと。これもいいです。

問題は、帰還困難区域の問題です。ちょっとこれ時間ずれましたけれども、止めていただいて資料配付をお願いします。

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

（午前10時04分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前10時05分）

○議長（吉田数博君） 15番。

○15番（馬場 績君） 今お配りしましたのは、内閣府のホームページからダウンロードしたものです。それぞれ3区域の年間積算量の減衰予測であります。それぞれに問題があるわけけれども、例えば帰還困難区域では、単純にこの表から解釈しただけでも50ミリシーベルトが8ミリシーベルトぐらいだと思う、一番上の赤いところ。8ミリシーベルトになるには21年かかる。帰還困難区域では50ミリシーベルトだけかといったらそうじゃないんです。ゆうべ津島でも区長会ありましたけれども、まさに私は恨んでも恨みきれないけれども、現状では帰還困難区域は永久追放されたも同然。ゆうべ津島地区の区長会がありました。私も参加しました。今何が問題かという、町道の管理も農地や住宅回りの保全管理もされていないと。これではお化け屋敷だと。こうなったのも、強制避難による荒廃なんだから、国の責任で、東電の責任で処理してもらいたいということが一つ。それから、永久追放だとすれば、今までの交通事故の判例で700万円をもって賠償打ち切り。300万円足したから1,000万円ではすまない。どうこれを見直しを求めていくかお答えください。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 再質問にお答えいたします。

先ほどのスローガン等をわかりやすく町民に勇気づけるようなものを町の仮役場に貼ったら、掲載したらどうかというようなご提案がございました。これももちろん我々平和憲法に基づいて今まで生存してきているわけですので、憲法を守るということは非常に大切なことだということでもありますので、いろいろ検討する事項がありますので、その辺検討しながら考えてみたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それでは再生エネルギーの関係での再質問に対しお答えいたします。今、まさに計画の具体化ということで作業を進めるということになっておりまして、馬場議員からご指摘のように、まだ数値目標等含めてお示しできない状況にあります。これからやっていくということでご理解いただきたいと思います。

それから移住者に対する支援、町独自の支援ということでござい

ますが、これも例えば太陽光の発電で行きますと、今国と県の補助金がどこの市町村に住んでいても受けられることになっているかと思えます。そういう点では、町独自でなくても資金は受けられるということになりますけれども、それ以外の部分での再生エネルギーに関する支援ということがどこまでできるのか。その辺も町外においてということになりますので、その辺検討させていただければと思います。

○議長（吉田数博君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） 汚染水対策関係の再質問についてお答えします。ご指摘のとおり、汚染水問題については喫緊の課題でございます。タンクについてはたびたび漏水が発生しております。ALPSも未だホット試験中でございます。議員ご指摘のような陸側遮水壁についても地盤沈下、地下水の調整など、不安な要素が残されており、いずれも効果が限定的、または不透明な状況でございます。町としましては、あらゆる機会を捉えて東電も呼びながら問題点を指摘し、少しでも改善が図られるよう要請していきます。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 議員お質しの参加しなかった人への今後の対応をどうするのかということですが、昨日から申し上げていますように、和解案の関係で、今、東電のほうから上申がありましてまだ決定されていない状況ですので、その和解案の決定につきまして、全力を尽くして対応し、その後、町支援弁護団と協議をしながら、早急な早い時期に不参加の皆様へ通知関係等を出して、どういう対応ができるのか協議してまいりたいと思っております。

さらに、帰還困難区域に対する賠償見直しの対応ということですが、先ほど町長からお話ありましたように、まだ現在4次追補という形の関係しか出ておりませんので、ことある毎に帰還困難区域における長期避難の今後経過を踏まえまして対応を検討して、国に強く申し入れしたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 15番。

○15番（馬場 績君） 垂れ幕というか、スローガン掲示について検討するという事だから、ぜひよろしく願いいたします。もしやるときは、本庁舎にも掲示できるようにあえて注文しておきます。

復興住宅と再生エネルギーの問題について、端的に質問いたします。

再生エネルギーの問題について、国や県の制度があると。私は町独自でもそういうことを考える必要があるという質問をしたわけで

すけれども、そのことにはきちんと答えていない。答えていないということは、その意思はないということで答えていないのか。そうではなくて、今後検討するという町側の考えなのか。そして、数値目標も決めたいということだけれども、これは数値目標は早い段階で決めるべきですよ。全町避難ではあるけれども、計画を持つということではなければ具体化しないわけだから。したがって、施策の具体化についてという質問をしているわけです。改めてそのことをお答えください。

それから、復興住宅については、昨日、行政報告でもありました。今も答弁ありました。改めて、私、これまでの資料を見てみたんですけれども、市町村へ365戸も含めて4,895戸だということ、その全体計画について、まず頭に入れておいてください。その上で、浪江町はどうなのかというと、福島市、郡山市、いわき市、それから二本松市、南相馬市は書かれています。だけれども、このうち浪江町の分はいくらかということについては明示されていない。それで、これは県のパンフレットのコピーなんだけれども、第二期についてはこれから募集するということだけれども、もし用地買収の計画も具体化しているのであるとすれば、みんな早く復興住宅に住みたいという考えなんだから、第二期募集を早く受け付けるべきではないかと思いますが、町に対してどう働きかけるか。

それから、みなし公営住宅について、課長の答弁後退したよ。だめだなこれ。町としても、みなし復興公営住宅、いわゆる借り上げ住宅のみなし公営住宅としても町としても強く県に要望していると。しかし、国も県もはっきりしないと。そうしたら今度国がはっきりしたと。だけれども、県は運用に様々な問題があるということで足踏みしているということだと。それは初めての経験だから、見えない問題も含めてたくさん問題あると思うよ。しかし、今のままでさっき言ったように、浪江町だけでも借り上げ住宅が7,000戸でしょう、これ。何戸だっけ。それだけあって、町全体が要望しているのが3,100戸。仮に、自力所有があったにしても絶対的に足りない。しかも4,890戸というのは県全体の計画だから。被災町村、避難町村の全体状況をつかめば、こんな計画は本当に避難者を軽視する対策でしかないですよ。したがって、復興住宅を急がせつつも、一年刻みの借り上げ住宅の継続なんていうのではなくて、契約項目に付け加えれば良いと思うんだよ。それは知恵の働かせようだと思う。みなし公営住宅として活用するということであれば、今入居している人達だって安心して住めるんだなということになると思うよ。もっと創造的に探求し研究する、提案する。その一つが私の今

の意見なんです。そして、こういう時期に町が後退するのはだめだ。だめですよ、これは。どうするのかお答えください。

それから、仮設の住環境改善については、自治会でもってできるということは、町で一定予算確保してあるということだから、これは大いに私もみんなに知らせていきますけれども、足りないくらい大いに使って、狭くてイベントやっても人が集まれない。元安達高校分校の教室を使っているところまであるんだから、そういう現状。その上で集会所を利用してもらって宿泊してもらおう。これははっきり言って人権無視だよ。たまに一年にいったん家族が戻ってきて、父ちゃん、母ちゃんと一緒に寝たい、じいちゃんと寝たいというときに、部屋が狭いから集会所に行って寝てね。もちろん費用負担の問題はあると思うけれども、空き部屋があるから使わせてくれと言うのが仮設の人達の要望なんだから。署名集めて要望しようかと言っているよ。だから、集会所利用もいいでしょう。経費がかからないということだから。でも、絆を深める、町民に寄り添った支援をするということであるならば、空き部屋利用はさまざまな利用計画があるわけだから。もっと柔軟対応すべきだと。その点についてどうされるかお答えください。

それから、医療、介護、健康問題で、包括ケアでこれを利用すればうまくいくかもしれないということだけれども、国動向というかどこの自治体だってこの医療介護総合法案いいなんていうところないでしょう。冷静に聞けば、包括ケアに移行して、そこでなんとかうまく対応できるということは、この総合法案もよしとする見解ですよ。全国の市町村はどうですか。そういう見解をとっていないでしょう。問題ありと。改めて健康保険課長に聞くけれども、この分野は、19本の法律だけれども、医療の分野もある。ばつしているからだめか。では、介護福祉課長でいいんだけれども、全国に避難しているところで、通所介護、訪問介護が、この法律が通れば打ち切りになるんだから。浪江町の要支援1は109から197でしょう。要支援2は202から407でしょう。全体として971が1,400に増えているでしょう、介護認定。利用者が増えて利用制限がされる。それで地域包括ケア利用してもらえば何とかうまくいく。そうじゃないんですよ。土台、根本のところそれが崩されるわけだから、問題ですよ、これは。どういう見解か改めてお答えください。

それから、介護予防サービスについては、健康、栄養、休養の面からいろいろ取り組みをやっていると。大いに結構です。現実には起きている問題はというと、それぞれの仮設で、個人事業者だから名前は言わないけれども、ある事業者が4月から打ち切っているんで

すよ。それはやむを得ない事情があるんでしょう。それでじいちゃん、ばあちゃん達が楽しみにしていた、それが利用できなくなったという問題があるんです。だからそれを復活継続できないか。100円か200円の負担でやっていたんでしょう、あれ。ぜひこれ復活継続してください。

それから、孤立孤独死を防ぐために、専門員を増加するという事ですので、体制を強化して事故に遭った、事故が起きた、原因を調査した上で問題を共有して対策を立てる必要がある。そういう取り組みをされるかどうかお答えください。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） お答えいたします。

再生可能エネルギーの関係であります。今具体的には津波被災地の中で、太陽光発電による計画が上がっております。ここにつきまして、現在、2社の企業との調整を図っております。立地の環境あるいは規模、そういったところも含めて事前調査を進めているような状況にありますので、そういったところも含めて今後の数値目標については設定できるかと思っております。

それから、いわゆる町外における移住者の支援の関係でございますけれども、やらないと言っているわけではございません。どんな方法があるか含めてちょっと検討させていただきたいと思っております。なにしろ町外になるといろいろと制限もありますので、その辺含めて検討させていただければと思っております。

それから、復興住宅の第二期募集を早くしろというようなお話でございますが、これは我々もそう求めています。ただ、今公表できる住宅が、昨日の質問にもお答えしましたとおり、まだまだ全体計画が出ていないというのも正直でございます。そういったことがあって、できるだけ皆さんの選択肢を広げた上で募集をかけられればということもあって、県のほうでは二期募集を9月という形で設定をしているようでありましてけれども、その中にできるだけ浪江町の方を多く入れてほしいということをお願いしているところでございますのでご理解いただきたいと思います。

それから、みなし住宅の件、後退したとお叱りを受けましたけれども、実際、国、県の回答を受けての対応ということでありますので、そうしますと結局制度設計の問題が出てきます。それはそれとしてやっていただくという考え方の中での回答でございます。それをやっていきますけれども、現実的には、今の住宅整備を急いだ方が早くなるのではないかということから申し上げたことでございまして、みなし住宅は、もういいよと言っている話ではございません。

ので、そこはご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） 最初に答弁申し上げたとおり、一部の仮設の住宅で集会所の利用ということになっております。すべての仮設が利用されているということではなくて、管理ができないという仮設住宅の自治会もいらっしゃいますので、今後、まず自治会と協議しながら、仮設空き部屋利用について相談していききたいと思います。

○議長（吉田数博君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） 軽度移管の要支援1、2のサービス利用の件なんですけれども、これはいろいろ本人のケアプランというのがありまして、現在も予防サービスのケアプランによってサービスを実施しておりますので、平成29年度まで法改正までの3年間の間に、どういうサービスがいいのかということで国のほうでも検討しながら移行していきますので、その状態を見ながら全国に浪江町民四散しておりますけれども、そのサービス利用を考えていきたいと考えております。

次に、本来のデイサービスということで、本宮市の一つの事業所が中止になっております。これは介護する職員の方が離職しまして、本来事業の介護サービスができなくなったものであります。しかし、本来のデイサービスではなくて生きがいデイということで、健康体操をしながら、時間がちょっとずれますけれども午後からやっておりますのでご理解ください。

あともう一つが、孤独死に関連しまして、自治会長及び関係各課連帯の元に、いろいろ会議を重ねながらどういう形で持って行ったらいいかということで打ち合わせをしています。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 帰還困難区域の町道に関しましては、ただいま東電による草刈り、そしてあと業者委託による草刈り等を行う考えでおります。はじめに、一級二級町道を6月から進めている状況であります。今後、随時、その他の町道につきましても草刈り作業などを進めていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁漏れ。事前通行にもありませんのでこの程度で。あとは予算案で一つ。

○15番（馬場 績君） それでは終わりますけれども、永久追放に対する帰還困難区域の最低限の対策として求めたわけだから、これは通告外ということではなくて、質問の中に十分その意図と中身は展開

してありますので、今後、そうした質問の趣旨をご理解の上、答弁漏れのないようにお答えいただきたい。以上求めて、私の質問を終わります。

○議長（吉田数博君） 以上で、15番、馬場績君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで10時40分まで休憩いたします。
(午前10時28分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前10時40分)

○議長（吉田数博君） 復興推進課長より発言の訂正を求められておりますので、これより許可いたします。

復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 先ほど馬場議員の質問に対しまして、移住者に対する太陽光発電のところを「国、県の補助金」と申し上げましたが、国のほうの補助金は、昨年度で打ち切りになっているということがございますので、「県の補助金」ということをご訂正お願いしたいと思います。

◎請願・陳情の付託

○議長（吉田数博君） 日程第2、請願・陳情の付託を行います。
今期定例会において受理した陳情2件をお手元に配付の請願陳情文書表の通り、所管の常任委員会に付託いたします。
なお、所管常任委員会は会期中に審議の上、議長宛報告をお願いいたします。

◎承認第1号から報告第2号一括上程、説明

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。
日程第3、承認第1号から日程第13、報告第2号までを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。
よって、日程第3、承認第1号から日程第13、報告第2号までを一括議題といたします。
日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度浪江町一般会計補正予算(第5号))を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成25年度浪江町一般会計補正予算（第5号）について専決処分したので、これを報告し承認を求めるものであります。

内容は、特別地方交付税の確定、さらには平成25年度予算の整理を行ったなどによるものであります。歳入の主なものは特別地方交付税8億7,287万円を増額し、原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金7,452万1,000円、東日本大震災復興交付金3,264万6,000円を減額するものであります。

歳出の主なものは、各事業費の積算のほか、浪江町復旧・復興積立金7億6,688万2,000円を増額するものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは事項別明細によりご説明申し上げます。100万円以上について説明いたします。

8ページをお開きください。はじめに歳入であります。款2地方譲与税、目1自動車重量譲与税158万4,000円の増。

次に、款4、配当割交付金、目1同交付金、126万9,000円の増。

次に、9ページに入りまして、款5株式等譲渡所得割交付金、目1同交付金411万1,000円の増。

款6地方消費税交付金、目1同交付金358万3,000円の減。

款9地方交付税、目1地方交付税8億7,287万円の増につきましては、いずれも譲与等交付金の額確定によるものでございます。なお、地方交付税につきましては、震災復興特別交付税でありまして、平成25年度の総額は23億4,940万5,000円となります。

次に、10ページに入りまして、款13国庫支出金、目1民生費国庫負担金358万7,000円の減は記載のとおりでございまして、障がい者医療費、障がい児給付費精算見込みによる減額でございまして、次の目1総務費国庫補助金3,264万6,000円の減額は、東日本大震災復興交付金の減額でございまして、主なものは防災集団移転促進事業補助金の額確定によるものでございます。次の目1総務費委託金7,452万1,000円の減額は、原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金の減額で、墓地環境整備事業委託料額確定によるものでございます。

次に、11ページに入りまして、款14県支出金、目1民生費県負担金333万3,000円の減額は、こちらも記載のとおり障がい者自立支援

給付費精算見込みによる減額でございます。次に、項2 県補助金、目6 教育費県補助金1,068万円の減額につきましては、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の減額でございます。精算見込みによるものでございます。

次に、款15 財産収入、目2 利子及び配当金525万4,000円につきましては、こちらのほうは説明のとおり各基金の利子でございます。

次に、12ページに入りまして、款16 寄附金、目1 総務費寄附金128万8,000円の増は、ふるさと納税の精算見込みによるものでございます。

次に、款17 繰入金、目1 財政調整基金繰入金1億6,121万2,000円の減額であります。これにつきましては今回の補正で震災復興特別交付税の額確定によりまして歳入に計上したところでございます。これによりまして、平成25年度の財源不足が解消されたため、全額減額するものでございます。次に、目2 浪江町復旧復興基金繰入金479万1,000円の減額は、同基金対象事業、県外交流会事業等額確定によるものでございます。次に、目3 東日本大震災復興交付金基金繰入金1,453万6,000円の減額は、こちらも対象事業費の確定によるものでございまして、主なものは新しい水産業デザイン実現化事業でございます。次に、目4 地域福祉基金繰入金110万円の減額は、各充当科目の精算によるものでございます。

次に、13ページに入りまして、目5 地域振興基金2,000万円の減額は、財政調整基金同様、財源不足解消により全額減額となります。次に、目6 佐藤十郎職員研修基金繰入金106万円の減額は、こちらも事業確定による減額でございます。

次に、14ページに入りまして、ここからは歳出のほうの説明となります。

款2 総務費、項1 総務管理費、目2 文書広報費、節11 需用費の印刷製本費150万円の減、12 役務費、通信運搬費430万円の減、13 委託料、浪江のこころプロジェクト委託料330万円の減につきましては、いずれも精算見込みによるものでございます。次に、目7 企画費、節25 積立金7億3,851万5,000円の増額につきましては、浪江町復旧・復興積立金が7億6,688万2,000円、1つとびまして、同基金の利子積立金が427万9,000円でございます。補正後基金残高見込み額につきましては67億2,991万2,000円となります。次に、東日本大震災復興交付金積立金につきましては3,264万6,000円の減額でありまして、補正後の基金残高見込み額は40億9,607万2,000円となります。

次に、16ページをお開きください。款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉費総務費、節13 委託料240万円の減額につきましては、

主に相談支援事業委託料の減額でございます。次に、節20扶助費296万9,000円の減額は、記載のとおりでございます。更生医療給付費等精算見込みによる減額でございます。

次に、目6災害救助費で、17ページに入りまして、節11需用費、印刷製本費200万円の減、節12役務費、通信運搬費100万円の減は、こちらも精算見込みによるものでございます。次に、節13委託料1億296万4,000円の減額につきましては、各事業、事業費確定精算によるもので、主なものは歳入、帰還再生加速事業委託金で説明いたしました2段目、墓地環境整備委託料7,452万1,000円の減、浪江町の新しい水産業デザイン実現化事業委託料1,286万8,000円の減。最後になりますが、自動車運転委託料1,200万円の減などが主なものでございます。次に、18ページに入りまして、節20扶助費4,500万円の減額は、災害弔慰金精算見込みによるものでございます。

次に、款5労働費、目2緊急雇用対策事業費、節7賃金120万円の減額も精算見込みによるものでございます。

次に、19ページに入りまして、款8土木費、目2公共下水道事業費、節28繰出金1,148万4,000円の減額は、公共下水道事業の特別会計生産見込みによるものでございます。

次に、款9消防費、目2非常備消防費、節1報酬171万3,000円の減、節9旅費137万円の減額はいずれも精算見込みによるものでございます。次に、目4防災対策費、節13委託料156万3,000円の減額は、記載のとおり防災行政無線保守委託料精算見込みによるものでございます。

次に、20ページに入りまして、款10教育費、目2幼稚園振興費、節19負担金補助及び交付金132万円の増額につきましては、精算見込みによる増額でございますが、これにつきましては申請を12月までとじていましたところ、その後において申請された方がいたため、今回増額をお願いするものでございます。

最後になりますが、5ページにお戻りください。第2表継続費補正について下表で説明申し上げます。款3民生費、項1社会福祉費、事業名浪江町の新しい水産業デザイン実現化事業委託料、総額が6,000万円、補正前の年割額につきましては、平成25年度が2,500万円、平成26年度3,000万円、平成27年度500万円を設定しておりましたが、補正後につきましては、平成25年度が1,213万2,000円、平成26年度4,286万8,000円、平成27年度500万円に補正するものでございます。こちらにつきましては、平成25年度未実施事業分を平成26年度に実施するため補正するものでございます。

以上で説明終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第4、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））ご説明いたします。

本案は、国庫負担金などの交付決定に伴い、平成25年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を専決処分し、歳入歳出それぞれ250万3,000円を減額したものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金2,022万1,000円を増額し、県支出金2,291万円を減額したものであります。

歳出の主なものは、予備費268万9,000円の減額です。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第5、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（第5号）ご説明いたします。

本案は、下水道災害復旧費などの確定に伴い、平成25年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を専決処分し、歳入歳出それぞれ1,148万4,000円を減額したものであります。

歳入では、一般会計繰入金1,148万4,000円の減、歳出では、下水道災害復旧費1,000万円の減、公債費140万4,000円の減であります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第6、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例の一部改正について）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例の一部改正について）ご説明いたします。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律、平成26年法律第4号により、地方税法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部改正をするものであります。

詳細については、町民税務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、町民税務課長。

○町民税務課長（宮田良二君） それでは町民税務課長より説明します。

承認第4号 浪江町税条例の一部改正について。資料の浪江町税条例新旧対照表に沿ってご説明いたします。

1 ページをお開きください。浪江町税条例第23条第2項につきましては、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う規定の整備を行うものです。これについては平成28年4月1日施行でございます。

次に、2 ページをお開きください。第34条の4につきましては、地方法人税の創設に対応して、法人税割を12.3%から9.7%に引き下げるものです。下げ率が減額の2.6%でございます。

次に、第48条2項につきましては、法人税法において外国法人にかかわる外国税額控除制度が新設されることに伴い、その額を法人税額から控除するものでございます。これにつきましては平成28年4月1日施行でございます。

3 ページをお開きください。第48条第5項及び第52条第1項につきましては、外国法人にかかわる申告納付について追加するものでございます。これも平成28年4月1日施行でございます。

4 ページの下段から6 ページ1行目までかかわりますが、第82条につきましては、軽自動車税の引き上げを行い、一方、専ら雪上を走行するものにつきましては、課税を廃止するものでございます。これは平成27年4月1日施行でございまして、なお、平成27年度以降に新規取得される自家用車については、現行の1.5倍、その他区分の車両にあつては1.25倍の引き上げを行います。これは平成28年度から課税という形でございます。2輪車等については現行の1.5倍、最低2,000円に引き上げますということでございます。ただし、これ以前から所有している車や中古車を新たに取得した場合は現行税率のままとなります。

同じく6 ページの部分でございしますが、第83条第2項につきましては、軽自動車税の納期の変更に伴う条例の改正でございます。4月11日から同月30日まででしたが、5月1日から同月31日までとするということでございまして、これにつきましては平成28年度から施行いたします。

次に、6 ページの中段ですが、これは浪江町税条例附則の改正となります。附則第4条の2につきましては、租税特別措置法改正に伴う規定の整備でございます。平成27年1月1日から施行いたします。同附則第6条、附則第6条の2、第6条の3につきましては、

6 ページから11ページまで続きますが、これにつきましては課税標準の計算の細目を定めるものであることから、この条例から削除するものでございます。

続きまして、12ページにまいります。附則第8条第1項につきましては、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例でございまして、適用期間を3年間延長するというものでございます。これは平成30年度分までの町民税に適用させます。

次、13ページをお開きください。附則10条の2につきしましては、公害防止用設備、浸水防止用設備、ノンフロン製品にかかわる課税標準の特例措置に創設する及び引用条項の改正によるものでございます。

次に、第10条の3第8項の追加につきましては、平成26年4月1日から平成29年3月31日までに政府の補助を受けて耐震改修が行われたもので、固定資産税の減額の申請する際の申告について定めたものでございます。

次に、14ページを開いてください。附則第16条につきましては、クリーン化を進める観点から、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した3輪以上の軽自動車、経年車というのですが、経年車に対して20%増額するものでございます。これは平成28年4月1日施行となります。

附則第17条の2につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長し、平成29年度までとするものでございます。

次に、16ページをお開きください。附則第21条につきましては、移行一般社団法人にかかわる非課税措置を廃止するものでございます。

次に、17ページです。附則第22条、次の18ページ、第22条の2及び20ページ第23条につきましては、この条例から削除するものでございます。

21ページをお開きください。附則第22条それから第22の2及び第23条を削除したことに伴い、附則第24条を第22条に繰り上げ、附則第25条を第23条に繰り上げるものでございます。

平成27年1月1日施行でございまして、その他、改正につきましては、法律改正に伴う字句等の整理でございしますが、第23条第3項は字句の整理、第33条第5項は号の移動、第57条、第59条、附則第7条の4、附則第19条第1項、附則第21条の2は条の異動によるものです。施行期日、この条例は一部規定を除き、平成26年4月1日から施行いたします。

以上で、提出議案の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田数博君） 日程第7、議案第36号 職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第36号 職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、地方公務員法第26条の6の規定に基づく、職員の配偶者同行休業についての取り扱いを定めるため、本条例を制定するものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、条文に沿ってご説明を申し上げます。

第1条につきまして目的でございますが、配偶者同行休業制度の創設による地方公務員法の一部改正に伴い同条例を制定するものでございまして、外国で勤務等をする配偶者と、生活を共にするための休業制度を設けることにより、有意な職員の継続的な勤務を促進し、もって公務の円滑な運営に資することを目的とさせていただきます。

第2条につきましては、休業の承認について定めてさせていただきます。

第3条は、休業の期間でありまして、3年を超えない範囲内の期間となります。

第4条は、対象なる配偶者が外国に滞在する理由について定めております。第1号の外国の勤務については、配偶者が法人、その他団体等に所属して外国において勤務することとさせていただきます。

第2号では、事業を営業すること。その他個人が業として行う活動であって外国において行うもの。

さらに第3号で学校教育法による大学に相当する外国での大学の就学となっております。それぞれにおきまして期間が6カ月以上にわたり継続することが見込まれるものでございます。

第5条につきましては、承認の申請でありまして、申請において休業しようとする期間、滞在する住所等を明らかにする旨定めてさせていただきます。

2ページに入りまして、第6条は休業期間の延長を定めたもので、第3条で定める3年を超えない範囲で期間の延長ができることとなっております。

第7条は、承認取消し事由を定めたものでございます。第1号では配偶者の滞在終了、または配偶者が滞在事由に該当しないことに

なったこと。

第2号では、同行休業をしている職員が、職員の勤務時間、休暇等に関する規則により、特別休暇を取得することになったとき。特別休暇は産休でございます。

第3号では、同職員が育児休業等に関する法律により、育児休業を承認することとなったことが承認事由取消しとして定めてございます。

第8条は、届け出でございます。以下各号に掲げる事由が発生したときは、遅滞なく届け出が必要と定められておりました。第1号配偶者が死亡した場合、ほか以下のとおりでございます。

第9条は、同行休業に伴う申請があった場合、当該申請にかかる期間について、当該申請をした職員の業務を処理することが困難であるときは、同期間を限度として以下にかける任用ができる旨を定めてございます。

第2項では、任用期間の延長、第3項では任用職員の任期更新する場合の同意を得ることについて定めております。

第10条では、復帰後における号級の調整について定めたもので、同行休業から職員が職務に復帰した場合において休業期間を100分の50以下の換算率において、引き続き勤務したものと見なして号級が調整できることを定めてございます。

第11条は、委任でございます。附則であります。第1条は施行期日であります。第2条及び第3条は今回の条例制定により、関係条例の一部を改正する規定でございます。こちらにつきましては別紙の新旧対照表により説明を申し上げます。

附則第2条の職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。同条例第2条、育児休業をすることができない職員を定めたものでございまして、任期を定めて採用された職員が該当いたしますが、追加で今回の同行休業条例第9条で任用された職員についても対象となるため加えたものでございます。

次に、附則第3条の浪江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。これにつきましては任命権者が報告しなければならない事項、第4号に職員の休業に関する状況を加えるものでございます。

以上で説明終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第8、議案第37号 浪江町営大平山霊園条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第37号 浪江町営大平山霊園条例の制定についてご説明いたします。

本案は、請戸字北館ノ内及び南館ノ内地内に整備している共同墓地について設置及び管理に関する条例を制定するものであります。

詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは議案第37号 浪江町営大平山霊園条例の制定についてご説明申し上げます。

第1条につきましては、条例制定の趣旨でございます。今回整備する霊園は東日本大震災に伴う津波により流出し、同所での復旧が困難な墓地を集団移転先の候補地であります大平山に整備するものでございます。

第2条につきましては、霊園名称に関する規定でございます。霊園の名称を浪江町営大平山霊園とするものでございます。

第3条につきましては、使用の許可に関する規定で、町長の許可を使用の条件とするものでございます。

第4条につきましては、墓地の区画に関する規定でございます。1区画4平方メートルとするものでございます。

第5条につきましては、使用者の資格に関する規定で、町民に加え、震災時に町民であったものとするものでございます。

第6条から第9条につきましては、使用料及び管理料の金額、減免、不返還に関する規定で、使用料につきましては1区画15万円、管理料につきましては年2,000円と定めるものであります。

今回の墓地整備につきましては、防災集団移転事業による墓地の移転であり、墓地移転者から改めて使用料の負担はいただきませんが、管理料につきましては清掃等の実費として負担いただくこととしております。

続きまして、第10条から第12条につきましては、許可書の交付、書き換え、再交付に関する規定でございます。

第13条につきましては、墓石その他の設備の基準に関する規定でございます。

第14条及び第15条につきましては、使用の権利について、譲渡または転貸の禁止、さらには死亡者使用による継承に関する規定でございます。

続きまして、第16条につきましては、使用の条件に関する規定でございます。焼骨の埋蔵、墓地の清掃、修理などを義務づけるものでございます。

第17条から第20条につきましては、目的外使用、条例違反等によ

る許可の取り消し、墓地の返還、使用权の消滅、使用权消滅後の措置などに関する規定でございます。

第21条につきましては、霊園内での禁止行為の規定でございます。

第22条につきましては、管理業務の委任に関する規定でございます。

第23条につきましては、条例に定めるもののほか、条例の施行に関し、必要な事項を規則に委任する規定でございます。

最後に附則でございますが、この条例の施行日について規則で定める日とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第9、議案第38号 平成26年度浪江町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第38号 平成26年度浪江町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、町内の復旧・復興をさらに加速化させるために、仮設防火水槽購入、バイオマス発電導入可能性調査委託などにより、歳入歳出それぞれ8,437万8,000円を増額するものであります。

歳入の主なものは、福島再生加速化交付金5,596万5,000円の増、消防防災施設災害復旧費補助金2,012万5,000円の増、東日本大震災復興交付金基金繰入金4,116万5,000円の減などであります。

歳出の主なものは、仮設防火水槽購入費、バイオマス発電導入可能性調査委託料、臨時福祉給付金等の増額であります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをお開きください。款9 地方交付税、目1 地方交付税1,006万6,000円を増額であります。これは特別地方交付税、震災特別交付税でありまして、消防防災施設災害復旧費補助金、補助裏分でございます。

次に、款13 国庫支出金、目1 総務費国庫補助金、節1 総務費国庫補助金5,596万5,000円を増額でございますが、福島再生加速交付金でありまして、1つ目がバイオマス発電導入可能性調査委託料2,100万円、2つ目が浪江町公的賃貸住宅整備基本計画策定事業3,496万5,000円であります。なお2つ目の基本計画策定委託料につ

きましては、東日本大震災復興交付金事業から組み替えでございます。次に、節3消防防災施設災害復旧費補助金2,012万5,000円の増額は、仮設防火水槽設置に係る補助金でございます。

次に、目2民生費国庫補助金1,317万7,000円の増額でございますが、1つ目が地域生活支援事業188万2,000円の増額で、同事業相談支援事業委託による国庫補助で、補助率は2分の1でございます。次の臨時福祉給付金、給付事務費補助金1,129万5,000円は、対象者確定によるものでございます。補助率は10分の10でございます。

次に下段、目1総務費委託金360万円の増額でございますが、原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金でありまして、職員の宿舍借上料でございます。

7ページに入りまして、款17繰入金、目1財政調整基金繰入金1,126万7,000円は、今回補正に係る財源充当によるものでございます。

なお、補正後の基金残高見込み額でございますが、14億2,715万7,000円であります。

次に、目2浪江町復旧・復興基金繰入金1,040万2,000円でございますが、主な事業は歳出で説明いたしますが、仮設浪江小学校体育館補修工事230万円、浪江中学校補修工事100万円、大町作内線改良工事620万円でございます。なお、大町作内線改良工事620万円につきましては、東日本大震災復興基金交付金基金からの組み替えでございます。補正後の基金残高見込み額でございますが、54億56万8,000円でございます。

次に、目3東日本大震災復興交付金基金繰入金4,116万5,000円の減でございますが、1つ目が今申し上げました大町作内線改良工事620万円で、浪江町復旧・復興基金事業へ組み替えでございます。2つ目が、こちらも先ほど申し上げました浪江町公的賃貸住宅整備基本計画策定事業でございますが、款13福島再生加速化交付金への組み替えであります。補正後の基金残高見込み額につきましては、5億1,631万8,000円となります。

次に、8ページをお開きください。ここからは歳出の説明であります。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節14使用料及び賃借料481万8,000円の増額は、職員宿舍借上料でございますが、6名分の家賃等でございます。次に、目8企画費、節19負担金補助及び交付金100万円は、10月18日、19日に開催が決定しておりますB-1グランプリに対するものでございます。次に、目9情報管理費、節18備品購入費129万6,000円の増額は、パソコンの購入費でございますが、応援及び臨時職員等への配置のためのものでございま

して10台分でございます。

次に、9ページに入りまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節13委託料376万6,000円の増額は、相談支援事業委託料で新たに郡内6町村、共同のもと支援業務を委託するものでございます。次に、目7臨時福祉給付金事業費、節19負担金補助及び交付金1,114万5,000円の増額は、臨時福祉給付金で対象者確定によるものでございます。

次に、項2児童福祉費、目4子育て支援事業費、節13委託料280万円の増額は、子供子育て支援事業計画策定委託でございまして、法の下、計画策定が義務づけられているものでございます。

次に、10ページに入りまして、款6農林水産業費、項2林業費、目2林業振興費、節13委託料2,100万円の増額は、バイオマス発電導入可能性調査委託料で、主に施設の基本設計であるとか設置場所等に関する調査でございます。

次に、款9消防費、目3消防施設費、節18備品購入費3,260万7,000円の増額は、仮設防火水槽の購入費でございまして、1カ所当たり10トンもの4基、7カ所に設置するものでございます。

次に、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費230万円の増額は、仮設浪江小学校体育館補修工事でありまして、主に天井の補修でございます。次に、11ページに入りまして、項3中学校費、目1学校管理費、節15工事費100万円の増額は、仮設浪江中学校校舎補修工事でございまして、主に外壁の補修でございます。

以上で説明終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第10、議案第39号 平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第39号 平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、仮設津島診療所の備品購入に当たり歳入歳出それぞれ97万1,000円を増額するものであります。

歳入は繰越金97万1,000円を増額するものであります。歳出は総務費64万8,000円、医業費32万3,000円を増額であります。

よろしくお願いたします。

○議長（吉田数博君） 日程第11、議案第40号 平成26年度浪江町農業

集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第40号 平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、高瀬浄化センター復旧工事費等により、歳入歳出それぞれ4,378万円を増額するものであります。

歳入では、基金繰入金378万円の増、国庫支出金1,000万円の増。

歳出では農業集落排水災害復旧費4,378万円の増であります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 議案第40号 平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。

歳入の款3繰入金、目2基金繰入金、378万円の増で浪江町農業集落排水事業基金からの繰入れです。

次に、款6国庫支出金、目1総務費委託金4,000万円の増で、復興庁からの福島県避難解除等区域生活環境整備事業委託金です。

7ページをお開きください。款1農業集落排水事業費、目3農業集落排水災害復旧費、節13委託料378万円の増で、管路の被害調査です。次に、節15工事請負費4,000万円の増で、高瀬浄化センターの改修工事でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第12、報告第1号 平成25年度浪江町一般会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 報告第1号 平成25年度浪江町一般会計継続費繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、平成25年度において地方自治法第212条第1項の規定に基づき設定した継続費にかかわる予算の繰り越しについて、同法施行令第145条第1項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。詳細については総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それではご説明申し上げます。繰越計算書によりご説明申し上げます。

科目は、款3民生費、項1社会福祉費でございます。事業名が浪江町役場本庁舎空調修繕工事であります。継続費の総額は6,372

万円、平成25年度予算計上額2,540万円でありまして、支出がなかったため平成26年度に繰り越すものでございます。

なお、財源につきましては、国庫支出金、福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金であります。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第13、報告第2号 平成25年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 報告第2号 平成25年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、平成25年度において地方自治法第213条第1項の規定に基づき設定した繰越明許費にかかわる予算の繰り越しについて、同法施行例第146条第2項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは繰越明許費繰越計算書によりご説明申し上げます。

1つ目が款3 民生費、項1 社会福祉費、事業名が防災集団移転促進事業でございます。金額が1億5,413万8,000円でございます。翌年度繰越額が1億5,413万8,000円、同額で委託料でございます。

財源内訳でございますが、すべて収入済みでございます。特定財源1億1,560万3,000円につきましては、東日本大震災復興交付金基金からの繰り入れでございます。

2つ目が同じく民生費、項1 社会福祉費、事業名が請戸共同墓地整備事業でございます。金額が2億円でございます。翌年度繰越額が2億円同額でございます。工事費でございます。

財源内訳でございますが、同じくすべて収入済みでございます。特定財源の1億6,000万円につきましては、同じく東日本大震災復興交付金基金からの繰入金でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明及び内容の説明が終わりました。質疑については17日に行います。

◎次回日程の報告

○議長（吉田数博君） 休会中の委員会活動日程を申し上げます。休会中における各常任委員会の招集日は12日、13日で、総務常任委員会が中会議室2、産業・建設常任委員会が小会議室A、B、文教・厚生常任委員会が中会議室3で開催いたします。時間はいずれも午前

9時30分からです。各関係課長等につきましても委員会への出席要請があった場合はよろしくお願いいたします。

◎散会について

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

◎散会の宣告

○議長（吉田数博君） よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

17日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集をお願いいたします。

本日予定であります全員協議会を午後1時30分より開催いたします。の会場で行います。よろしくお願いいたします。

なお、16日、午前9時30分よりこの会議室において全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

（午前11時38分）

平成 2 6 年 6 月 1 2 日 (木曜日) 委員会

平成 2 6 年 6 月 1 3 日 (金曜日) 委員会

平成 2 6 年 6 月 1 4 日 (土曜日) 休 日

平成 2 6 年 6 月 1 5 日 (日曜日) 休 日

平成 2 6 年 6 月 1 6 日 (月曜日) 全員協議会

6 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成26年浪江町議会6月定例会

議事日程(第3号)

平成26年6月17日(火曜日)午前9時開議

- 日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度浪江町一般会計補正予算(第5号))
- 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号))
- 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号))
- 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(浪江町税条例の一部改正について)
- 議案第36号 職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 議案第37号 浪江町営大平山霊園条例の制定について
- 議案第38号 平成26年度浪江町一般会計補正予算(第1号)
- 議案第39号 平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第40号 平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 報告第1号 平成25年度浪江町一般会計継続費繰越計算書について
- 報告第2号 平成25年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第2 請願・陳情審査報告
- 陳情第2号 浪江町居住制限区域の米の配布自粛を求める陳情書
- 追加日程第1 陳情審査報告の撤回について
- 追加日程第2 請願・陳情審査報告
- 陳情第2号 浪江町居住制限区域の米の配布自粛を求める陳情書
- 日程第3 発議第1号 浪江町居住制限区域の米の配布自粛を求める意見書(案)

- 日程第4 発委第 3号 原子力損害賠償紛争解決センター和解案の速やかな受諾を求める決議（案）
- 日程第5 発委第 2号 原子力損害賠償紛争解決センター和解案の速やかな受諾を求める意見書（案）
- 日程第6 委員会の閉会中の継続審査又は調査について

出席議員（15名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	三瓶宝次君
15番	馬場績君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
副町長	渡邊文星君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	山内清隆君	総務課長	佐藤良樹君
復興再生事務所長 兼帰町準備室長	山本邦一君	復興推進課長	宮口勝美君
町民税務課長	宮田良二君	産業・賠償対策課長	吉田公明君
ふるさと再生課長	岩野寿長君	復旧事業課長	中田喜久君
健康保険課長兼 津島支所長兼 津島診療所事務長	紺野則夫君	介護福祉課長	佐藤尚弘君
生活支援課長	大原教知君	会計管理者 兼出納室長	大浦泰夫君
教育委員会 教育次長	鈴木貞孝君	津波被災地対策 課長	安倍靖君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩野善一	次長	清水佳宗
------	------	----	------

書

記

柴 野 早 苗

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） おはようございます。ただいまの出席議員は15人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、承認第1号 専決処分承認を求めることについて（平成25年度浪江町一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番。

○15番（馬場 績君） 専決第1号について何点かお尋ねさせていただきます。

5ページ、水産業デザイン実現化事業委託料についてであります。補正前との予算の変更が出ております。改めて変更の理由についてお尋ねしたいと思っております。

それから、12ページに復興交付金基金繰り入れの補正計上があります。これは減額ですけれども、予算提案説明の際に、実現化事業の変更に伴うものだという趣旨がありましたけれども、詳しくご説明いただきたいと思っております。

それから8ページ、補正予算の8ページ、歳出ですけれども、戻ります。自動車重量譲与税158万4,000円の補正増ですが、これは自動車軽自動車登録の増加、あるいは登録変更による譲与税の歳入だと思いますが、台数についてお聞かせいただきたいと思っております。

それとの関連で、ここには出てきておりませんが、当然廃車もあったと思っております。平成25年度における廃車の台数をお示しいただきたいと思っております。

それから、先ほど10ページにふれました復興交付金、国庫支出金総務費国庫補助金、東日本復興交付金の減額についてでありますけれども、改めて減額の理由についてお聞かせいただきたい。説明をお願いしたいと思っております。

それから17ページ、委託料1億296万円、約1億300万円の減額補正ですけれども、それぞれの事業委託における減額について、本来

これは減額になった分だから、予算書に明示してもよろしいのではないかと思いますけれども、明示されておられませんのでお示しいただきたい。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 5ページの継続費の補正についてご説明いたします。当初、平成25年度2,500万円で予定しておりましたが、審査から契約までの内容の協議、時間の経過によりまして、事業量を一部次年度に繰り越したために減額するものであります。主な調査項目ですが、市場等調査、東京都内、県内、仙台市内と消費者からの街頭でのインタビュー形式による調査関係と、消費者と元売店との認識の相違があり、それを中和する事業を入れていましたが、時間との関係で次年度に繰越という形になりましたので、予算の減額となりました。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それではお答え申し上げます。

12ページ、浪江町復旧・復興基金繰入金479万1,000円ですが、こちらにつきましては、ブランドイメージの事業の精算ということで、一つが震災郷土芸能復興支援事業補助金225万円の減額、同じく県外交流会259万7,000円の減額。続いて野馬追の出場者補助は増額で48万3,000円。もう一つは、町イチ村イチの事業の精算で42万7,000円の減額でございます。

続いて8ページの自動車重量譲与税関係の台数、もう一つは平成25年度廃車台数ですが、こちらの方、手元に資料がございません。確認をさせていただきたいと思っております。

次に、10ページの東日本大震災復興交付金の内訳でございますが、町道大町作内線の減額、こちらは新年度の補正のほうで計上してございますが、こちらの方の減額が620万円。さらに防災集団移転促進事業は額確定によるもので、2,235万8,000円の減額。さらに同事業の効果促進事業の額確定ということで408万8,000円の減額でございます。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 17ページの委託料の減額のところでありますが、復興推進課のまちづくり計画策定業務委託料につきましては174万3,000円の減、事業確定によるものでございます。

○議長（吉田数博君） 町民税務課長。

○町民税務課長（宮田良二君） 町民税務課より、墓地環境整備委託料の件でございますが、減額が7,452万1,000円ということでございまして、なお変更理由につきましては、当初の計画が2,650区画でし

た。それが実質1,819区画となった。減額が831区画が減ということで。理由といたしましては自前で墓石の補修を行っている方とか、また地震の影響が少なかった墓碑がありまして、その倒壊の部分がなかったということで減額の補正となりました。

- 議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。
 - 産業・賠償対策課長（吉田公明君） 同じく民生費の委託費の減額でございますが、浪江町新しい水産業デザイン実現化事業委託料1,286万8,000円の減額です。先ほどの理由でございます。
 - 議長（吉田数博君） 津波被災地対策課長。
 - 津波被災地対策課長（安倍 靖君） 同じく17ページ委託料でございますが、ふるさと再生課となっておりますけれども、4月から当課のほうで引き継いだ事業でございます。まず埋蔵文化財の調査委託に関しましては65万5,000円の減額、さらに請戸共同墓地の登記移転委託料、こちらは117万7,000円の減額。いずれも不要残の整理でございます。
 - 議長（吉田数博君） 教育次長。
 - 教育次長（鈴木貞孝君） 同じく委託料でございますが、自動車運転委託料、事業の確定により1,200万円の減額でございます。
 - 議長（吉田数博君） 15番。
 - 15番（馬場 績君） 委託料の減額の明細の説明がありました。これは、別にこうだという決めごとはありませんけれども、1億300万円からの減額で、それぞれの対象事業があると。他の例えば16ページの扶助費についても、約300万円の減額ありますけれども、これらについては、事業ごとに数字が示されております。特に委託料との関係では、金額明示が必要だと思いますけれども、今後の対応として私は明示すべきだと。あるいは補正予算書の上で統一すべきだと思いますが、今後どうされるのかお答えください。
- 17ページから入りましたので、墓地環境整備あるいは共同墓地用地取得との関連で、関係者から墓碑の建立についてお尋ねがありました。いわゆる共同墓地を造成したわけだけでも、墓碑については個々人が建立するのか。それとも霊園的な事業としてやる場合には、統一的な規格で建立されるというお尋ねもありましたので、委託料の減額補正との関係で今後の事業についてお尋ねしておきます。
- それから5ページに戻ります。継続費の減額ですけれども、そうすると継続費補正でそれぞれ平成25、26、27年にわたって継続補正が提案されているわけですけれども、変更の理由としてはそれぞれの年度にまたがって先ほどご説明いただいた内容によるものなのか

ということです。先ほどの説明に関係してちょっと聞き取れなかったのと意味が不明だったので再度お尋ねしておきますけれども、元売りの調査と言われたのか。ちょっと発音もはっきり聞き取れなかったし、もし元売りの調査と答えたとすれば、もう少しわかるようにご説明いただきたい。5ページについてはそういうことです。

それから、復興交付金の減額についてはいくつかの減額補正と増額分があるということです、これも予算書ですからもう少しわかるように説明欄に明示されてはどうかと思います。先ほどの絡みで確認しておきます。

それから、自動車重量譲与税については調査されたと思いますのでお答えいただきたいと思います。

なお、一般質問でも国税と県税で、計画的避難区域における廃車後の新車取得で、国税は減税。それから県税についてはそのまま課税と。これは重大な矛盾だとお聞きしましたけれど、ここでは町ですから軽自動車に関わるものだと考えますが、少なくとも町民との関わりで言えば、この前の答弁では平成25年1月に県に対して是正を要望したということですが、はっきり言うとあの答弁では要望しただけということで、その後の追跡が行われていないと。制度上の矛盾で、県において何をどうすれば是正することができるのかという町サイドからの是正の提案も必要ではないかと。

ただ、計画的避難区域における重量税についての見直しを求めたということではなくて、県の条例の問題があるとすれば、条例との関係でどういう見直し是正を求めてきたのかということも自動車重量譲与税との関係で確認をしておきたいと思います。

それから、復興交付金については了解をいたしました。

- 議長（吉田数博君） 津波被災地対策課長。
- 津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは17ページの委託料、請戸共同墓地の所有権移転登記業務委託料の関連ということで、墓石墓碑の規格のご質問がございました。こちらに関しては、議案第37号で条例を出させていただいております。そちらが13条の中で、墓碑墓石等については統一規格にしたいということでご提案をさせていただくところでございます。
- 議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。
- 産業・賠償対策課長（吉田公明君） 先ほど5ページの説明で、元売りとお話しましたが、卸売り関係です。訂正させていただきます。どうもすみませんでした。
- 議長（吉田数博君） 総務課長。
- 総務課長（佐藤良樹君） それでは初めに、委託料の額の記載等につ

いてでございますが、こちらの方は、今後統一した形で記載していきたいと考えております。ご理解をお願いしたいと思います。

次に、自動車重量譲与税に関してでございますが、自動車重量譲与税、県税でございますが、収入額の3分の1相当額を市町村の道路延長、面積で案分した形で収入となっているものですから、先ほどお話しありました台数、もしくは平成25年度に廃車した台数等についてはこちらの方に数字が来ておりませんので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 15番。

○15番（馬場 績君） 自動車重量譲与税の関係で、自動車取得税の是正を平成25年1月に求めたけれども、そのままになっているのではないかと。その後の追跡調査したのかということ。

○議長（吉田数博君） 町民税務課長。

○町民税務課長（宮田良二君） ただいまの軽自動車の件につきましては、国、県のほうの部分で県が負荷しているという状態でございますので、その辺のところは町といたしまして再度検討して、県のほうに要請したいと思っております。

○議長（吉田数博君） 15番。

○15番（馬場 績君） 1点だけ。今の譲与税との関係で、浪江町が県に対して是正を求めた自動車取得税、自動車税の減免に関する町の対応でありますけれども、実は私もこれまで関係課長と何度かどうなっているんだという話し合いをした経過がございます。そこで全然話が見えないので一般質問に至ったということですがけれども、私はこういう問題については末端自治体、町サイドから県に対して見直しを求めていかないと、県としては既に課税実行しているわけだから、なかなか是正すると言うことは向こうからはしてこないのではないかと。ちょっと言葉が悪いかもしれませんが、そういう町民からの要望があって、一度はやりましたよということは、やらないよりはやった方がいいと思うけれども、アライバイづくりだけではこういう問題は前に進まない。ほかの町村ではどう対応しているかわかりませんが、譲与税の案分交付があるとすれば、なおのこと予算との関係でも町民との関わりがあると私は思います。今後、答弁したから終わり、あるいは文書で県に求めたから終わりということではなくて、改めて是正を求めている町民、あるいは我々議会が納得できるような対応が必要ではないかと思っております。

別に政治問題ということではないと思っておりますので、町長ではなくて改めて担当課長に今後の対応についてどうされるのかお答えいた

だきたい。町長においても。そのことについては頭にインプットしておいていただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 町民税務課長。

○町民税務課長（宮田良二君） ただいまの議員の発言におきまして、今後、その部分について再度県のほうに要求と是正をしていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度浪江町一般会計補正予算（第5号））を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。
-

◎承認第3号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。
-

◎承認第4号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例条例の一部改正について）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番。

- 15番（馬場 績君） 専決第4号について、何点かお尋ねいたします。

まず第1点は、資料の2ページに34条の4、法人税割の税率100分の12.3を100分の9.7、2.6%の税率引き下げという税制改正があります。この税率引き下げによる影響額について、現状ベースで試算した場合、引き下げの影響額はいくらになるのか。あるいは現状ベースでの試算がないとすれば、平年ベースでどのくらいになるのかということです。お尋ねいたします。

それから、資料の4ページ、第82条第1項から軽自動車税の税率変更が提案されております。一言で言うと、軽自動車税の大幅引き

上げということです。例えばオートバイについては、排気量により
ますけれども、1.5倍から2倍になると。それから軽自動車におい
ては、自家用車の場合7,200円が1万800円、約1.5倍。営業用につ
いても5,500円が6,900円、1.25倍になります。今回の82条に伴う影
響額の試算結果をお示しいただきたいと思います。

それから軽車両、町ですから軽自動車、軽車両の課税が対象にな
ってくるわけですが、全体として一般的には車両全体の4割ぐ
らいと言われているんですけども、浪江町における軽車両の保有
の全体割合はどれくらいだとおさえているかと。質問の意図は4割
なり5割なり、軽車両保有者がいると、全体の4わりないし5割だ
と言うことになれば、相当量の影響があるのではないかという考え
によるものです。

それから、資料の4ページに、14年を経過したものについては、
重課税を課すと。いわゆる割り増し課税を導入するというのが今回
の税条例改正の一つの焦点です。これは、この資料で言うと平成28
年からということでしたけれども。4ページではなくて14ページで
すね。14ページの附則第16条にそのことが提案されています。しか
らば、この資料による重課の税額はどのくらいになるのかという
と、自家用車乗用の場合は1万800円が1万2,900円、いわゆる中古車と
いうか、13年を経過して14年以降も引き続いてその車を利用する
という場合には、いわゆる割り増し課税、重課が行われるというこ
とで、自家用車の場合は1万800円が1万2,900円、約2割の割り増し
課税になると。一方では、どういうことをやろうとしているかとい
うと、2つのことがここに示されております。

1つは、自動車取得税を自家用の場合は5%から3%に引き下げ
る。それから営業用の自動車の場合は、軽自動車も含めてなんです
が、3%を2%に引き下げると。さらにはエコカー減税もあると。
エコカー減税も進めるということで、一方では法人税を引き下げる、
その穴埋めといってもいいと思うんですけども、軽自動車税を1.25
倍から高いものでは2倍に引き下げる。古い車については割り増し
課税をします。さらに一方では、新車にする場合には、これは平成
26年4月からということですが、減税すると。5%から3%。
営業用の軽自動車の場合は3%から2%。加えてエコカー減税もあ
ると。よくよく考えてみたら、いかにしてこの自動車業界が車を
売るかと。ここに税制改正をやらせているということが、税制改正
から見え見えなのではないかと私は思うのですけれども、そこで、
重課税の対象になる台数等については全く見通しは立てられないと
思いますけれども、こういう税制改正について、末端自治体の長と

して町長はどういうふうを考えて提案されたのか。どう考えているのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 税制改革についてのご質問でありますけれども、これはいろいろ国の税制の仕組みがあつて、我々末端行政としては、やっぱりいわゆる法的には下位のほうの条例規則で定めるということになっていきますので、上位法との整合性が必要になってきますので、私ども末端行政としてはいろいろ我々の事情というものを説明はできますけれども、国からの押しつけというものがあると理解しております。残念ながら、町民としての考え方と国との考え方の齟齬がそこに一つあるのかというような感じがしていますので、歯がゆいところがあるということでご理解をひとつお願い申し上げたいと思います。

○議長（吉田数博君） 町民税務課長。

○町民税務課長（宮田良二君） ご質問にお答えします。

先ほどの最初の34条の4、2ページの法人税につきましての平均ベース、現状とのベースということでございますが、今のところ数字をつかんでおりませんので、ここではお答えできません。

次に4ページの82条の件でございます。それにつきましては、軽自動車の保有関係の影響ということでございますけれども、現在の26年度調定からの保有台数から見ますと全体で6,221台、それに対して軽自動車、四輪ということで4,519台の現在の保有台数となっております。

○議長（吉田数博君） 15番。

○15番（馬場 績君） オートバイも入っているので、つい軽車両と言ってしまったけれども、オートバイも含めて軽自動車ということになりますので訂正しておきます。

それでは再質問いたしますが、今回の税制改正について、町民サイドからは増税。しかも法人税減税、もちろん赤字法人の浪江町の場合は相当数あると思っておりますけれども、制度の問題で言うと法人税の減税、片方では増税をしておきながら、法人税の減税。これは、消費税の増税との絡みで法人税減税の穴埋めをしようとする。あるいは軽自動車税の増税との絡みで穴埋めを使用しているという問題があると思うんです。その上、いかにも古い車は速く新車にしろと言わんばかりのこの税条例の改正というのは私はやっぱり非常に問題だと思うんですけれども、町長としては歯がゆい思いがするとか、押しつけがあるのではないとか、あるいは納税者たる町民の立場からすれば町民の考えと齟齬があるという答弁がありました。

それは町民感情を十分理解した答弁だと思いますけれども、我々としてはこういう税条例改正に対してどう判断するかということが求められているわけです。端的に言えば、そういう制度上の齟齬があると、上と下との齟齬があるということであれば、本来ならばこれは町長が提案するわけだから、上位法との関係があるとはいえ、私は影響額を最小限に抑えるようなそういう町、税条例の提案もできるのではないかというふうに思いますけれども、そういう検討されたのかどうか。そののところをお尋ねしておきたいと思います。

なお、34条の4の関係ではおさえていないということですが、法人住民税が12.3%から9.7%に2.6%引き下げられるという税条例改正ですから、担当課としては少なくとも現状ベースでどの程度の影響があるかという試算はしておくべきではないかと。

なお、84条の絡みでは先ほどの答弁で了解いたしました。

以上、改めて2点について、再質問したいと思いますのでお答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） この条例に当たって、議員おただしの件について検討したのかという話ですが、実際検討はしておりません。実際、この上位法から来た中身については、私どもの条例にあわせた中で整理をしたということでご理解いただきたいと思います。

議員おただしのおり、今の税制というのは、考えてみますと取りやすい。そして大衆が望む、いわゆるニーズがあるところに必ず目をつけて、そこに課税をして課税額を大きくする、そういう性向があるんです。これ消費税との絡みもあるんでしょうけれども、いわゆる売れているものに対して重税感を増すような形で課税をしていく。そして一方で、時代からあわない財物については税率を安くするというような仕組みになっているような感じがいたします。したがって議員おただしのおり、消費税増税に関連して、片方で自動車税の課税を増額すると。増額というか課税の率を増加するというような性向があるということで、非常にこれはつじつまを合わせるような感じがしないわけではありません。そういうことで、今後いろいろな国からの押しつけ的なものも末端行政にあると思いますけれども、やっぱり私ども主張するところは主張していきたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

○議長（吉田数博君） 町民税務課長。

○町民税務課長（宮田良二君） 先ほど法人、34条の4につきまして、2.6%の減ということでございまして、これにつきましては平成26年10月1日以降に開始する事業に年度について適用するということ

でございます。

なお、その国の方針の部分で、地方法人税の創設ということで、税率を4.4%ということにつきましては、地方公共団体の部分のほうにやるということになっております。

そして先ほど数字的に今その数字がつかんでいないと申しましたけれども、申し訳ございません、ありましたのでご説明申し上げます。平成25年度の課税実績から試算いたしますと、法人税割額が約4,700万円で、約1,000万円減額になる見込みです。そしてまたこの減額分については、地方交付税により交付されることになるということでございます。

○議長（吉田数博君） 15番。

○15番（馬場 績君） 手元の資料を見落としたということですから、それはあり得る手違い、勘違いかもしれませんけれども、私はやっぱりこういう条例を提案しておいて、影響はどうなんだということは当然試算されているし、はっきり議会の立場からいうと、やっぱり想定問答の範疇ですよ。それを再質問されて答えるというのは、私はいかななものかと思えます。これは執行部対議会との関係で、適切ではないと思えます。

その上で、最後になりましたから今の町長答弁と課長答弁との関係で最後の質問をいたしますけれども、確かに今度の税条例改正で、その後、いろんな形で財源手当をすると。例えば今言ったように法人住民税が引き下げになると。今の課長答弁では平成26年度で約1,000万円の減少だということですが、実は今課長答弁にもありましたように、法人住民税引き下げ相当分について、地方交付税の財源としてそっくりそのまま地方財源として交付されるという仕組みもあるというか、そういうことなんです。それが今課長が言われた、地方に対して地方交付税の交付があると。地方財政として交付されるという答弁の中身なんですけれども、例えば、先ほどいったように法人住民税は2.6%引き下げでしょう。それから法人県民税が1.8%引き下げなんです。合わせて4.4%になるわけですが、この引き下げ相当分が地方交付税として交付されると。ここでまた問題だと思うんです。先ほど町長が言われたように、国の課税の仕方が問題だと。取りやすいところからとるという課税の仕組みというのは問題だという答弁ありましたけれども、実は今言ったように、引き下げ分を地方交付税で財源手当とするから問題なしとすることについては、いくつかの問題があると思うんです。町長これ、最後の質問ですから、お答えいただきたいのですが、本来地方財政に不足が生じた場合は、いろんな税の仕組みをあれこれい

じるのではなくて、増税、減税別にして、地方財政のあるべき姿というのは、本来、地方の財源調整機能を持っている文字通り地方交付税としていろんなからくりでこうするというのではなくて、文字通り国が法律を改正する。そのことによって減収になるという場合には、その財源調整機能を持つ地方交付税をそのまま国の責任として交付するというのが正常なやり方だと。税収格差の是正によるあっちで増やしてこっちで減らす。こういうやり方は全く邪道だと私は思うのですが、このことについて町長はどう思うか。しかも、地方財政の主要財源を消費税増税に置き換えると。詳しい話はしませんけれども、このことで議案調査したらば、自動車取得税を廃止するという意向もあるんですよ。結局何かというと、消費税を増税すると。だから消費税増税を課税のベースにしていこうという、そういう政策的な意図も今回の税条例改正には含まれていると。消費税増税に置き換えようとする財源政策と一体のものだと、私はいろんなあれも絡める、これも絡める。こういうやり方は私はそうだと。これは私が言っているんじゃないで、そういう制度を考えている国の意図を私は分析しただけの話なんだけれども。最後のお尋ねとして、こういうことに対して町長はどう思うのか。だから質問としては、本来財源調整機能を持つのは地方交付税そのものではないのか。あっちとこっちをやりくりして、減収分を地方交付税に交付することは、全く目先をごまかすやり方だと私は思うのですがということと、地方の主要財源を消費税増税に置き換える財源政策でいいのかという質問です。お答えください。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 議員ご承知のように、私どもの町、自主財源というのは70%、7割です。地方自治は3割自治と言われるぐらい財源不足が生じるということは否めない事実であります。今回のように、このような避難にあって、自主財源そのものの税収がありませんから、全く国からの地方交付税交付金等で現在賄っておるわけがありますけれども、やはり財政調整機能をもたらす地方税の交付金、これは私ども地方にとってはありがたいことではありますけれども、やはり縛りが相当出てくるということ。これは否めない事実だと思います。

したがって、今後の自治体の財源については、私どもの状況では自主財源を満たしていくということは考えられない状況ですので、何とか地方税交付金を増額していただくような状況でお願いしていきたいということでもあります。それから消費税の絡みです。今回の消費税の増額については、国が言っているのはいわゆる介護を含め

た福祉全般のそういうものに当てるといような形で今回は増額をしているはずです。したがって、そういうようなものの福祉関係等に、十分に財源を手当てして将来の日本の福祉に充てていくための消費税の増額だと私は理解していますので、そちらの方に十分に使っていただくという形でお願いしたいということでもあります。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

15番。

○15番（馬場 績君） 専決4号について、反対討論をさせていただきます。

今回の税条例改正については、一つは明らかに庶民増税だと。しかも町長答弁にもありましたけれども、自動車、軽自動車というところに目をつけて、大衆が所有している、利用している。大衆が納税している。要するに取やすところからとる。こういう増税をしておきながら、片方ではエコ減税をすとか重課税を導入すると。極めて悪質な税制改正だと。その背景には、車屋さんの思い通りの税制改正がここに持ち込まれてきているという問題があるということです。

あともう一つは、自動車取得税を廃止すとか、あるいは今回の法人住民税減税、県税も含めて、その4.4%相当分を地方交付税で充当するといっていますけれども、これは町長が言うとおりの地方交付税に依存せざるを得ないという地方の立場からすれば、極めて切ないとは思いますが、本来の地方交付税の目的から言うと、そういう邪道による地方財政の穴埋めをやるということは、二重三重の意味で私は問題だと思います。一つは、本来の財政調整機能を持つ地方交付税を形骸化しようとしている。

あと一つは消費税増税を主流にして地方財政に対しても財政手当を使用とするという問題が、この税条例の改正の中から十分読み取れるというふうに思うわけであります。そういう意味では、大衆課税は課税の極意は羊の皮むしるのように、痛くないようにいかに上手に毛をむしるかだというふうにかつてある総理大臣は言ったことがありますけれども、全く今回の税条例改正はそういうやり方だと考えます。

それから最後に、消費税増税は、社会保障の財源にするということなので、それを望んでいるという答弁がありましたけれども、今度の議会で一般質問をやりました。医療介護総合法案は、まさに社

会保障を骨抜きにすると。今まで利用していた要支援1、要支援2の訪問介護などについても、これを介護保険から切り離すと。まさに介護保険制度を作ったときとは真逆のことをやっている。保険制度はあるけれども介護はない。イコール、社会保障制度は消費税増税によって社会保障の財源にする社会保障制度を改善するとやっているけれども、やっている中身は全くそうではない。町民、庶民、国民を小馬鹿にしたやり方だということだと思います。そういう意味では、怒りを持って今回の税条例改正については反対の態度を明らかにしておくものであります。

○議長（吉田数博君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例の一部改正について）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第36号 職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第36号 職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第37号 浪江町営大平山霊園条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番。

○15番（馬場 績君） 議案第37号について、質疑を行います。

1点は、2ページ、第8条です。第8条、使用料の免除または徴収猶予。「使用料の全部または一部を免除し」となっておりますが、使用料については1区画15万円、これは免除するという提案理由の説明がありました。条例というのは、こういうふうに書いておくのが行政実務だということであれば、それはそれで理解を示さざるを得ないわけけれども、使用料については全部免除という扱いをしておきながら、第8条では「全部又は一部を免除し、又は徴収を猶予することができる」となっていますけれども、全額免除と第8条との整合性、あるいはこういう条文を提案するというものについて、行政当局の意図は何かということについてお尋ねいたします。

それから、管理料については毎年2,000円ということですが、この管理料について、誰に払うのかと。当然管理料、年間2,000円の負担があるわけですから管理費もかかるということになります。どのような管理を考えて、年間の収支はどういう計画をお持ちなのかということですが。

それから最後になりますけれども、共同墓地の大平山霊園の完成はいつ頃で、お盆頃までには引き渡しできるのか。全体の事業計画についてお尋ねいたします。

○議長（吉田数博君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それではお答えいたします。

まず第8条の使用料の免除又は徴収猶予についてでございますが、議員おただしもございますが、法制実務の関係でいろいろ内容を詰めましてこういった表現が妥当だろうという判断の下でこういう表現にさせていただきました。

続きまして、第7条の管理料2,000円でございますが、こちらの納入先は、町営でございますので町と考えております。あとその収支でございます。今、400区画を整備しておりますので、年2,000円であれば年間80万円で、年間大体6回程度の清掃委託の支出で考えております。そういった趣旨で2,000円という積算もいたしております。

さらには完成はいつかということですが、工事の工期は8月12日になっております。そのあと皆様への引き渡しは、区画の

抽選等をいたしまして、公平に皆様に区画を選んでいただくために抽選会等を行いまして引き渡しを考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 15番。

○15番（馬場 績君） 第8条の使用料の全部又は一部免除という条文規定と、第6条の使用料年間1区画15万円については全額免除との関係で、一部免除ということの整合性はどうかという質問に対しては、行政実務としてこういう条例を作成しただけで、一部免除は考えていないと。一部免除はないという答弁になるわけですが、当然初年度が免除で、10年後に一部負担ということも私はないと思うんですけども、そういうことも含めて一部負担は将来的にないということなのか。だとするならば、将来的にないということにするならば、一部免除という条文規定の意味はどう理解すればいいのかということになるわけです。私は、法令実務を勉強したことがありますけれども、そういうことも我々議会の立場からは疑問があるということですよ。

それから、管理については収入は400区画で年間2,000円だから80万円。それをそっくり民間委託にするということですよ。まだ検討していなければ検討していないということでもいいと思うんですが、これはいわゆる指定管理者方式などによる民間委託ということなのか。それとも、地縁団体における管理ということを考えているのかお尋ねいたします。

それから、引き渡しについては、8月中旬といったのかな。8月12日なんだね。ぎりぎりお盆までは間に合うんですけども、抽選はいつ行われるのかということですよ。実は請戸の多くの人たちに聞いたわけではないんですけども、いつ引き渡しになるんだろうと、いつ決まるんだろうという不安があるんだね。したがって、共同墓地の今後の運営というか、引き渡しまでのスケジュールについて、希望者に対して抽選はいつやるかということにも関わりますけれども、早い時期に抽選をして、地縁者に安心できるような対応をすべきではないかと思いますが、いかがに対応されるかお答えください。

○議長（吉田数博君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは再質問にお答え申し上げます。第8条の関係で、一部免除についてでございます。議員おっしゃるとおり、今回の移転に関しましては、移転者がそっくり墓地を移転するというので、一部免除ということはそういった事例は出ないと考えております。ただ、将来的にどうかと言われますと、現在のところその墓地が、例えば大平山に整備するものですから、今後大平山の集団移転で大平山に住む方がいらっしやって、その方

が新たに墓地を求めるとかそういった事例があるかどうか今のところはわかりませんが、将来的な含みを残した形でも条例ですので、ある程度広い意味で捉えるという形でこういった表現がいいのだらうという判断をいたしたところでございます。

さらに管理についてでございますが、この管理料2,000円を徴収いたしまして、今のところは業者による清掃委託。指定管理というわけではなくて、まず今のところは清掃業者等による共有部分の清掃等を考えております。

さらには、抽選の時期でございますが、なるべく早い時期に墓地移転を希望される方にお示ししたいと考えてますので、なるべく早い時期にしたいと今検討しているところでございます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第37号 浪江町営大平山霊園条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田数博君） ここで10時30分まで休憩といたします。

（午前10時15分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前10時30分）

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第38号 平成26年度浪江町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番。

○15番（馬場 績君） 議案第38号について、第1点目は6ページです。

総務委託金で補正額360万円、予算合計7億8,900万円、約8億円の

お金になるわけですが、改めて委託金の支出計画、歳出のところでは発見できなかったのもので、支出計画についてご説明をいただきたいと思えます。

それから7ページ、繰入補正であります。復旧・復興基金繰入が今回1,000万円、補正後の基金残高は54億円ということで莫大な基金、復興だから莫大ではないですね。一定額の基金積立が発生しております。復旧・復興交付金ということなので、はっきり言うと歳出基準について、大枠縛りがあるのか、それとも被災市町村でこのお金を十分に、自由に活用できる性格のお金なのかどうかということ、まずお聞きしておきます。

それから3点目、10ページ、林業振興費、これも説明欄にはバイオマス発電導入可能性調査のための委託調査の予算計上ですが、可能性について調査を委託するというものだと思いますが、成果品はいつ頃になるのかお尋ねいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 6ページの総務費委託金、原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金でございますが、当初で7億8,921万7,000円、今回360万円の補正増ということで計上しているところでございます。

こちらにつきましては、当初においては23事業あげております。額については申し訳ございませんが、今手元にないものですから、主なものを申し上げますと、防犯管理事業、さらに防犯カメラシステム事業、外部被ばく線量測定事業、きずな再生支援システムの委託、さらに今回の補正でも上がっておりますが職員宿舎の借上げ、仮設浄化槽の借上げ、同じく仮設トイレの借上げ、休憩施設の維持管理運営、内部被ばく検査等23事業となっております。

続きまして、7ページの復旧・復興基金の歳出の基準ということでございますが、いわゆる再生加速化の交付金事業であるとか、さらには復興交付金の基金事業であるというものにまずは当てはまるものについては、そちらからの支出を先に検討してまいっております。そちらのほうの補助裏分であるとか、そういう部分に充当する部分、さらには今浪江町が現地の方の復興にかかわるいろんな事業について、こちらのほうで支出していきたい。この事業で当てていきたいと考えているところでございます。一定のしぼりはございます。ただ、復旧・復興に向けて、今後浪江町のほうの事業が出てくると思えますので、そういう部分で対応していきたいと思えます。

復旧・復興基金につきましては、一般分であるとか、あとは津波被災住宅再建などの市町村交付分であるとか、市町村交付でブラン

ドイメージの分であるとか、さらには復興支援交付金分、市町村交付、さらには核燃分そういうものを総合して、こちらのほうで基金として造成しているところでございます。

今後につきましても、町のほうの復興にかかわる事業については、積極的に各課連携をとりながら事業に対応していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 10ページの農林振興費のバイオマス発電導入可能性調査委託でございますが、平成26年度と平成27年度ということで2カ年で可能かどうかの調査関係という形で、今年度につきましては、物資の収入関係、材料の収支関係とか、技術性、それから環境性。技術性は発電効率や熱量の付加価値利用関係、それから環境性、放射性物質の影響とCO₂排出量とそれから採算性、環境を総合的に判断して調査するという形のことを考えております。

成果品につきましては、今年度分については年度内という形で考えてございます。

○議長（吉田数博君） 15番。

○15番（馬場 績君） 総務委託金についてであります。帰還再生にかかわる23事業を町としては計画をしていると、今ほど総務課長からいくつか説明がありましたが、帰還再生事業にしても復興・復旧基金の資金とあるいは関連事業についても、原発あるいは津波による被害被災、そこからの復興・復興ということであれば、要するにそういう目的、位置づけであれば、町の判断で、町の裁量で事業化することができるということなのか、どうなのか。単純な言い方をすると、ひも付き資金なのかそうでないのかということなのです。

それから、バイオマス発電導入可能性調査委託についてですが、平成26年、27年度にまたがって調査を委託するというお答えでしたが、年度中に成果品をいただくようにしたいという答弁があったと思うんですが、2年にまたがる事業と年度内にとということの関係では、単年度ごとの委託事業の成果ということなのか、それとも継続事業として委託調査するのかどうかということも確認しておきたいと思えます。

それから、当然こういう専門業者はいると思いますが、技術性だとか環境性だとか、採算性だとかどうだというのは、私もマニュアルがあるのではないかと思う。改めて2,100万円をかけて事業化するということについて今少し考える必要があるのではないかと。規模とかバイオマスの対象によっては若干違ってはくるとは思うので

すが、復旧・復興に名を借りた専門業者の介入や依存が、これからもますます強くなるのではないかという懸念もあります。そういう意味で、改めてこうした常識的な項目について調査委託をするということについて再検討を要するのではないかと思うのですが、そうではないと、こういう点で調査委託の必要性ありというのであれば、お答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは町のほうの復旧・復興基金ほうの先ほどご質問いただきました歳出のしほりということでございますが、先ほども申しあげました復旧・復興基金の積み立てている交付金等につきましては5つございます。

一般分で宝くじ等の交付金、市町村交付で復興支援交付金、もう一つが核燃分、この3つについては基本的に縛りはございません。町のほうで裁量をもって自由に使えるお金と考えてございます。

あと2つございまして、市町村交付分で津波被災地の住宅再建事業分、さらには市町村交付でブランドイメージ分は事業が指定、若しくは事業の内容が決まっておりますので、縛りがあります。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 議員おただしの件についてお答えいたします。これについては復興計画に掲げております森林、資源の活用及び林業の再生を目指すことに対しての木質バイオマス発電の導入についての可否について判断するという形で近隣の町村でも検討しておりまして、材料等の確保から難しいということでもありますので、総合的に林業者も含めた中で、事業者も含め、導入できるかどうかの技術的な専門機関等も調査しながら検討していく事業という形で考えております。

○議長（吉田数博君） 15番。

○15番（馬場 績君） 6ページの総務委託帰還再生加速事業というものと、復興・復旧基金の性格についてお答えありました。縛りあるものとなないものということですが、復旧・復興のために大いにローカル色を発揮しながら浪江町の復旧・復興のために120%役立てるという立場で事業化をしていただきたいと思います。

そのうえで、いろんな事業がすでに計画されているし、これから事業化されているものもあるということですが、計画の中にぜひ入れてもらいたいという事業についてご提案をしながらお尋ねしたいと思います。

何度もいうように、帰還困難区域については114号線の路面高圧除染の計画は、この前の全員協議会の際に説明がありました。し

かし、全体の除染計画はないと。そういう中で、3年数カ月が過ぎて、私としては今年が過ぎれば、ちょうど周辺の支障木や農耕地の柳等も含めた繁茂による荒廃、それによる野獣性動物による損壊、それによる従前の生産現場、あるいは生活現場の荒廃がさらに加速されると。ではどうあるべきかということについてであります、こういう事業に縛りが無い部分で、帰還困難区域の町道並びに農地あるいは住宅周辺の今言ったような荒廃、破壊を最小限に食い止めるというために、浪江町で本来ならば当初予算で事業化あるいは計画されれば一番いいわけですが、補正でも今後、今、私が指摘したそういうものについて事業化する考えがあるかどうか。もしこの2つのメニューで、それは制度の縛り、あるいは国・県との関係で今模索中だということであれば、その内容についてもお示しいただきたいと思えます。他町村の事例は今回省略します。

それから最後、林業振興であります、要するに木質バイオマスについて、その事業化についていろいろ専門業者に調査をしてもらおうと、その程度のことであれば、木質バイオマスについて、確かに現場によっては、放射能汚染の度合いが違いますから、調査をするその必要性はわかりますが、改めて2,100万円をかけて委託発注すべき中身なのかと、いささか疑問と不安を持つものですから、こういうことのために必要だと、こういう項目の調査は改めて事業者調査委託をしないと回答が出ないんだということなのか。初めてではないと思えます、こういうことについては。別な言い方をすれば事業の選択、財源の有効活用、しかも効果のある事業の選択かどうかというのは我々としては大きな判断の基準になるし、行政当局もそこは着目すべき問題ではないかと考えるものですから、これで最後にですからお答えいただきたいと思えます。いや、そうではなくて、全体として浪江町の復旧・復興のためにこういう目的があるということをお町長サイドでお考えがあるとすれば、ぜひ私が納得できるようなお答えをいただきたいと思えます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 私どもとしましては、脱原発ということをお今後のまちづくりの主眼におきました。したがって、再生可能エネルギーをでき得るもの、果たしてどういふものか。これは今議論になっていきますバイオマスエネルギー、あるいは太陽光発電、あとは風力とか波力等々いろんな再生可能エネルギーの考え方があると思えます。今回、特に担当課のほうではバイオマスエネルギー、これを考えたのは、特に弘前大学からいろんな分野の面でご支援をいただいていた。その中でネピアグラスを使って、セシウムを吸着させ

る植栽がありました。そういう状況のものを今度はそれをバイオマスで適用できないかと。そして広めて木質バイオマスというものも考えられる。したがって議員おただしのとおり、私どもプロパーがおりませんので、専門家のいろんなご提案、ご提言を受けるということで、確かにマニュアル化しているところはあると思います。

しかし、地域の実情とかいろんな状況も違いますので、その辺を基本的なものからさぐって、そしてある程度の成果が得られるような提案を期待したいなと思っております。そういうことでとにかく再生可能エネルギーを目指していくということで、ひとつご理解をお願い申し上げたいと思います。

それから、帰還困難区域の関係ですが、これはとにかく今帰還困難区域以外については除染が始まっています。その除染の技術を利用して、帰還困難区域についても効果的なものを事業化していきたいというのが環境省の考え方のようです。したがって、それらの効果、成果を帰還困難区域に当てはめるように、ぜひ除染をやっていただくということでもあります。その中におただしのとおり、荒廃した農地、あるいは朽ちた家屋、住宅も含めて解体除染がいいのか、あるいは帰還困難区域、今しばらくの間、期間がありますので、そういう状況のなかで、帰還できるような環境づくりもしていかななくてはならないと。今現在は帰還困難区域以外のものについてどう帰還させていくかという環境づくりに努めておりますが、それがある程度目安がつく状況あるいは事業化のプロセスの中で、帰還困難区域でできるものを探し求めて今後は事業化を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、檜野副町長。

○副町長（檜野照行君） 帰還困難区域の崩壊家屋とか、それから現在の維持管理をどうするかという意味だと思いますが、それについて町でどうするかという話が今質問の内容ですが、私どもとしては基本的には除染も含めて、我々の地域をどう扱っていただくというのは、国が国の責任でしっかりとやってもらうということを基本的に考えて対応しております。ですから、今求められている内容についても、国がやってくれないから我々がやってしまうということではなくて、必要なものはしっかりと国にやってもらう。そういう考え方で今も望んでいますし、今後もそういうことでいろいろと折衝を重ねています。その一つの成果として、例えば114号の除染についてもやっと始まることになりましたが、これももともとはできないということでしたが、我々のそういう活動がみのってやるようになってきたということでもありますので、それらについては強く今後も

町としてしっかりと国と対峙しながら、それらについては頑張っていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第38号 平成26年度浪江町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第39号 平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第39号 平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第40号 平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第40号 平成26年度浪江町農業集落排水事業特別
会計補正予算（第1号）を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。
-

◎報告第1号の質疑

- 議長（吉田数博君） 日程第1、報告第1号 平成25年度浪江町一般
会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
以上で報告第1号を終わります。
-

◎報告第2号の質疑

- 議長（吉田数博君） 日程第1、報告第2号 平成25年度浪江町一般
会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
以上で報告第2号を終わります。
-

◎請願・陳情審査報告

- 議長（吉田数博君） 日程第2、請願・陳情審査報告を議題とします。
-

◎陳情第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第2、陳情第2号 浪江町居住制限区域の
米の配布自粛を求める陳情書を議題といたします。
付託中の委員会からお手元に配布のとおり、審査報告書が提出さ
れております。
事務局長に議案の朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。
(午前 11時02分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前 11時07分)

○議長（吉田数博君） ただちに議会運営委員会開催のために暫時休議
をいたします。
(午前 11時07分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前 11時36分)

○議長（吉田数博君） ただいま陳情審査報告書の訂正について、これ
から事務作業があるものですから、午後 1時15分まで昼食休憩とい
たします。
(午前 11時36分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午後 1時15分)

○議長（吉田数博君） 先ほど提案中の陳情審査報告について撤回した
いとの申し出がありました。

この件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、
直ちに議題とすることについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

◎陳情審査報告の撤回について

○議長（吉田数博君） よって、直ちに追加日程第1、陳情審査報告の
撤回についてを議題とします。

産業建設常任委員長から撤回理由の説明を求めます。

産業建設常任委員会委員長、若月芳則君。

○産業建設常任委員会委員長（若月芳則君） 先般、ご配付いたしまし
た陳情審査報告書この案件であります、本来ですと陳情者という
項目で入る欄が「請願者」ということになっておりましたので、こ

れを改めて訂正して「陳情者」としたものであります。ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。

陳情審査報告の撤回について許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、陳情審査報告の撤回については許可することに決定をいたしました。

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午後 1時16分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 1時17分）

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（平本佳司君） 再開にあたりまして申し訳ございませんが、追加議事日程の件なのですが、この項目で浪江町議会3月定例会となっておりますので、訂正していただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午後 1時17分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 1時18分）

○議長（吉田数博君） 直ちに議会運営委員会開催のため、暫時休議いたします。

（午後 1時18分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 1時53分）

○議長（吉田数博君） 追加日程第1の採択後の6月定例会とすべきところを「3月定例会」と誤表記してしまいました。この件は議長権限で訂正させていただきます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

追加日程第1の差し替えのため暫時休議します。

なお、追加日程第2についても同様の理由により差し替えをさせていただきます。

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

（午後 1時54分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 1時55分）

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。

請願・陳情審査報告を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、直ちに追加日程第2、請願・陳情審査報告を議題とすることに決定いたしました。

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

（午後 1時56分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 1時57分）

◎陳情第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 追加日程第2、陳情第2号 浪江町居住制限区域の米の配布自粛を求める陳情書を議題といたします。

付託中の委員会からお手元に配付のとおり、審査報告書が提出されております。

事務局長に議案の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉田数博君） ただいま朗読のとおりです。所管委員長から趣旨説明をお願いいたします。

産業建設常任委員会委員長、若月芳則君。

[産業建設常任委員会委員長 若月芳則君登壇]

○**産業建設常任委員会委員長（若月芳則君）** それでは産業建設常任委員会から陳情審査の結果についてご報告させていただきます。

陳情第2号 浪江町居住制限区域の米の配布自粛を求める陳情書につきましては、あくまでも安全性の確認と営農の可能性の知見を得るという目的のための実証試験でございまして、浪江町居住制限区域の米をイベント等で不特定多数に配布することについては、風評被害の払拭を目的としているものの、かえって逆効果になり、新たな問題が生じる可能性があるので自粛すること。

よって、浪江町居住制限区域の米の配布自粛を求める陳情書については、事務局長審査結果報告のとおり、その趣旨を理解したうえで採択といたしました。

以上、ご報告申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○**議長（吉田数博君）** 以上で趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。10番。

○**10番（山本幸一郎君）** 確認なのですが、米のイベント等で不特定多数に配布しなければ、多くの米の収量70俵近く収穫されると見込まれるのですが、確認ですが不特定多数に配布しなければ、何かに利用してもいいという解釈でよろしいでしょうか。

○**議長（吉田数博君）** 産業建設常任委員会委員長。

○**産業建設常任委員会委員長（若月芳則君）** いろんな面から委員会としては議論をさせていただきました。それで不特定多数ということで配布した場合、いままでの風評被害の流れなんかを見ますと、その場ではいただいてもすぐに捨てるとか、野菜なんかでも東京の市場にいきますと、福島産も買わなくてはならないという一面、裏の廃棄置き場に山になっているという状況もたくさんありました。そういういろんな諸情勢を鑑み、当委員会としては不特定多数について配布するということは自粛するべき。

ただ、関係者においてその状況を十分に再確認したうえで、その米をどういうふうに処分するかについては慎重にしてくださいということも踏まえて採択としておりますので、ご理解をいただきたい。

○**議長（吉田数博君）** 10番。

○**10番（山本幸一郎君）** 国の基準では、1キロ当たり100ベクレル、もしかしたら酒田のところでは栽培していないと思うのですが、万が一、不検出等があった場合には、その他の利用方法を考えて議論されたのかということが一つと。

もう一つは、万が一、米なので、もしかしたら来年の作付けのほうに再活用するとかいうような話で、あくまでも全然害のないものを故意に捨てるなんていうことで町の事業で営農をしているのではないと私は思いますので、その辺のあとあとの利用も兼ねて議論されたかどうか。またそれはあくまでも絶対、何があっても捨てるのかということをもう一度この場で聞かせてもらっていいですか。

○議長（吉田数博君） 産業建設常任委員会委員長。

○産業建設常任委員会委員長（若月芳則君） 今、山本議員からご指摘の点についても、私は私どもも農家でございますから、その心情的な部分については十二分に理解できますし、一生懸命水もなかなか確保できない状況の中で苦労して栽培された農業者の意向も考えて判断をさせていただいております。そういう議論もありました。

しかしながら、万に一つ数値が出た場合、出なかったにしろ、捉まえ方というのは千差万別でございます、それがかえって次年度の営農作付け、浪江町の農産物等の風評の展開に大きな影響を与える危険性もあるということ踏まえて、総合的に判断して慎重にきせということで採択しております。十二分にそこら辺の議論というのはあったことも申し伝えておきます。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（山本幸一郎君） 今の趣旨で若干はあれですが、この文章で若干あれなのは、今年という表記は、他町村のでは今年の販売出荷を目的として実証実験しましたと書いてありますが、浪江町はこの表記でいくと居住制限、来年も米の配布等ができないような文章に思われるのですが、これはあくまでも今年だったら、「今年度の米の生産は」とか入れていただかないと、もしかしたら来年も居住制限で酒田で、他の地域でやられるどうかわかりませんが、来年もそういうような表記になると思いますので、平成26年度産米はとか、そういう形に変えていただかないと、いつまでたっても居住制限の米が配布されないか、自分で消費できなくなると思いますので、その辺はどのように記載されていませんが、ありますか。

○議長（吉田数博君） 産業建設常任委員会委員長。

○産業建設常任委員会委員長（若月芳則君） 山本議員のご指摘とか思いは十二分にわかりますが、やはり陳情書の趣旨に鑑みれば、やはり採択ということで委員会としては決定しております。

ただ、次年度以降について先ほどありましたが、どこまで答えればいいのかわかりませんが、富岡町とか1年間、毎日住んでいる地区は、1年間は自粛して2年目からそういう活動に移ったということが表記されておまして、その事実関係も確認しておまして、

その辺を踏まえて採択といたしておりますので、議員各位のご理解を賜りたいと思います。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、陳情第2号を採決いたします。

採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告のとおり採決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数です。

よって、陳情第2号 浪江町居住制限区域の米の配布自粛を求める陳情書については採択とすることに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第3、発議第1号 浪江町居住制限区域の米の配布自粛を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉田数博君） 提出者の若月芳則君から提案理由の説明を求めます。

8番。

○8番（若月芳則君） 意見書の提案説明でございますが、先ほどの陳情の採択を踏まえまして、委員会で協議の結果、事務局長朗読のとおりです。

議員各位のご賛同よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田数博君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発議第1号 浪江町居住制限区域の米の配布自粛を求める意見書（案）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第4、発委第3号 原子力損害賠償紛争解決センター和解案の速やかな受諾を求める決議（案）を議題といたします。

事務局長に朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長（吉田数博君） 提案者の議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、馬場績君。

[議会運営委員長 馬場 績君登壇]

○議会運営委員長（馬場 績君） 提案理由の説明をさせていただきます。

決議案朗読にありましたとおり、浪江町が代理人となって併せて1万5,546人の集団申し立てをするという極めて画期的な取り組みがなされました。

原子力災害損害賠償紛争センターは、我々の申し立てに対して、誠意ある和解案を提示しました。ところが今もって東京電力はそれを受諾しようとしておりません。我々町民を代表する議会としては、早期受託を強く求めるというために、議会全員の意思として決議を提案し、これを関係機関にお届けする。東京電力に対して、きちんと我々議会町民の意思を伝えて、早期実現を早期受諾を図る必要があるということがあるということから、決議案の提案でございます。

議員各位のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第3号 原子力損害賠償紛争解決センター和解案の速やかな受諾を求める決議（案）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数です。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

◎発委第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第5、発委第4号 原子力損害賠償紛争解決センター和解案の速やかな受諾を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長（吉田数博君） 提案者の議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、馬場績君。

[議会運営委員長 馬場 績君登壇]

○議会運営委員長（馬場 績君） 政府機関に対して意見書を提出するという中身で、今事務局長から趣旨について朗読をしていただきました。今回の意見書の問題で強調しておきたいことは2つあります。

1つは、東京電力自身がADRの和解案を尊重するということを経営方針に掲げているにもかかわらず、受諾していないという問題であります。

第2点は、行政指導の権限を持つ国は、東京電力の言い分に沿った形で、今なお、浪江町に対する受諾案を受諾するよう、強い行政指導をしたという形跡は見当たりません。

したがって、我々議会は町民の意思を代表する立場から政府に対してもADR和解案の早期受諾について、行政指導を強めると。損害賠償指針の見直しとは別な問題として、和解案の早期受諾について行政指導を強めるということを訴える中身であります。そうした理由から今回意見書を提案するということでもありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田数博君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第4号 原子力損害賠償紛争解決センター和解案

の速やかな受諾を求める意見書（案）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数です。

よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査について

○議長（吉田数博君） 日程第6、委員会の閉会中の継続審査又は調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長並びに議会報編集特別委員会委員長からお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査又は調査に付することに決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議された件はすべて議了いたしました。

◎町長あいさつ

○議長（吉田数博君） ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

○町長（馬場 有君） 今期定例会が閉会されるにあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位におかれましては、去る6月10日の本定例会開会以来、熱心にご審議をいただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

審議の過程でいただきました貴重なご意見・ご提言につきましては、今後の町政執行又は被災者対策に十分生かして参りたいと考えております。

さて、国会も会期末を真近に控えておりますが、この半年近くの審議、論議を見ますと、「集团的自衛権」の改憲解釈の問題、TPP、介護保険の改正問題などが中心となり、災害復興に対する視点が、何か風化されつつあることが散見され、極めて残念であります。

しかし、これまで国、県、東京電力に要請、要求してきた、除染、

賠償、健康管理、災害復興公営住宅の早期建設など、本町の課題が山積しております。これらの課題は一刻も予断を許されない問題であります。

今後は、それら課題等を一つひとつ克服して、町民の皆様の笑顔を目標に「復興の見える化」を着実に進めてまいる所存でありますので、議員各位のさらなるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、議員の皆様には梅雨を迎え、健康には特に留意されまして、今後の町政推進並びに復旧・復興のため、一層のご活躍をお祈り申し上げ、閉会のあいさつといたします。

◎閉会の宣告

○議長（吉田数博君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって平成26年浪江町6月定例会を閉会いたします。

（午後 2時26分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成26年 月 日

浪江町議会議長 吉 田 数 博

署名議員 泉 田 重 章

署名議員 佐 藤 文 子

署名議員 紺 野 榮 重